

第2編

犯罪者の処遇



刑事施設における多職種連携（ケース会議）の様子

【写真提供：法務省矯正局】



更生保護サポートセンターで協議する
保護司の様子

【写真提供：法務省保護局】

第1章 概要

第2章 検察

第3章 裁判

第4章 成人矯正

第5章 更生保護

第6章 刑事司法における国際協力

1 新規立法の動向

(1) 拘禁刑の創設等に関する刑法等の改正

令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が成立した。これらにより、刑法の一部改正等が行われ、①懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとし、各法律の罰則の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改め、②刑の執行猶予制度の拡充として、再度の執行猶予を言い渡すことができる宣告刑の上限の引上げ、初度の保護観察付執行猶予中の再犯についての再度の執行猶予及び猶予期間中の再犯の判決確定前に猶予期間が経過した場合の刑の執行に関する規定が整備された。さらに、刑事収容施設法、更生保護法（平成19年法律第88号）、更生保護事業法（平成7年法律第86号）、少年院法（平成26年法律第58号）及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）の一部改正が行われ、③施設内・社会内処遇に関する規定が整備された（①及び②は令和7年6月1日施行、③は5年12月1日施行）。

(2) 公判期日への出頭等の確保及び犯罪被害者等の情報の保護に関する刑事訴訟法等の改正等

令和5年5月、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）が成立した。これにより、公判期日への出頭及び裁判の執行の確保に関して、①公判期日への不出頭罪等の新設、②逃走罪及び加重逃走罪の主体の拡張等、③保釈等をされている被告人に対する監督者制度の創設、④位置測定端末により保釈されている被告人の位置情報を取得する制度の創設等が行われ、犯罪被害者等の情報の保護に関して、⑤性犯罪の被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等により、刑事手続において個人特定事項を秘匿するための規定の整備が行われた（①は同年11月15日施行、②は同年6月6日施行、③は6年5月15日施行、④は10年5月までに施行、⑤は6年2月15日施行）。

(3) 強制わいせつ罪、強制性交等罪等の要件の改正等に関する刑法等の改正等

令和5年6月、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）及び**性的姿態撮影等処罰法**（令和5年法律第67号）が成立した。令和5年法律第66号により、①強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合し、それらの構成要件を改めて**不同意わいせつ罪**及び**不同意性交等罪**とするとともに、13歳以上16歳未満の者に対して当該者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者がわいせつな行為又は性交等をした場合に不同意わいせつ罪又は不同意性交等罪により処罰することを可能とするなどの罰則の改正、②16歳未満の者に対する**面会要求等の罪**の新設、③性犯罪についての公訴時効期間の延長、④被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設等の規定の整備が行われ、令和5年法律第67号により、⑤特定の等方法等により性的姿態等を撮影する行為、これにより生成された記録（性的影像記録）を提供又は公然陳列する行為、提供又は公然陳列の目的で性的影像記録を保管する行為、不特定・多数の者に性的姿態等の影像を送信する行為及びこれにより送信された影像を記録する行為を処罰する規定、⑥性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪の犯罪行為により生じた物を複製した物等の没収を可能とする規定、⑦押収物に記録された性的姿態等に係る電磁的記録等の行政手続としての消去・廃棄に関する規定の整備が行われた（①、②、⑤及び⑥は同年7月13日施行、③は同年6月23日施行、④は同年12月15日施行、⑦は6年6月20日施行）。

(4) 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の改正

令和7年5月、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和7年法律第39号）が成立した。これにより、刑事手続等において情報通信技術を活用することにより

手続の円滑化・迅速化及びこれに関与する国民の負担軽減を図るとともに、それらの技術の進展等に
伴う犯罪事象に適切に対処することにより、安全・安心な社会を実現するため、①刑事手続等におい
て取り扱う書類について電磁的記録をもって作成・管理・発受することを可能にするための規定の整
備（訴訟に関する書類の電子化に関する規定の整備、電磁的記録による令状に関する規定の整備、電
磁的記録を提供させる強制処分に関する規定の整備）、②刑事手続等において関係者が対面する形で
行われる手続についてビデオリンク方式の一層の活用を可能にするための規定の整備（ビデオリンク
方式による勾留質問・弁解録取の手続に関する規定の整備、ビデオリンク方式による裁判所の手続へ
の出頭・出席に関する規定の整備、ビデオリンク方式による証人尋問の実施に関する規定の整備）、③
情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処するための規定の整備（電磁的記録をもって作成
される文書の信頼を害する行為を処罰するための罰則の整備、電子計算機損壊等公務執行妨害の罪の
創設、特定電子移転財産権の没収の裁判の執行及び没収保全に関する規定の整備、通信傍受の対象犯
罪の追加）が行われた（①のうち電磁的記録を提供させる強制処分に関する規定については令和8年
5月までに施行、その他については9年3月までに施行、②のうちビデオリンク方式による証人尋問
の実施に関する規定については8年5月までに施行、その他については9年3月までに施行、③のう
ち特定電子移転財産権の没収の裁判の執行及び没収保全に関する規定については8年5月までに施
行、その他については7年6月12日施行）。

（5）自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正に関する検討

法務大臣は、令和7年2月、法制審議会に対し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰
に関する法律の一部改正に関する諮問を行い（諮問第128号）、同審議会は、刑事法（危険運転による
死傷事犯関係）部会において、調査審議を行っている。

（6）刑事再審手続の在り方に関する検討

法務大臣は、令和7年3月、法制審議会に対し、刑事再審手続の在り方に関する諮問を行い（諮問
第129号）、同審議会は、刑事法（再審関係）部会において、調査審議を行っている。

2 法テラスの活動

日本司法支援センター（通称「**法テラス**」。以下「法テラス」という。）は、被疑者・被告人に国選
弁護人を、少年に国選付添人を、それぞれ選任する必要がある場合に、裁判所等からの求めに応じ、
法テラスと契約している弁護士の中から、国選弁護人・国選付添人の候補を指名して裁判所等に通知
する業務等を行っている。令和6年度の法テラスにおける国選弁護人候補の指名通知請求等の受理件
数は、被疑者に関するものが8万1,893件（前年度比1,379件増）、被告人に関するものが5万664件
（同3,299件増）であり、国選付添人候補の指名通知請求の受理件数は3,952件（同321件増）であっ
た（法テラスの資料による。）。

第1節 概説

警察等が検挙した事件は、**微罪処分**（刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な20歳以上の者による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。）の対象となった事件や交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反事件を除き、全て検察官に送致される。なお、令和6年に微罪処分により処理された人員は、4万7,982人（刑法犯では、微罪処分により処理された人員は4万7,974人であり、全検挙人員に占める比率は25.0%）であった（警察庁の統計による。）。

検察官は、警察官（一般司法警察員）及び海上保安官、麻薬取締官等の特別司法警察員からの送致事件について捜査を行うほか、必要に応じて自ら事件を認知し、又は告訴・告発を受けて捜査を行い、犯罪の成否、処罰の要否等を考慮して、起訴・不起訴を決める。

取調べの録音・録画制度は、平成28年5月に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）により令和元年6月から法律上導入されたが、検察庁では同改正法施行以前から、取調べの録音・録画を実施していた。5年度の検察庁における身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察官に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の被疑者取調べの録音・録画実施件数（前記改正法により録音・録画義務の対象とされた事件以外の身柄事件において実施したものを含む。）は、10万1,418件であり、平成27年度（5万9,411件）の約1.7倍の水準であった（最高検察庁の資料による。）。

さらに、検察庁では、平成27年10月以降、児童が被害者又は参考人である事件について、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、警察又は児童相談所からの情報提供を受け、警察及び児童相談所の各担当者と検察官とが児童からの聴取方法等について協議を行って対応方針を検討し、これらの機関のうちの代表者が児童から聴取する取組（以下「**代表者聴取**」という。）を実施している。代表者聴取においては、児童の供述特性を踏まえた聴取の必要性等を考慮し、**司法面接的手法**が活用されており、誘導的な質問をできる限り避け、早期かつ短時間の面接等を内容とするプロトコルに沿った児童からの聴取が行われている（実施状況については、第7編第3章第1節2項参照）。

また、検察庁では、犯罪被害者保護施策のより一層の推進を図るため、平成11年度から被害者支援員制度を実施しており、各検察庁に配置されている被害者支援員は、被害相談専用電話であるホットラインによる電話対応を含む犯罪被害者相談、被害者等通知の補助、来庁した被害者等への対応や法廷等への案内・付添い、被害者等の行う刑事確定訴訟記録の閲覧や証拠品の還付請求等各種手続の支援、他の被害者支援機関・団体等の紹介又は連絡・調整等の職務を行っている。なお、被害者参加制度を始めとする刑事手続における被害者の関与については、第6編第2章第1節参照。

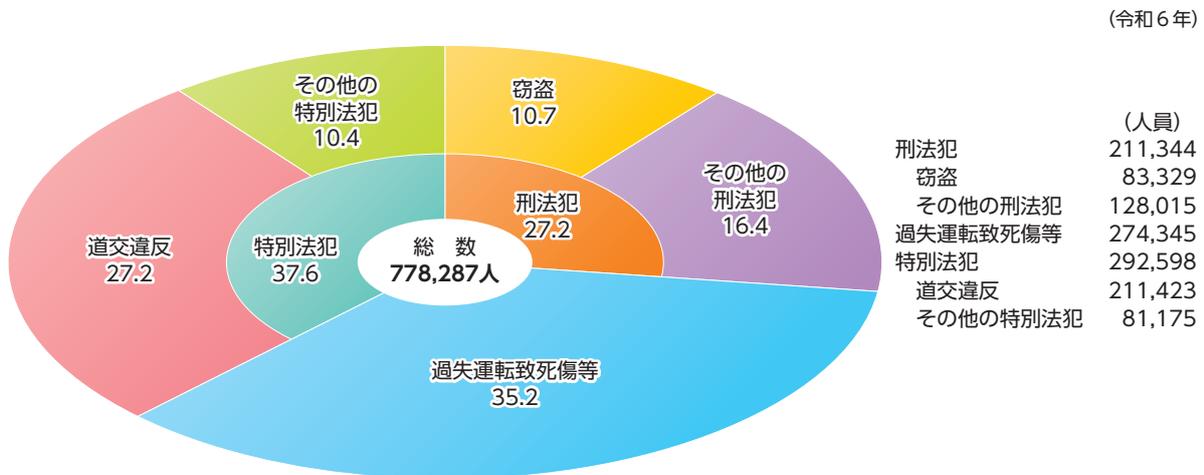
このほか、平成24年に犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」が策定され、再犯防止に向けた取組の必要性が高まったことに加え、障害者・高齢者等の支援を必要とする者が起訴猶予・刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事手続を離れる場合についても福祉的支援を行うことの重要性が広く認識されるようになったことなどから、検察庁では、そうした者の身柄釈放時等に、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等の関係機関・団体等と連携し、福祉サービス等に橋渡しするなどの「入口支援」を積極的に実施している。

第2節 被疑事件の受理

令和6年における検察庁新規受理人員の総数は、77万8,287人であり、前年より8,420人（1.1%）減少した。刑法犯の検察庁新規受理人員は、平成19年から令和4年まで減少し続けていたが、5年から2年連続で増加し、6年は21万1,344人（前年比5.5%増）であった。過失運転致死傷等は、平成17年から減少し続け、令和5年には増加したが、6年は再び減少し、27万4,345人（同5.0%減）であった。特別法犯は、平成12年から減少し続け、令和5年には増加したが、6年は再び減少し、29万2,598人（同1.7%減）であった。そのうち道交違反を除く特別法犯は、8万1,175人（同3.7%減）であった（CD-ROM資料2-1参照）。

令和6年における検察庁新規受理人員の罪種別構成比は、2-2-2-1図のとおりである。

2-2-2-1図 検察庁新規受理人員の罪種別構成比



注 検察統計年報による。

令和6年における検察庁新規受理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）のうち、検察官が自ら認知し、又は告訴・告発を受けたのは、5,730人であった（検察統計年報による。）。

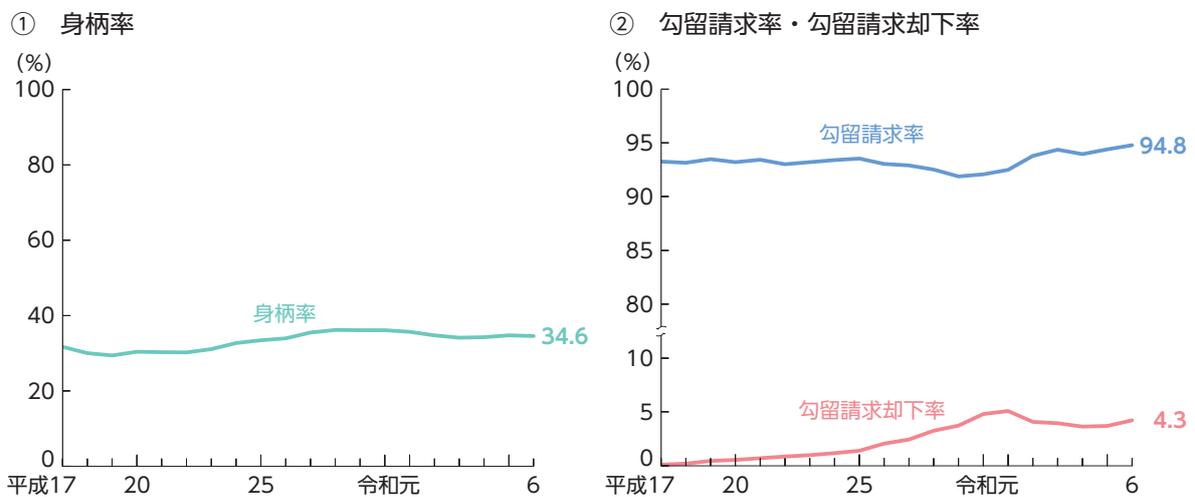
第3節 被疑者の逮捕と勾留

検察庁既済事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）について、全被疑者（法人を除く。）に占める身柄事件の被疑者人員の比率（身柄率）、**勾留請求率**（身柄事件の被疑者人員に占める検察官が勾留請求した人員の比率）及び**勾留請求却下率**（検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率）の推移（最近20年間）は、**2-2-3-1図**のとおりである。

勾留請求率は、平成5年以降、90%台前半で推移している（CD-ROM参照）。勾留請求却下率は、18年以降、毎年上昇していたが、令和2年以降4%前後で推移しており、6年は4.3%（前年比0.5pt上昇）であった。

2-2-3-1図 検察庁既済事件の身柄率・勾留請求率・勾留請求却下率の推移

（平成17年～令和6年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 「身柄率」は、検察庁既済事件の被疑者人員に占める身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察官に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の被疑者人員の比率をいう。
 3 「勾留請求率」は、身柄事件の被疑者人員に占める検察官が勾留請求した人員の比率であり、「勾留請求却下率」は、検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率をいう。
 4 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 5 時効再起事件、既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。

令和6年における検察庁既済事件について、被疑者の逮捕・勾留人員を罪名別に見ると、**2-2-3-2表**のとおりである。

2-2-3-2表 検察庁既済事件の身柄状況（罪名別）

(令和6年)

罪 名	総 数 (A)	逮 捕 関 係				勾 留 関 係			
		逮捕され ない者	警察等で 逮捕後 釈放	警察等で 逮捕・身 柄付送致	検 察 庁 で 逮 捕	認 容 却 下	勾 留 請 求 率	留 率	率
						$\frac{B+C}{A}$ (%)	(D)	(E)	$\frac{D+E}{B+C}$ (%)
総 数	291,555	185,011	5,809	100,600	135	34.6	91,358	4,154	94.8
刑 法 犯	210,803	131,556	5,179	73,993	75	35.1	66,368	3,320	94.1
放 火	615	200	7	407	1	66.3	407	-	99.8
不同意わいせつ	5,012	2,226	36	2,748	2	54.9	2,541	167	98.5
不同意性交等	3,484	1,461	3	2,015	5	58.0	1,995	6	99.1
殺 人	999	554	3	441	1	44.2	439	1	99.5
傷 害	21,770	10,653	922	10,189	6	46.8	8,843	558	92.2
暴 行	18,016	11,291	1,158	5,562	5	30.9	4,078	548	83.1
窃 盗	83,355	56,822	1,288	25,223	22	30.3	23,264	803	95.3
強 盗	1,644	599	5	1,040	-	63.3	1,027	4	99.1
詐 欺	16,288	7,463	131	8,680	14	53.4	8,552	71	99.2
恐 喝	2,038	544	6	1,488	-	73.0	1,445	9	97.7
性的姿態撮影等処罰法	5,028	3,464	198	1,365	1	27.2	897	226	82.2
そ の 他	52,554	36,279	1,422	14,835	18	28.3	12,880	927	93.0
特 別 法 犯	80,752	53,455	630	26,607	60	33.0	24,990	834	96.8
銃 刀 法	5,042	3,963	198	881	-	17.5	722	45	87.1
大麻取締法	9,125	4,496	37	4,591	1	50.3	4,398	101	98.0
覚醒剤取締法	10,136	2,976	25	7,131	4	70.4	7,100	10	99.6
入 管 法	6,673	1,822	24	4,825	2	72.3	4,814	3	99.8
地方公共団体条例	7,505	4,775	183	2,547	-	33.9	1,624	507	83.7
そ の 他	42,271	35,423	163	6,632	53	15.8	6,332	168	97.2

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 時効再起事件、既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。
 4 「逮捕されない者」は、他の被疑事件で逮捕されている者等を含む。
 5 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。
 6 「地方公共団体条例」は、公安条例及び青少年保護育成条例を含む地方公共団体条例違反である。

第4節 被疑事件の処理

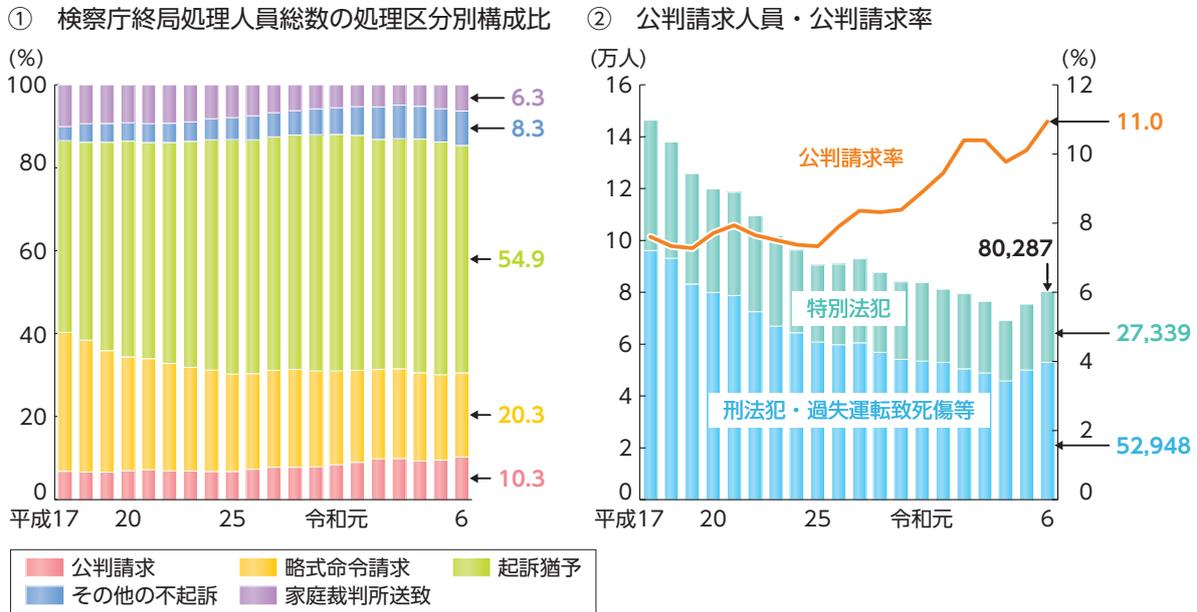
検察官が行う起訴処分には、公判請求と略式命令請求があり、不起訴処分には、①訴訟条件（親告罪の告訴等）を欠くことを理由とするもの、②事件が罪とならないことを理由とするもの（心神喪失を含む。）、③犯罪の嫌疑がないこと（嫌疑なし）又は十分でないこと（嫌疑不十分）を理由とするもののほか、④犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないこと（起訴猶予）を理由とするものなどがある。

検察庁終局処理人員総数（過失運転致死傷等及び道交違反を含む。以下この節において同じ。）について、処理区分別構成比及び公判請求人員・公判請求率の推移（最近20年間）は、**2-2-4-1図**のとおりである。令和6年における検察庁終局処理人員総数は、78万2,735人（前年比8,722人（1.1%）減）であり、その内訳は、公判請求8万287人、略式命令請求15万8,783人、起訴猶予42万9,432人、その他の不起訴6万4,586人、家庭裁判所送致4万9,647人であった。公判請求人員は、平成17年から

減少傾向にあったが、令和6年は、前年より4,903人（6.5%）増加した。公判請求率は、平成14年から26年までは7%台で推移していたが、同年以降上昇傾向にあり、令和6年は11.0%（同0.8pt上昇）であった（CD-ROM 参照。罪名別の検察庁終局処理人員については、CD-ROM 資料2-2参照）。

2-2-4-1図 検察庁終局処理人員総数の処理区分別構成比・公判請求人員等の推移

(平成17年～令和6年)

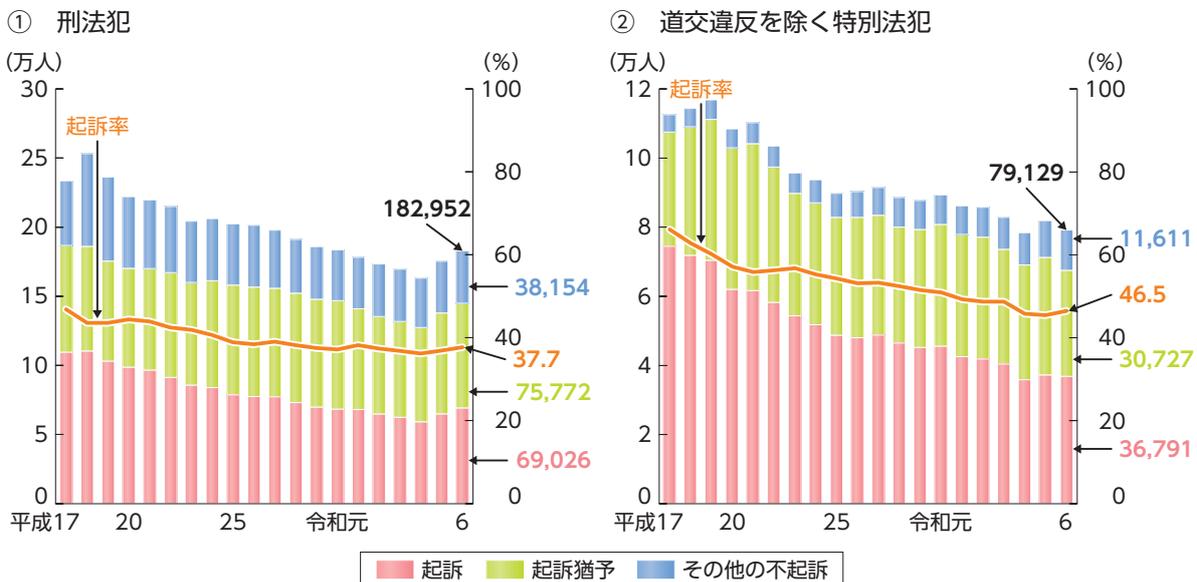


注 1 検察統計年報による。
2 「公判請求率」は、起訴人員及び不起訴人員の合計に占める公判請求人員の比率をいう。

起訴、起訴猶予及びその他の不起訴の人員並びに起訴率の推移（最近20年間）を、刑法犯、道交違反を除く特別法犯に分けて見ると、2-2-4-2図のとおりである（罪名別の起訴率については、CD-ROM 資料2-2参照）。なお、令和6年における検察庁終局処理人員総数の起訴率は、32.6%であった（2-2-4-1図 CD-ROM 参照）。

2-2-4-2図 起訴・不起訴人員等の推移

(平成17年～令和6年)



注 1 検察統計年報による。
2 「起訴率」は、起訴人員及び不起訴人員の合計に占める起訴人員の比率をいう。

令和6年における不起訴処分を受けた者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）の理由別人員は、**2-2-4-3表**のとおりである。平成17年と比較すると、起訴猶予により不起訴処分とされた者の構成比は、0.2pt上昇し、嫌疑不十分（嫌疑なしを含む。）により不起訴処分とされた者の構成比は、0.3pt上昇した（CD-ROM 参照）。

2-2-4-3表 不起訴人員（理由別）

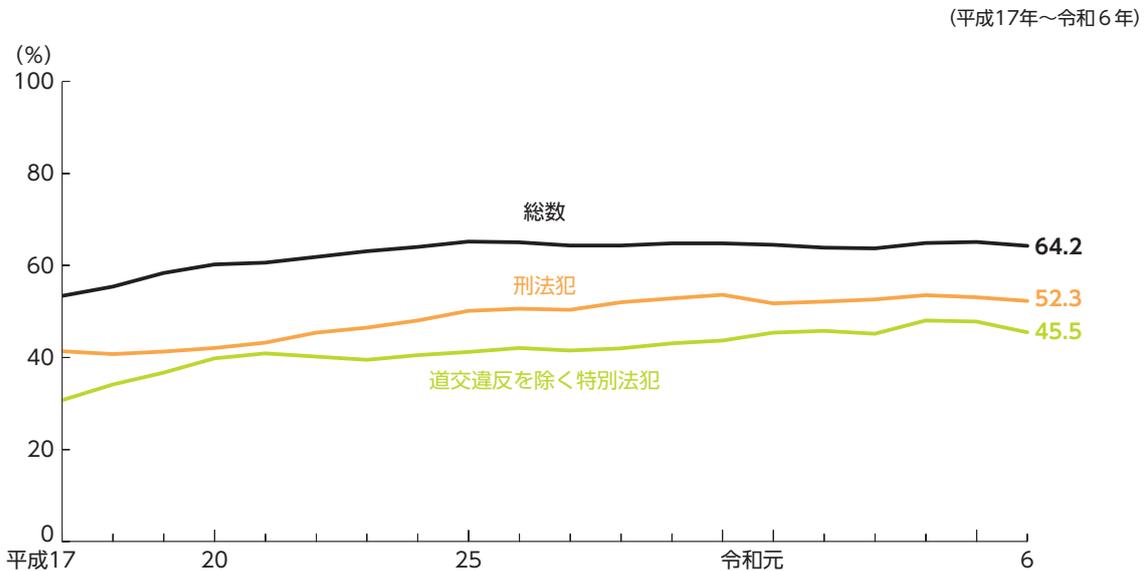
(令和6年)					
総数	起訴猶予	嫌疑不十分	告訴の取消し等	心神喪失	その他
156,264	106,499	38,072	5,896	296	5,501
(100.0)	(68.2)	(24.4)	(3.8)	(0.2)	(3.5)

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 「嫌疑不十分」は、嫌疑なしを含む。
 4 「告訴の取消し等」は、親告罪の告訴・告発・請求の欠如・無効・取消しである。
 5 「その他」は、時効完成、被疑者死亡等である。
 6 () 内は、構成比である。

検察庁終局処理人員総数、刑法犯及び道交違反を除く特別法犯の**起訴猶予率**の推移（最近20年間）を見ると、**2-2-4-4図**のとおりである（過失運転致死傷等及び道交違反の起訴猶予率の推移については**4-1-3-2図** CD-ROM、罪名別・年齢層別の起訴猶予率については**4-8-2-1図**をそれぞれ参照）。

なお、検察庁と保護観察所等が連携して行う「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」については、本編第5章第4節参照。

2-2-4-4図 起訴猶予率の推移



- 注 1 検察統計年報による。
 2 「総数」は、刑法犯、過失運転致死傷等及び特別法犯の総数をいう。
 3 「起訴猶予率」は、起訴人員及び起訴猶予人員の合計に占める起訴猶予人員の比率をいう。

第1節 概説

刑事事件の第一審は、原則として、地方裁判所（罰金以下の刑に当たる罪及び内乱に関する罪を除き、第一審の裁判権を有する。）又は簡易裁判所（罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪及び常習賭博罪等の一定の罪について、第一審の裁判権を有する。）で行われる。

通常、第一審の裁判は、公判廷で審理を行う公判手続により行われ、有罪と認定されたときは、刑の免除がされる場合を除き、死刑、拘禁刑、罰金、拘留又は科料の刑が言い渡される。なお、簡易裁判所は、原則として拘禁刑以上の刑を科することはできないが、窃盗等の一定の罪については、3年以下の拘禁刑を科することができる。3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金を言い渡された者については、情状により、一定期間、刑の全部又は一部の執行が猶予されることがあり（罰金刑については全部執行猶予のみ）、事案によっては、その期間中、保護観察に付されることがある。また、死刑又は無期若しくは短期1年以上の拘禁刑に当たる事件を除き、明白軽微な事件については、**即決裁判手続**によることができ、この手続では、拘禁刑の言渡しをする場合は、刑の全部の執行猶予の言渡しをしなければならない。簡易裁判所においては、**略式手続**による裁判を行うこともでき、その場合、書面審理に基づいて100万円以下の罰金又は科料の裁判を行う。略式命令を受けた者は正式裁判を請求することができ、その場合、公判手続による裁判に移行する。

地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審判決に対しては、高等裁判所に控訴をすることができ、控訴審判決に対しては、最高裁判所に上告をすることができる。

なお、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の成立により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたが、同法の施行日である令和7年6月1日より前に行った行為については同法施行前の刑が適用される。

第2節 確定裁判

裁判確定人員の推移（最近10年間）を裁判内容別に見ると、2-3-2-1表のとおりである。裁判確定人員総数は、平成12年（98万6,914人）から令和4年まで毎年減少していたところ、6年は20万3,801人（前年比0.9%増）であった。なお、平成27年（33万3,755人）と比べると、約5分の3に減少しており（CD-ROM 参照）、その減少は、道交違反の略式手続に係る罰金確定者の減少によるところが大きい（4-1-3-2図 CD-ROM 参照）。令和6年の無罪確定者は、96人であり、裁判確定人員総数の0.05%であった。

また、令和6年に一部執行猶予付判決が確定した人員は591人（前年比3.5%増）であり、その全員が有期の懲役刑を言い渡された者であった（CD-ROM 参照）。

2-3-2-1表 裁判確定人員の推移（裁判内容別）

（平成27年～令和6年）

年次	総数	有罪						罪			罰金	拘留	科料	無罪
		死刑	無期懲役	有期懲役	一部執行猶予	全部執行猶予	全部執行猶予率	有期禁錮	全部執行猶予	全部執行猶予率				
27年	333,755	2	27	53,710	…	31,620	58.9	3,141	3,068	97.7	274,199	5	2,247	88
28	320,488	7	15	51,824	855	30,837	59.5	3,193	3,137	98.2	263,099	6	1,962	104
29	299,320	2	18	49,168	1,525	29,266	59.5	3,065	2,997	97.8	244,701	5	1,919	130
30	275,901	2	25	47,607	1,567	28,831	60.6	3,159	3,099	98.1	222,841	1	1,834	123
元	245,537	5	16	46,086	1,452	28,044	60.9	3,076	3,021	98.2	194,404	3	1,556	96
2	221,057	2	19	44,232	1,298	27,163	61.4	2,738	2,691	98.3	172,326	5	1,366	76
3	213,315	4	18	43,556	1,015	26,905	61.8	2,670	2,624	98.3	165,276	5	1,390	94
4	200,572	—	10	38,910	723	24,069	61.9	2,630	2,580	98.1	157,394	6	1,231	60
5	201,990	3	17	39,220	571	24,789	63.2	2,703	2,660	98.4	158,336	5	1,264	79
6	203,801	2	10	42,443	591	27,260	64.2	3,132	3,094	98.8	156,550	1	1,235	96

注 1 検察統計年報による。

2 「総数」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除を含む。

3 平成28年の「一部執行猶予」は、同年6月から12月までに一部執行猶予付判決が確定した人員である。

第3節 第一審

1 終局裁判

2-3-3-1表は、令和6年の通常第一審における終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見たものである。通常第一審における終局処理人員は、最近10年間では減少傾向にあるところ、6年は4万8,388人（前年比8.3%増）であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

2-3-3-1表 通常第一審における終局処理人員（罪名別、裁判内容別）

（令和6年）

罪 名	総 数	有 罪							罰金等
		死 刑	懲 役・禁 錮						
			無 期	有 期	一部執行 猶 予	保 護 観 察 付	全部執行 猶 予	保 護 観 察 付	
総 数	48,388 (92)	3	22	45,896	597	593	30,401	1,470	2,083
地 方 裁 判 所	45,797 (85)	3	22	43,921	597	593	28,972	1,375	1,583
刑 法 犯	22,890	3	22	21,796	28	28	12,048	954	906
公 務 執 行 妨 害	237	-	-	181	-	-	131	11	53
放 火	193	-	-	187	-	-	96	41	-
住 居 侵 入	382	-	-	340	1	1	209	22	41
偽 造	407	-	-	405	-	-	327	1	-
わ い せ つ 等 人	1,926	-	-	1,902	3	3	1,060	176	4
殺 害	213	2	5	200	-	-	48	14	-
傷 害	2,178	-	-	1,877	5	5	1,220	125	277
窃 盗	11,391	-	-	10,972	18	18	5,625	393	362
強 盗	439	1	17	420	-	-	92	30	-
詐 欺	3,080	-	-	3,063	1	1	1,700	57	-
恐 喝	275	-	-	273	-	-	180	7	-
横 領	544	-	-	516	-	-	288	8	21
毀 棄・隠 匿	434	-	-	370	-	-	282	21	61
暴 力 行 為 等 処 罰 法	245	-	-	204	-	-	95	8	41
そ の 他	946	-	-	886	-	-	695	40	46
特 別 法 犯	22,907	-	-	22,125	569	565	16,924	421	677
公 職 選 挙 法	6	-	-	4	-	-	4	-	2
ス ト ー カ ー 規 制 法	143	-	-	118	-	-	85	12	24
銃 刀 法	74	-	-	48	-	-	15	1	25
性 的 姿 態 撮 影 等 処 罰 法	442	-	-	427	4	4	292	34	15
児 童 福 祉 法	29	-	-	28	-	-	21	2	-
大 麻 取 締 法	2,330	-	-	2,326	32	32	1,959	60	-
覚 醒 剤 取 締 法	4,786	-	-	4,770	511	509	1,717	138	-
麻 薬 取 締 法	775	-	-	771	20	19	551	20	-
麻 薬 特 例 法	92	-	-	92	-	-	50	4	-
税 法 等	237	-	-	167	-	-	158	3	69
出 資 法	48	-	-	44	-	-	40	-	4
道 路 交 通 法	5,595	-	-	5,380	-	-	4,648	72	182
自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法	4,840	-	-	4,744	1	-	4,504	38	70
入 管 法	2,161	-	-	2,104	-	-	2,047	-	55
廃 棄 物 処 理 法	112	-	-	82	-	-	74	1	28
組 織 的 犯 罪 処 罰 法	122	-	-	113	-	-	81	-	5
そ の 他	1,115	-	-	907	1	1	678	36	198
簡 易 裁 判 所	2,591 (7)	1,975	-	-	1,429	95	500
刑 法 犯	2,348	1,975	-	-	1,429	95	326
住 居 侵 入	68	55	-	-	41	4	12
傷 害	94	-	-	-	-	-	79
窃 盗	2,089	1,880	-	-	1,368	89	188
横 領	44	36	-	-	17	2	8
盗 品 譲 受 け 等	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	53	4	-	-	3	-	39
特 別 法 犯	243	-	-	-	-	-	174
公 職 選 挙 法	2	-	-	-	-	-	2
ス ト ー カ ー 規 制 法	2	-	-	-	-	-	1
銃 刀 法	7	-	-	-	-	-	7
性 的 姿 態 撮 影 等 処 罰 法	4	-	-	-	-	-	3
道 路 交 通 法	61	-	-	-	-	-	38
自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法	62	-	-	-	-	-	43
廃 棄 物 処 理 法	19	-	-	-	-	-	13
そ の 他	86	-	-	-	-	-	67

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「総数」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び正式裁判請求の取下げを含む。
 3 「罰金等」は、拘留、科料及び刑の免除を含む。
 4 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。
 5 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。
 6 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 7 「毀棄・隠匿」は、刑法第2編第40章の罪をいう。
 8 「税法等」は、所得税法、法人税法、相続税法、地方税法、消費税法及び関税法の各違反をいう。
 9 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含まない。
 10 () 内は、無罪人員で、内数である。

令和6年における有期の懲役刑又は禁錮刑を言い渡された総数に占める全部執行猶予率は66.2%であった。同年に一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は597人であり、罪名別では、覚醒剤取締法違反が511人（85.6%）と最も多く、次いで、大麻取締法違反（令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規正法違反を含まない。）32人（5.4%）、麻薬取締法20人（3.4%）の順であった。

なお、通常第一審における少年に対する科刑状況（罪名別、裁判内容別）については、3-3-2-2表参照。

2 科刑状況

(1) 死刑・無期懲役

通常第一審における死刑及び無期懲役の言渡人員の推移（最近10年間）を罪名別に見ると、2-3-3-2表のとおりである。

最近10年間における死刑の言渡しは、殺人（自殺関与、同意殺人及び予備を含まない。）、強盗致死（強盗殺人を含む。以下この章において同じ。）及び強盗・不同意性交等致死（不同意性交等に係る法改正については、第1編第1章第2節4項及び第2編第1章1項（3）参照）に限られている。

2-3-3-2表 通常第一審における死刑・無期懲役言渡人員の推移（罪名別）

（平成27年～令和6年）

① 死刑

年次	総数	殺人	強盗致死及び強盗・不同意性交等致死
27年	4	2	2
28	3	1	2
29	3	3	—
30	4	2	2
元	2	2	—
2	3	2	1
3	3	3	—
4	—	—	—
5	1	—	1
6	3	2	1

② 無期懲役

年次	総数	殺人	強盗致死傷及び強盗・不同意性交等	その他
27年	18	7	10	1
28	25	9	16	—
29	21	7	13	1
30	15	8	6	1
元	18	5	13	—
2	12	3	8	1
3	18	8	9	1
4	19	9	10	—
5	13	6	5	2
6	22	5	17	—

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「殺人」は、自殺関与、同意殺人及び予備を含まない。
 3 「強盗致死（傷）」は、強盗殺人を含む。

(2) 有期懲役・禁錮

令和6年における通常第一審での有期の懲役・禁錮の科刑状況は、2-3-3-3表のとおりである（地方裁判所における罪名別の科刑状況については、CD-ROM資料2-3参照）。

なお、通常第一審における科刑状況に関し、危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道路交通法違反については4-1-3-4表、覚醒剤取締法違反についてはCD-ROM資料4-3をそれぞれ参照。

2-3-3-3表 通常第一審における有期刑（懲役・禁錮）科刑状況

(令和6年)

① 3年を超える科刑状況

罪名	総数	25年を超え 30年以下	20年を超え 25年以下	15年を超え 20年以下	10年を超え 15年以下	7年を超え 10年以下	5年を超え 7年以下	3年を超え 5年以下
地方裁判所	3,127	10	11	44	109	293	555	2,105
殺人	148	9	8	34	29	28	22	18
傷害	111	—	—	1	4	17	34	55
窃盗	704	—	—	—	—	8	36	660
強盗	285	—	1	5	22	58	91	108
詐欺	432	—	—	—	2	16	77	337
恐喝	12	—	—	—	—	—	1	11
不同意性交等・ 不同意わいせつ	557	—	1	3	11	65	166	311
銃刀法	7	—	—	—	1	2	3	1
薬物犯罪	670	—	1	1	32	79	97	460
自動車運転 死傷処罰法	30	—	—	—	6	6	4	14

② 3年以下の科刑状況

罪名	総数	2年以上3年以下			1年以上2年未満			6月以上1年未満			6月未満		
		実刑	一部執行 猶予	全部執行 猶予	実刑	一部執行 猶予	全部執行 猶予	実刑	一部執行 猶予	全部執行 猶予	実刑	一部執行 猶予	全部執行 猶予
地方裁判所	40,794	4,653	271	7,613	4,544	300	13,696	2,245	25	6,920	380	1	743
殺人	52	4	—	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	1,766	138	3	408	247	—	620	142	2	188	19	—	4
窃盗	10,268	1,710	5	1,871	2,022	11	3,221	891	2	531	20	—	2
強盗	135	43	—	90	—	—	1	—	—	1	—	—	—
詐欺	2,631	601	1	975	277	—	707	49	—	17	4	—	1
恐喝	261	36	—	115	42	—	65	3	—	—	—	—	—
不同意性交等・ 不同意わいせつ	1,243	163	2	686	68	1	321	4	—	1	—	—	—
銃刀法	41	3	—	4	6	—	1	12	—	9	5	—	1
薬物犯罪	7,289	1,588	259	1,008	1,205	284	1,878	184	19	1,389	35	1	2
自動車運転 死傷処罰法	4,714	79	—	706	60	—	2,731	66	1	1,050	5	—	17
簡易裁判所	1,975	33	—	198	352	—	1,026	159	—	205	2	—	—
窃盗	1,880	32	—	198	342	—	995	137	—	175	1	—	—

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

2 「一部執行猶予」は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。

3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。

4 「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法、大麻取締法（令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含まない。）、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反をいう。

(3) 罰金・科料

令和6年における第一審での罰金・科料の科刑状況は、2-3-3-4表のとおりである。

2-3-3-4表 第一審における罰金・科料科刑状況（罪名別）

(令和6年)

① 通常第一審

罪 名	総 数	罰 金							科 料
		100万円 以 上	100万円 未 満	50万円 未 満	30万円 未 満	20万円 未 満	10万円 未 満	5万円 未 満	
総 数	2,082	122	225	715	607	333	63	16	1
公務執行妨害	56	-	2	43	8	2	-	1	...
傷 害	356	-	15	91	120	115	12	3	-
過 失 傷 害	16	1	6	1	4	2	2	-	-
窃 盗	550	-	23	208	289	29	-	1	...
公職選挙法	4	-	1	1	2	-	-	-	-
風営適正化法	10	2	8	-	-	-	-	-	...
銃 刀 法	32	-	-	5	6	21	-	-	...
道 路 交 通 法	220	-	40	110	11	6	44	9	-
自動車運転死傷処罰法	113	2	48	34	13	14	2	-	...
そ の 他	725	117	82	222	154	144	3	2	1

② 略式手続

罪 名	総 数	罰 金							科 料
		100万円	100万円 未 満	50万円 未 満	30万円 未 満	20万円 未 満	10万円 未 満	5万円 未 満	
総 数	156,521	277	15,978	41,230	17,984	20,698	46,892	12,393	1,069
過失運転致死傷等	36,455	89	7,299	13,729	6,940	8,379	16	3	...
道 交 違 反	84,138	4	4,207	16,150	2,040	2,933	46,394	12,298	112
公務執行妨害	428	-	31	253	131	13	-	-	...
窃 盗	5,087	-	390	1,970	2,454	273	-	-	...
そ の 他	30,413	184	4,051	9,128	6,419	9,100	482	92	957

- 注 1 司法統計年報による。
 2 ①は、懲役・禁錮と併科されたものを除く。
 3 ①は、略式手続から移行したものを含む。
 4 ①において、「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、傷害致死及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含まない。
 5 ①において、「過失傷害」は、刑法第2編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。
 6 ②において、「過失運転致死傷等」は、自動車運転死傷処罰法4条並びに6条3項及び4項に規定する罪を除く。

3 裁判員裁判

裁判員裁判（裁判員の参加する刑事裁判）の対象事件は、死刑又は無期の拘禁刑に当たる罪に係る事件及び法定合議事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の拘禁刑に当たる罪（強盗等を除く。))であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件である。ただし、被告人の言動等により、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあるため、そのために裁判員等が畏怖し裁判員の職務の遂行ができないなどと認められる場合には、裁判所の決定によって対象事件から除外される（令和6年において、同決定がなされた終局人員は4人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。）。また、審判に著しく長期間を要する事件等は裁判所の決定によって対象事件から除外される（同年にはそのような決定はなかった（最高裁判所事務総局の資料による。）。）。なお、対象事件に該当しない事件であっても、対象事件と併合された事件は、裁判員裁判により審理される。

裁判員裁判対象事件の第一審における新規受理・終局処理（移送等を含む。以下この節において同じ。）人員の推移（最近5年間）を罪名別に見ると、**2-3-3-5表**のとおりである。令和6年の新規受理人員の総数は、前年から8.5%減少して889人であったところ、罪名別では、殺人が最も多く、前年から15.3%増加して233人であった。

2-3-3-5表 裁判員裁判対象事件 第一審における新規受理・終局処理人員の推移（罪名別）

(令和2年～6年)

区分	総数	殺人	強盗致死	強盗致傷	強盗・不同意性交等	傷害致死	不同意性交等致死傷	不同意わいせつ致死傷	危険運転致死	現住建造物等放火	通貨偽造	銃刀法	覚醒剤取締法	麻薬特例法	その他
新規受理人員															
2年	1,004	217	33	304	28	57	47	90	22	97	6	9	77	—	17
3	793	220	12	136	25	82	47	69	25	87	15	5	28	—	42
4	839	228	18	133	15	85	50	74	23	80	32	9	60	1	31
5	972	202	25	259	15	73	51	88	8	100	8	2	123	1	17
6	889	233	21	217	20	64	57	53	19	94	4	1	82	1	23
終局処理人員															
2年	933	197	11	202	13	44	44	68	14	84	8	2	190	22	34
3	928	237	27	226	21	69	42	64	25	77	4	5	80	27	24
4	753	189	21	122	17	86	46	66	17	70	7	11	31	31	39
5	828	198	16	153	14	80	44	68	22	83	8	5	75	29	33
6	878	198	28	188	17	75	46	66	13	95	7	2	92	30	21

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。
 3 新規受理人員は、受理時において裁判員裁判の対象事件であったものの人員をいい、1通の起訴状で複数の異なる罪名の裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。
 4 終局処理人員は、裁判員裁判により審理された事件の終局処理人員（移送等を含み、裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。）であり、有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪、移送等の場合は、当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）にそれぞれ計上している。
 5 「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。
 6 新規受理人員における「危険運転致死」は、自動車運転致死傷処罰法2条に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪である。
 7 「通貨偽造」は、偽造通貨行使を含む。
 8 「その他」は、保護責任者遺棄致死、爆発物取締罰則違反等である。ただし、終局処理人員の「その他」は、裁判員裁判の対象事件ではない罪名を含む。

令和6年に第一審で判決等に至った裁判員裁判対象事件（裁判員裁判の対象事件及びこれと併合され、裁判員裁判により審理された事件。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったもの及び裁判員法3条1項の除外決定があったものは含まない。以下この節において同じ。）における審理期間（新規受理から終局処理までの期間をいう。以下この節において同じ。）の平均は14.2月（前年比1.0月増）であり、6月以内のものが7.5%（同4.5pt低下）、6月を超え1年以内のものが47.1%（同0.9pt低下）、1年を超えるものが45.4%（同5.4pt上昇）であった。また、開廷回数の平均は5.6回（同0.3回増）であり、5回以下が67.0%（同2.2pt低下）を占めた（最高裁判所事務総局の資料による。）。

2-3-3-6表は、令和6年に第一審で判決に至った裁判員裁判対象事件について、無罪の人員及び有罪人員の科刑状況等を罪名別に見たものである。同年の裁判員裁判対象事件についての第一審における判決人員の総数は、848人（前年比41人増）であった。

2-3-3-6表 裁判員裁判対象事件 第一審における判決人員（罪名別、裁判内容別）

(令和6年)

罪 名	総数	無罪	有 罪														禁錮	罰金	免訴	家裁へ移送
			死刑	懲 役										3年以下						
				無期	20年を超える	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	実 刑	全 部								
												一部執行猶予	執行猶予	保護観察付						
総 数	848	7	3	22	19	43	94	177	165	140	35	-	143	72	-	-	-	-		
殺 人	192	2	2	5	17	34	28	28	22	18	3	-	33	11	-	-	-	-		
強盗致傷	171	-	-	-	-	1	10	41	60	44	2	-	13	9	-	-	-	-		
現住建造物等放火	92	1	-	-	-	-	-	8	13	26	6	-	38	25	-	-	-	-		
覚 醒 剤 取 締 法	92	1	-	-	1	-	28	43	16	1	2	-	-	-	-	-	-	-		
傷 害 致 死	74	-	-	-	-	1	4	14	22	18	6	-	9	1	-	-	-	-		
不同意わいせつ致死傷	66	1	-	-	-	-	-	-	2	20	10	-	33	20	-	-	-	-		
不同意性交等致死傷	45	2	-	-	-	2	4	16	11	5	1	-	4	4	-	-	-	-		
麻薬特例法	30	-	-	-	-	1	1	7	14	5	-	-	2	-	-	-	-	-		
強盗致死	28	-	1	17	1	3	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
強盗・不同意性交等	16	-	-	-	-	1	7	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
危険運転致死	13	-	-	-	-	-	6	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通貨偽造	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	1	-	-	-	-		
保護責任者遺棄致死	5	-	-	-	-	-	-	3	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-		
銃 刀 法	2	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
そ の 他	16	-	-	-	-	-	1	1	3	3	4	-	4	-	-	-	-	-		

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。
 3 上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。
 4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪の場合は裁判終局時において当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）に、それぞれ計上している。
 5 懲役・禁錮には、罰金が併科されたものを含む。
 6 「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。
 7 「通貨偽造」は、偽造通貨行使を含む。
 8 「その他」は、傷害等の裁判員裁判対象事件ではない罪名を含む。

4 即決裁判手続

令和6年に即決裁判手続に付された事件の人員を罪名別に見ると、2-3-3-7表のとおりである。同年に地方裁判所において即決裁判手続に付された人員は16人（前年比1人減）、簡易裁判所においては0人（同1人減）であった。

2-3-3-7表 即決裁判手続に付された事件の人員（罪名別）

		(令和6年)								
区 分	総 数	公務執行妨害	住居侵入	窃盗	大麻取締法	覚醒剤取締法	麻薬取締法	道路交通法	入管法	その他
地方裁判所	16 (47,558)	— (241)	— (396)	1 (12,197)	3 (2,356)	1 (4,876)	— (782)	4 (5,659)	6 (2,176)	1 (18,875)
簡易裁判所	— (2,732)	— (7)	— (69)	— (2,165)	— (—)	— (—)	— (—)	— (65)	— (—)	— (426)

- 注 1 司法統計年報による。
 2 即決裁判手続により審判する旨の決定があった後に有罪陳述・即決裁判手続によることへの同意を撤回したことなどにより同決定が取り消された者を含まない。
 3 () 内は、通常第一審の終局処理総人員（移送等を含む。）である。
 4 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含まない。

5 公判前整理手続

充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があるときは、第一回公判期日前に、事件の争点及び証拠を整理する**公判前整理手続**が行われることがある。裁判員法により、裁判員裁判の対象事件については、必ず公判前整理手続に付さなければならない。また、裁判所において、審理状況等を考慮して必要と認めるときは、第一回公判期日後に、公判前整理手続と同様の手続により事件の争点及び証拠を整理する**期日間整理手続**が行われることがある。

令和6年に地方裁判所で終局処理がされた通常第一審事件のうち、公判前整理手続に付された事件の人員は990人であり、期日間整理手続に付された事件の人員は127人であった（司法統計年報による。）。

令和6年に公判前整理手続に付された事件の地方裁判所における審理期間の平均は14.9月（前年比0.3月増）であり、平均開廷回数は5.8回（前年と同じ）であった（司法統計年報による。）。

また、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件となったものを除き、令和6年に第一審で判決に至った裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）の平均は11.8月（前年比0.7月増）であり、公判前整理手続期日の回数については、平均は4.5回で、最も多い2回の割合は27.6%（同4.2pt低下）、6回以上の割合は22.4%（同0.8pt低下）であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

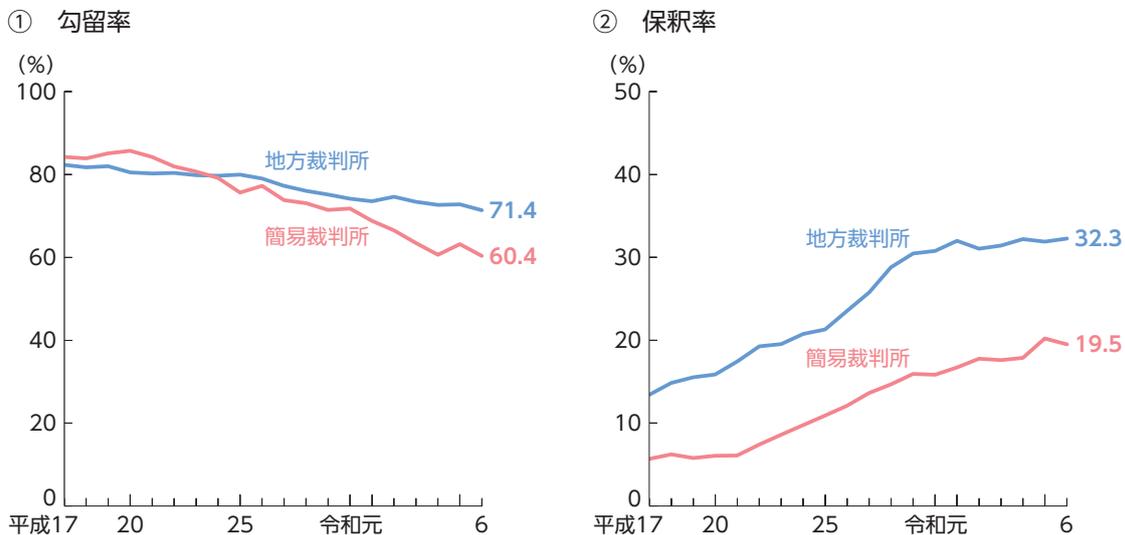
6 勾留と保釈

2-3-3-8図は、通常第一審における被告人の勾留率（終局処理総人員に占める勾留総人員の比率）・保釈率（勾留総人員に占める保釈人員の比率）の推移（最近20年間）を地方裁判所・簡易裁判所別に見たものである。勾留率については、地方裁判所では、平成17年（82.3%）をピークに26年まで80%前後で推移し、同年以降は低下傾向にあり、令和6年は71.4%（前年比1.4pt 低下）であった。簡易裁判所では、平成17年以降21年までは83～85%台で推移し、同年以降は低下傾向にあり、令和6年は60.4%（同2.8pt 低下）であった。簡易裁判所の勾留率は、平成24年以降一貫して地方裁判所の勾留率を下回っている。

保釈率については、地方裁判所の方が簡易裁判所よりも約7～15pt高い水準で推移している。地方裁判所では、平成15年（12.7%）を境に16年から上昇傾向にあり、令和6年は32.3%（前年比0.4pt 上昇）であった。簡易裁判所でも、平成16年（5.3%）を境に上昇傾向にあるところ、令和6年は19.5%（同0.7pt 低下）であった（CD-ROM 参照）。

2-3-3-8図 通常第一審における被告人の勾留率・保釈率の推移（裁判所別）

（平成17年～令和6年）



注 1 司法統計年報による。
 2 「勾留率」は、終局処理総人員（移送等を含む。）に占める勾留総人員の比率をいう。
 3 「保釈率」は、勾留総人員に占める保釈人員の比率をいう。

令和6年の通常第一審における終局処理人員について、被告人の勾留状況を見ると、2-3-3-9表のとおりである。

2-3-3-9表 通常第一審における被告人の勾留状況

（令和6年）

区 分	終局処理 総 人 員	勾 留 総 人 員	勾 留 期 間			保釈人員
			1月以内	3月以内	3月を超える	
地方裁判所	47,558	33,947 (100.0)	8,042 (23.7)	15,910 (46.9)	9,995 (29.4)	10,956
簡易裁判所	2,732	1,650 (100.0)	291 (17.6)	1,198 (72.6)	161 (9.8)	322

注 1 司法統計年報による。
 2 「終局処理総人員」は、移送等を含む。
 3 () 内は、構成比である。

第4節 上訴審

令和6年における通常第一審の終局裁判に対する上訴率（公訴棄却の決定、正式裁判請求の取下げ及び移送等による終局を除く終局処理人員に対する上訴（控訴及び跳躍上告）人員の比率）は、地方裁判所の裁判については11.0%、簡易裁判所の裁判については9.4%であった。同年の高等裁判所における控訴事件の終局処理人員を受理区分別に見ると、被告人側のみの控訴申立てによるものが4,870人（98.8%）、検察官のみの控訴申立てによるものが45人（0.9%）、双方からの控訴申立てによるものが12人（0.2%）、破棄差戻し・移送等によるものが1人（0.0%）であった（司法統計年報による。）。

令和6年における高等裁判所の控訴審としての終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見ると、**2-3-4-1表**のとおりである。高等裁判所の控訴審としての終局処理人員は、令和2年以降減少し続けていたが、6年は4,927人（前年比288人増）であった（司法統計年報による。）。

破棄人員417人について破棄理由を見ると、判決後の情状によるものが290人と最も多く、次いで、事実誤認（51人）、量刑不当（33人）の順であった（二つ以上の破棄理由がある場合は、それぞれに計上している。司法統計年報による。）。また、第一審の有罪判決が覆されて無罪となった者は12人であり（司法統計年報による。）、第一審の無罪判決が覆されて有罪となった者は、検察官が無罪判決を不服として控訴した20人のうち4人であった（検察統計年報による。）。

第一審が裁判員裁判の控訴事件について見ると、令和6年の終局処理人員は338人（前年比15.4%増）であり、そのうち控訴棄却が272人と最も多く、控訴取下げが26人、公訴棄却が1人であった。破棄人員は39人であり、破棄のうち自判が34人（自判内容は、有罪が33人、無罪が1人）、差戻し・移送が5人であった（司法統計年報による。）。

2-3-4-1表 控訴審における終局処理人員（罪名別、裁判内容別）

(令和6年)

罪 名	総数	破 棄						差戻し・移送	控訴棄却	取下げ	公訴棄却
		自 判									
		計	有罪	一部有罪	無罪	免訴					
総 数	4,927	397	376	9	12	-	20	3,671	819	20	
刑 法 犯	3,117	334	317	7	10	-	17	2,277	475	14	
公務執行妨害	28	-	-	-	-	-	-	20	7	1	
放 火	32	5	5	-	-	-	2	22	3	-	
偽 造	41	2	2	-	-	-	1	34	3	1	
わ い せ つ 等	316	55	52	-	3	-	2	232	26	1	
殺 人	90	4	4	-	-	-	2	77	7	-	
傷 害	315	32	29	1	2	-	3	233	46	1	
窃 盗	1,362	114	111	3	-	-	1	979	260	8	
強 盗	131	12	12	-	-	-	2	98	18	1	
詐 欺	464	74	72	2	-	-	-	326	64	-	
恐 喝	30	1	1	-	-	-	-	24	5	-	
横 領	77	14	14	-	-	-	1	54	8	-	
毀 棄・隠 匿	46	1	1	-	-	-	-	41	3	1	
暴力行為等処罰法	22	1	1	-	-	-	-	18	3	-	
そ の 他	163	19	13	1	5	-	3	119	22	-	
特 別 法 犯	1,810	63	59	2	2	-	3	1,394	344	6	
公 職 選 挙 法	11	-	-	-	-	-	-	11	-	-	
ス ト ー カ ー 規 制 法	24	-	-	-	-	-	-	24	-	-	
銃 刀 法	10	-	-	-	-	-	-	9	1	-	
性的姿態撮影等処罰法	20	2	2	-	-	-	-	13	5	-	
大 麻 取 締 法	123	3	3	-	-	-	1	89	30	-	
覚 醒 剤 取 締 法	828	17	17	-	-	-	1	583	226	1	
麻 薬 取 締 法	59	4	3	-	1	-	-	45	10	-	
麻 薬 特 例 法	15	3	3	-	-	-	-	10	2	-	
出 資 法	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	
道 路 交 通 法	337	8	7	1	-	-	-	296	30	3	
自動運転死傷処罰法	149	8	8	-	-	-	1	124	15	1	
入 管 法	30	2	2	-	-	-	-	23	5	-	
そ の 他	201	16	14	1	1	-	-	164	20	1	

- 注 1 司法統計年報による。
 2 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。
 3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 5 「毀棄・隠匿」は、刑法第2編第40章の罪をいう。
 6 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含まない。

令和6年に言い渡された控訴審判決に対する上告率（控訴棄却の決定、控訴の取下げ、公訴棄却の決定及び移送・回付による終局を除く終局処理人員に対する上告人員の比率）は、45.0%であった。最高裁判所の上告事件の終局処理人員（第一審が高等裁判所であるものがある場合には、これを含む。）は、平成25年以降、1,800人台から2,100人台で推移していたが、令和4年に1,600人台に減少し、6年は1,608人（前年比1.1%増）であった。その内訳は、上告棄却が1,334人（同0.3%減）、上告取下げが266人（同9.0%増）であり、破棄は0人であった（司法統計年報による。）。

第一審が裁判員裁判の上告事件について見ると、令和6年の終局処理人員は127人で、その内訳は、上告棄却が113人、公訴棄却が2人、上告取下げが12人であった（司法統計年報による。）。

第1節 概説

刑を言い渡した有罪の裁判が確定すると、全部執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行される。拘禁刑及び拘留は、**刑事施設**に拘置して執行される。なお、拘禁刑の創設に係る刑法等の改正については、本章第3節参照。

罰金・科料を完納できない者は、刑事施設に附置された労役場に留置され、労役を課される（労役場留置）。法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）2条により監置に処せられた者は、監置場に留置される。

婦人補導院は、売春防止法（昭和31年法律第118号）5条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女性を収容していたが、令和4年5月に成立した困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）により、売春防止法の補導処分に関する規定及び婦人補導院法（昭和33年法律第17号）等が廃止され、6年4月1日に廃止された。

1 刑事施設等

刑事施設には、刑務所、少年刑務所及び拘置所の3種類がある。**刑務所**及び**少年刑務所**は、主として受刑者を収容する施設であり、**拘置所**は、主として未決拘禁者を収容する施設である。令和7年4月1日現在、刑事施設は、本所が74庁（刑務所59庁（社会復帰促進センター4庁を含む。）、少年刑務所7庁、拘置所8庁）、支所が99庁（刑務支所8庁、拘置支所91庁）である（法務省矯正局の資料による。）。刑事施設には、労役場が附置されているほか、一部の刑事施設を除いて監置場が附置されている。

婦人補導院は、令和6年3月31日まで東京に1庁置かれていた。6年1月から3月までの間に、婦人補導院への入院はなかった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

2 刑事施設における処遇

刑事施設に収容されている受刑者、未決拘禁者等の被収容者の処遇は、刑事収容施設法に基づいて行われている。受刑者の処遇は、その者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行われる。未決拘禁者の処遇は、未決の者としての地位を考慮し、その逃走及び罪証の隠滅の防止並びにその防御権の尊重に特に留意して行われる。

令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が成立し、刑事収容施設法の一部改正が行われた。同改正により、①処遇要領（矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領）を定めるに当たって、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び申出のあった被害者等から聴取した心情等を考慮すること、②釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対して円滑な社会復帰を図るための支援を行うことを、刑事施設の長の責務とすること、③処遇の原則及び処遇要領の考慮要素に「年齢」を追加することなどの規定が整備され、5年12月1日に施行された。

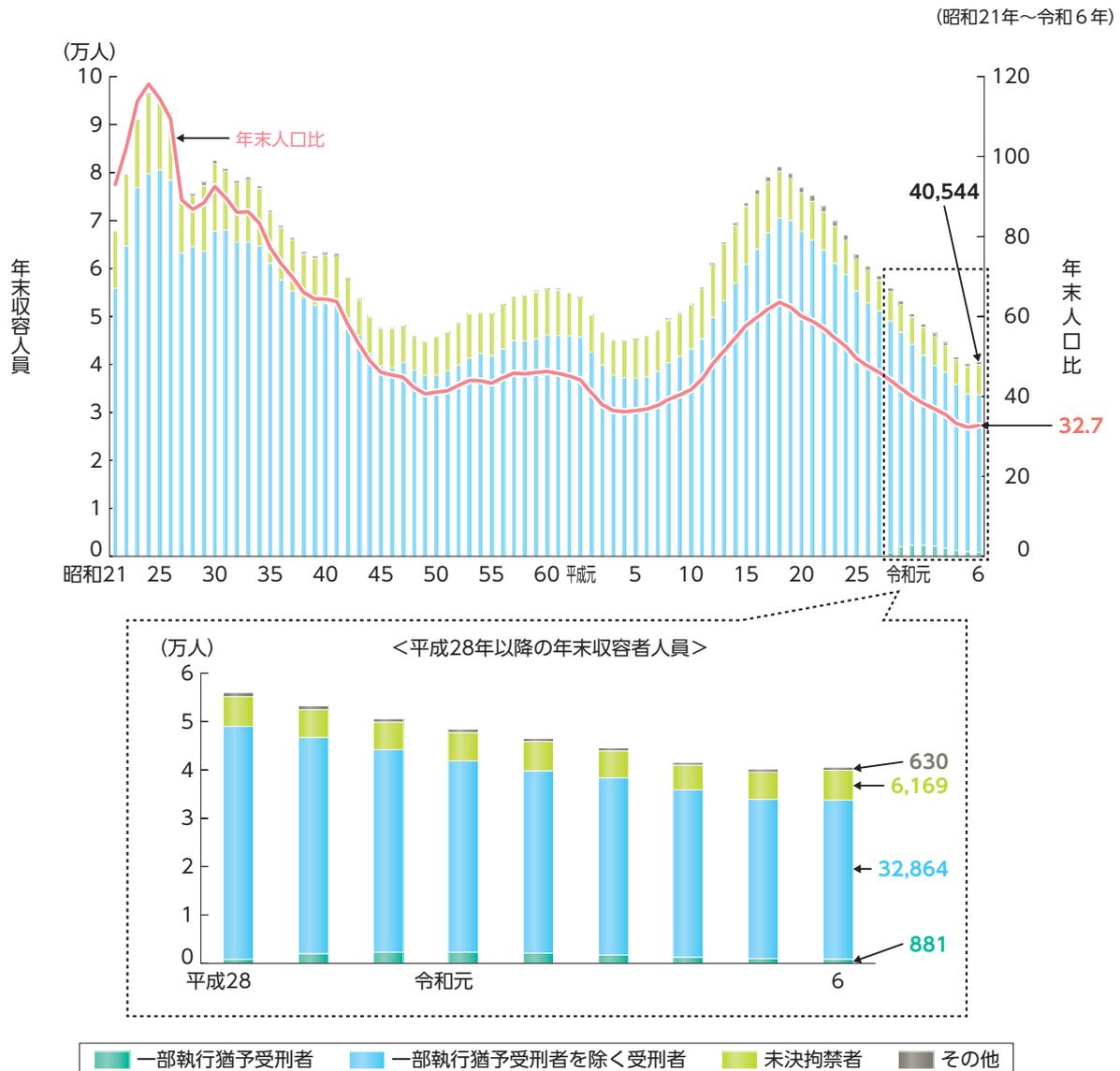
また、前記刑法等の一部を改正する法律により、拘禁刑が導入され、これまでの懲役のように作業の実施を前提とするのではなく、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業又は指導等を柔軟かつ適切に組み合わせた矯正処遇を実施する規定が整備され、令和7年6月1日に施行された（本章第3節参照）。

第2節 刑事施設の収容状況

1 刑事施設の収容人員

刑事施設の被収容者の年末収容人員及び人口比の推移（昭和21年以降）は、2-4-2-1図のとおりである（一日平均収容人員の推移については、CD-ROM資料2-4参照）。年末収容人員は、平成18年に8万1,255人を記録し、19年以降減少し続けたが、令和6年末現在は4万544人（前年末比0.9%増）であり、このうち、受刑者は3万3,745人（同0.4%減）であった。なお、6年における刑事施設の受刑者の年末収容人員のうち、**一部執行猶予受刑者**は、881人（同8.0%減）であった。

2-4-2-1図 刑事施設の年末収容人員・人口比の推移



- 注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「年末収容人員」は、各年末現在における収容人員である。
 3 「その他」は、死刑確定者、労役場留置者、引致状による留置者、被監置者及び観護措置の仮収容者である。
 4 「年末人口比」は、人口10万人当たりの各年末現在における収容人員である。
 5 「一部執行猶予受刑者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

2 刑事施設の収容率

令和6年末現在において、収容定員8万1,204人（このうち既決の収容定員は6万3,923人、未決の収容定員は1万7,281人）であるところ、年末収容人員は4万5,444人であり、このうち、既決（労役場留置者及び被監置者を含む。）の人員は3万4,268人（前年末比0.4%減）、未決（死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。）の人員は6,276人（同8.4%増）であった。同年末の**収容率**（収容人員の収容定員に対する比率）は、全体で49.9%（同2.7pt上昇）であり、既決では53.6%（同2.7pt上昇）、未決では36.3%（同3.3pt上昇）であった。

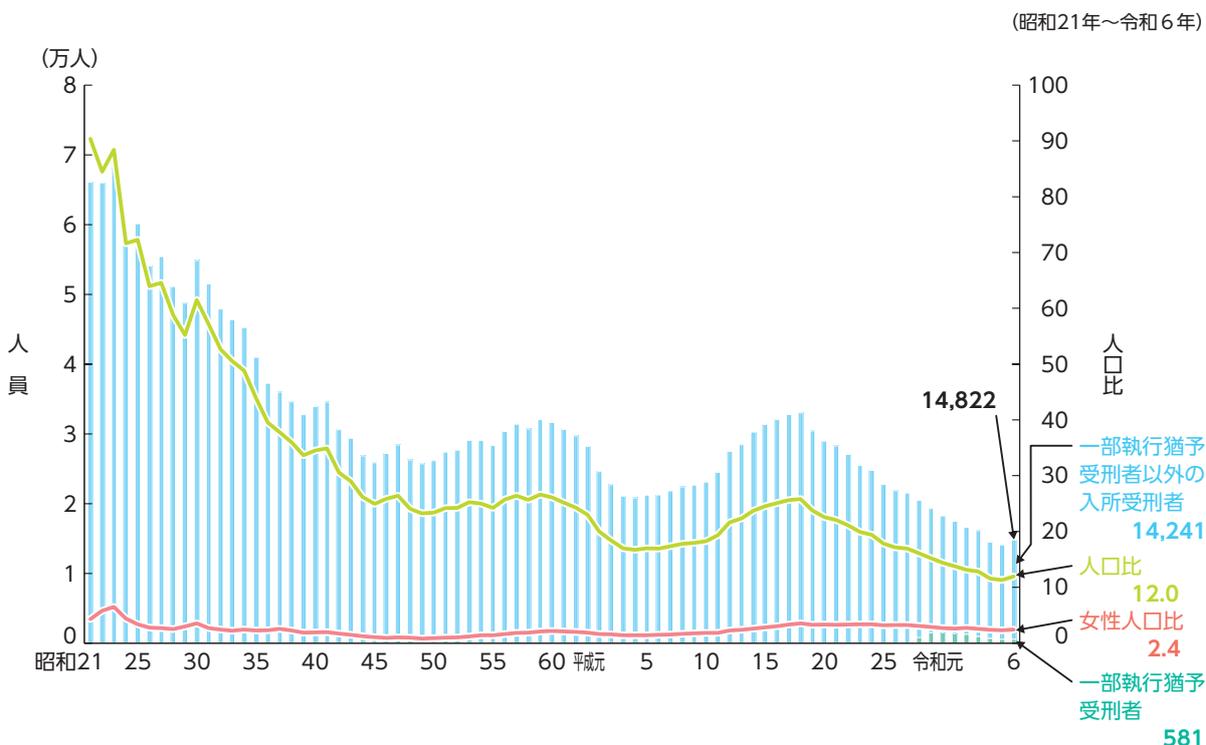
なお、女性被収容者について、令和6年末の収容定員が6,601人（このうち既決4,906人、未決1,695人）であるところ、年末収容人員は3,671人（前年末比4.8%増）であり、このうち、既決の人員は3,044人（同2.9%増）、未決の人員は627人（同15.5%増）であった。同年末の女性の収容率は、全体で55.6%（同2.5pt上昇）であり、既決では、62.0%（同1.7pt上昇）、未決では37.0%（同4.9pt上昇）であった（収容率の推移については、CD-ROM資料2-5参照）。

3 入所受刑者

(1) 人員

入所受刑者の人員及び人口比の推移（昭和21年以降）は、2-4-2-2図のとおりである。その人員は、平成19年から減少し続けたが、令和6年は1万4,822人（前年比5.2%増）と増加した（CD-ROM参照。男女別については4-7-2-3図、年齢層別及び高齢者率については4-8-2-2図をそれぞれ参照）。

2-4-2-2図 入所受刑者の人員・人口比の推移



注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。

注 2 「人口比」は、人口10万人当たりの入所受刑者人員であり、「女性人口比」は、女性の人口10万人当たりの女性の入所受刑者人員である。

令和6年における受刑者の入所事由別人員は、**2-4-2-3表**のとおりである。

2-4-2-3表 受刑者の入所事由別人員

(令和6年)

総数	新入所	仮釈放の取消し		一部執行猶予の取消し	仮釈放及び一部執行猶予の取消し	刑執行停止の取消し	労役場からの移行	逃走者の連戻し	留置施設等からの移送
		一部執行猶予なし	一部執行猶予あり						
15,765 (100.0)	14,822 (94.0)	316 (2.0)	12 (0.1)	60 (0.4)	-	3 (0.0)	399 (2.5)	-	153 (1.0)

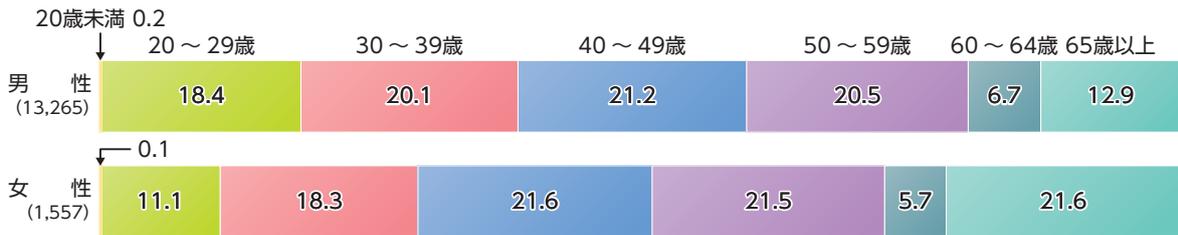
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「新入所」は、裁判が確定し、その執行を受けるため新たに入所した者をいう。死刑の執行を受けた者を含み、国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）による受入受刑者及び少年処遇から成人処遇に移行した受刑者を含まない。
 3 「仮釈放の取消し」の「一部執行猶予あり」は、実刑期に係る仮釈放の取消しにより復所等した者（入所時に刑の一部執行猶予の取消しがなされている者を除く。）、「仮釈放及び一部執行猶予の取消し」は、実刑期に係る仮釈放及び刑の一部執行猶予の取消しにより復所等した者をいう。
 4 ()内は、構成比である。

(2) 特徴

令和6年における入所受刑者の年齢層別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-4図**のとおりである（入所受刑者の年齢層別構成比の推移については、**4-7-2-4図**参照）。

2-4-2-4図 入所受刑者の年齢層別構成比（男女別）

(令和6年)

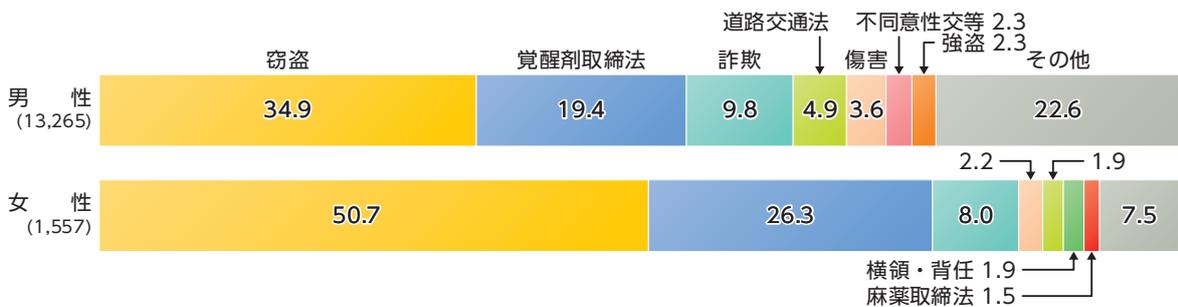


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。ただし、少年時に刑の言渡しを受けた者は、言渡し時の年齢によることとし、入所時に20歳以上であっても、20歳未満に計上している。
 3 ()内は、実人員である。

令和6年における入所受刑者の罪名別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-5図**のとおりである（入所受刑者の罪名別構成比（年齢層別）については、**4-8-2-3図**参照）。

2-4-2-5図 入所受刑者の罪名別構成比（男女別）

(令和6年)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 3 ()内は、実人員である。

令和6年の入所受刑者について、刑の種類を見ると、懲役1万4,785人（99.8%）、禁錮36人（0.2%）、拘留1人（0.0%）であった（矯正統計年報による。）。懲役受刑者の刑期別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-6図**のとおりである（懲役受刑者の刑期別の年末収容人員の推移については、CD-ROM資料**2-6**参照）。

2-4-2-6図 入所受刑者（懲役）の刑期別構成比（男女別）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 不定期刑は、刑期の長期による。
 3 一部執行猶予の場合は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 4 「5年を超える」は、無期を含む。
 5 () 内は、実人員である。

4 出所受刑者

(1) 人員

令和6年における受刑者の出所事由別人員は、**2-4-2-7表**のとおりである。出所受刑者（仮釈放又は満期釈放等により刑事施設を出所した者に限る。以下この項において同じ。）に占める満期釈放者等の比率は、37.2%（前年比0.2pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

2-4-2-7表 受刑者の出所事由別人員

総数	(令和6年)												
	満期釈放等	満期釈放	一部執行猶予の実刑部分の刑期終了	仮釈放	一部執行猶予なし	一部執行猶予あり	不定期刑終了	恩赦	刑執行停止	労役場への移行	留置施設等への移送	逃走	死亡
15,873	5,592 (37.2)	5,480	112	9,448 (62.8)	8,894	554	-	-	10	456	151	-	216 [-]

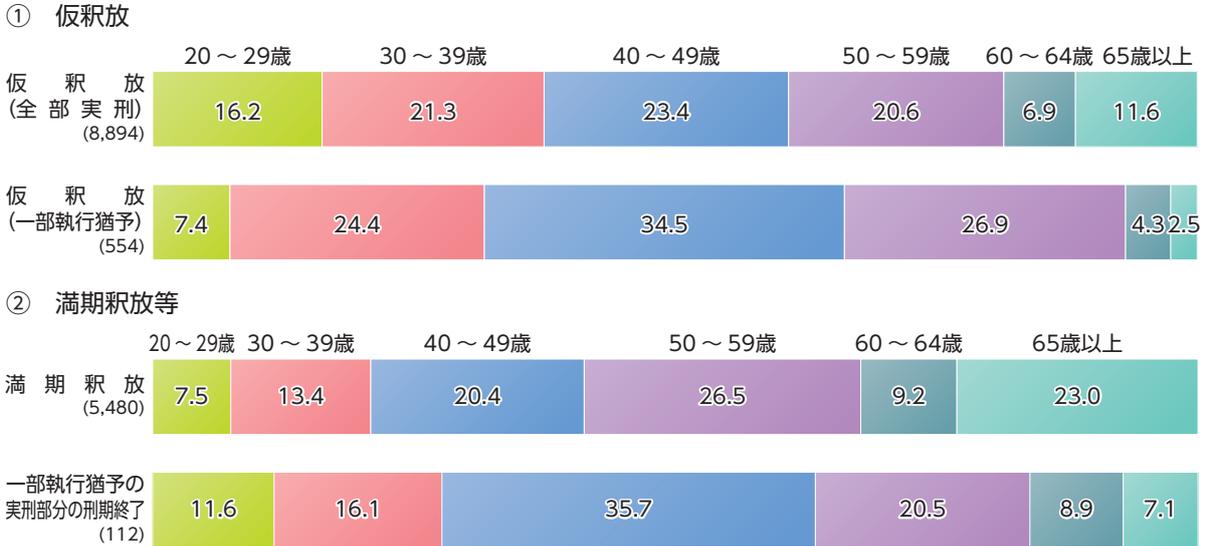
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 () 内は、「満期釈放等」と「仮釈放」の合計に対する比率である。
 3 [] 内は、死刑の執行を受けた者であり、内数である。

(2) 特徴

令和6年における出所受刑者の年齢層別構成比を出所事由別に見ると、2-4-2-8図のとおりである。

2-4-2-8図 出所受刑者の年齢層別構成比（出所事由別）

(令和6年)

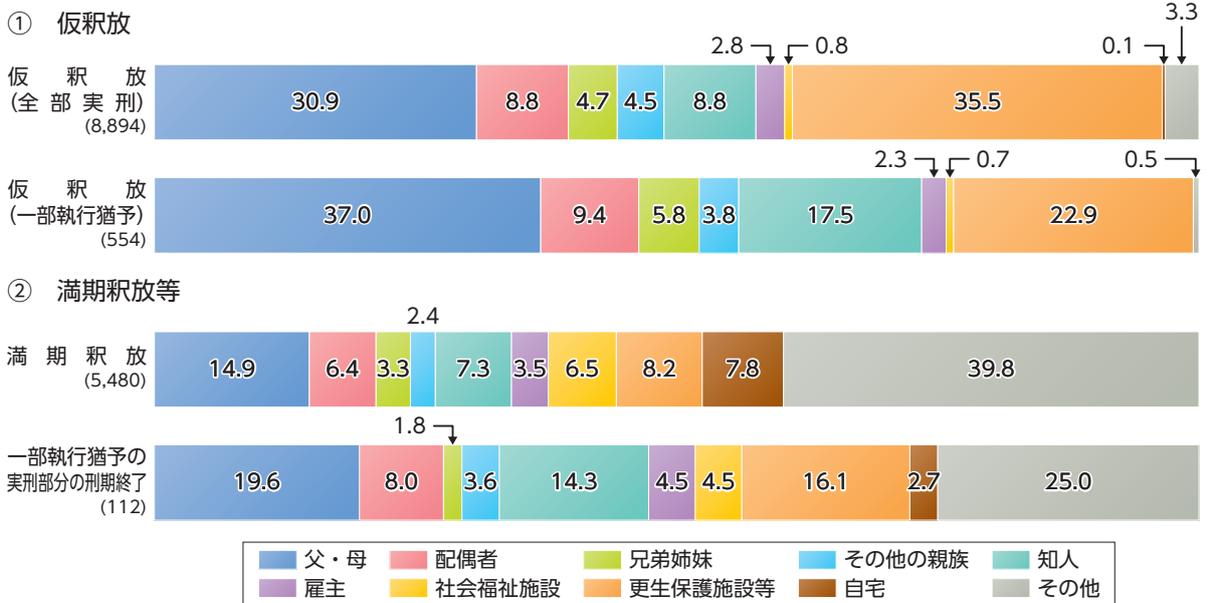


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 出所時の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

令和6年における出所受刑者の帰住先別構成比を出所事由別に見ると、2-4-2-9図のとおりである（男女別については、4-7-2-5図参照）。

2-4-2-9図 出所受刑者の帰住先別構成比（出所事由別）

(令和6年)



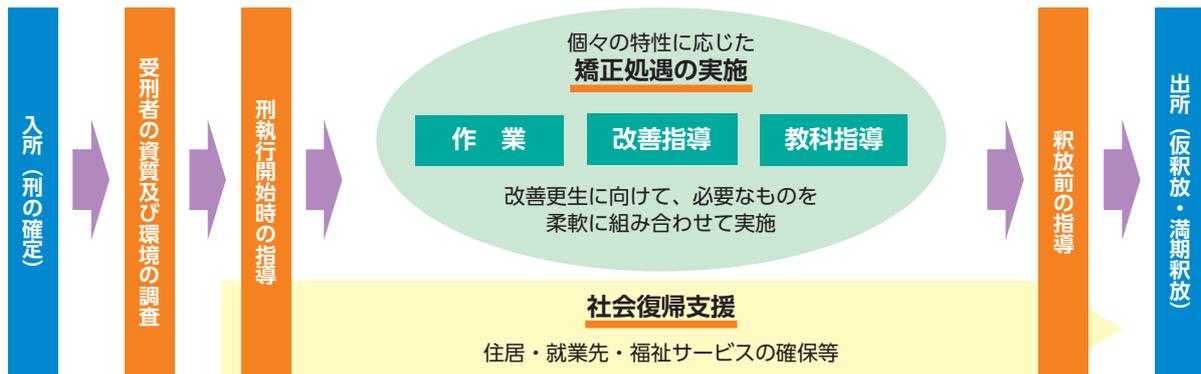
注 1 矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 4 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホーム（NPO法人などで、「自立準備ホーム」の指定を受けた場合も含む。）である。
 5 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
 6 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 7 () 内は、実人員である。

第3節 受刑者の処遇等

1 処遇の概要

受刑者の処遇は、刑事収容施設法に基づき、受刑者の人権を尊重しつつ、その者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを目的として行う。その流れは、2-4-3-1図のとおりである。

2-4-3-1図 受刑者処遇の流れ



令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の成立により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設された。懲役は刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑であり、作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならなかった。受刑者の中には、改善更生や社会復帰を図るため、作業よりも指導を優先的に実施した方が有効と考えられる者や、医療や福祉の面から作業よりも支援に多くの時間を割く必要性のある者もいるところ、そうした者に対して、必要な指導や支援を行う時間を確保することが困難な場合があった。また、禁錮は刑事施設に拘置する刑であり、作業を行う刑法上の義務がないため、改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り作業を実施させることができなかった。そこで、刑事施設に拘置し、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる拘禁刑を創設した。これにより、全ての受刑者に一律に作業を行わせるのではなく、個々の受刑者の特性に応じて、作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇を実施することが可能となった。また、刑事施設に拘置（1日以上30日未満）される刑である拘留についても、拘禁刑と同様に、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとされた。（7年6月1日施行。第2編第1章第1項（1）参照）。

拘禁刑及び拘留に処せられるのは、改正後の刑法が施行された令和7年6月1日以降にした行為の処罰を受けた者であり、それ以前に確定している懲役、禁錮及び令和4年法律第67号による改正前の拘留（以下この節において「旧拘留」という。）の裁判の効力やその執行が影響を受けることはなく、また、同日より前に行った行為については令和4年法律第67号による改正前の刑が適用される。そのため、当分の間、刑事施設には、懲役受刑者、禁錮受刑者及び旧拘留受刑者（以下この節において「懲役受刑者等」という。）も収容されることとなるが、拘禁刑導入に伴う処遇の充実策は、懲役受刑者等についても、その刑の趣旨に反しない限り広く実施される。

(1) 処遇指標及び処遇要領

受刑者の処遇の中核となるのは、矯正処遇として行う作業（次項参照）、改善指導及び教科指導（本節3項参照）である。受刑者の処遇は、個々の受刑者の年齢、資質及び環境に応じて適切な内容と方法で実施することとされている（**個別処遇の原則**）。

そのため、各刑事施設では、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用し、面接、診察、検査その他の方法により、受刑者の資質及び環境の調査（**処遇調査**）を実施している。新たに刑が確定した受刑者で、26歳未満の者、特別改善指導（本節3項（2）参照）の受講に当たり特に調査を必要とする者等には、**調査センター**として指定されている特定の刑事施設で特に精密な処遇調査が行われている。拘禁刑下における処遇は、受刑者の資質面により踏み込み、きめ細かな調査による特性把握とそれに応じた処遇の実践が求められる。そのため、処遇調査は、心理専門官、刑務官のほか、必要に応じて福祉専門官、就労支援専門官等の多職種の職員が関与し、多角的・複層的な視点で行われている。

また、刑の執行開始時に行う処遇調査においては、原則として、受刑者の再犯の可能性等を客観的、定量的に把握するために開発を進めている**受刑者用一般リスクアセスメントツール改訂試行版（Gツール改訂試行版）**を実施している。これにより、①これまでの受刑回数や犯罪の内容等、主に処遇によって変化しない要因（静的領域の要因）、②本人の価値観や認知の偏り等、刑事施設内における指導等を通じて今後も変化しうる要因（動的領域の要因）、③評価への意識や矯正処遇への動機付け、小児期逆境体験など、処遇の浸透のしやすさ等に関わる要因（個別特性領域の要因）を把握し、処遇の参考としている。

刑事施設では、刑の執行開始時の処遇調査（調査センターでの処遇調査を含む。）の調査結果を踏まえ、受刑者に**処遇指標**を指定する。拘禁刑導入前の処遇指標は、受刑者に実施すべき矯正処遇の種類・内容、受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗から構成されていたが、拘禁刑の導入に伴い、①医療上の措置等の必要性の程度の別、②性別、③実施すべき**矯正処遇課程**の別、④実施すべき矯正処遇の種類別の別、⑤実施すべき特別コースの別について指定するものとなった。**2-4-3-2表**は、令和7年6月1日以降の受刑者の処遇指標を示したものである。処遇指標を指定されることで、処遇の内容と受刑者の収容される刑事施設等が定まる。

新たな処遇指標として導入された矯正処遇課程は、受刑者の年齢、心身の状況、執行すべき刑期、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の支障となる事情等に照らし、一定の共通する特性等を有する受刑者の類型ごとに、重点的に処遇すべき内容を備えたものである。合計24の矯正処遇課程が設けられており、受刑者にとって最も必要性が高い課程を一つ指定し、当該矯正処遇課程の内容を中心に処遇が実施される。また、従来の「犯罪傾向の進捗」に類似する概念である「再犯リスク」に加え、「矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度」を示す「処遇準備性」の評定を組み合わせ、個々の受刑者の特性に応じた処遇の在り方等を示す「処遇レベル」という新たな観点も取り入れられた。なお、懲役及び禁錮の受刑者に対しても、刑の趣旨に反しない限りにおいて、矯正処遇課程を指定し、処遇の充実を図っている。

受刑者に必要な矯正処遇及び社会復帰支援を集中的かつ効果的に実施するためのプログラムである「特別コース」は、五つのコースが設けられた。例えば、集中的な教科指導が必要と認められる者を教科指導集中処遇コースに指定し、松本少年刑務所内の公立中学校分校へ編入させる（本節3項（3）参照）。

2-4-3-2表 処遇指標の区分

① 矯正処遇課程（24課程）

種類	対象者	符号
拘留課程	拘留受刑者及び旧拘留受刑者	D
少年院在院受刑者処遇課程	16歳未満の少年のうち、少年院における矯正教育の効果が期待できる者	Jt
短期処遇課程	執行すべき刑期が6月未満の者	ST
外国人処遇課程（一般）	日本人と同一の処遇が困難な者	F
外国人処遇課程（特別）	外国人処遇課程対象者のうち、処遇上特別の配慮を要する者	FX
外国人処遇課程（条約）	外国人処遇課程対象者のうち、その処遇に当たって条約や協定に定めがある者	FZ
禁錮課程	禁錮受刑者	I
少年処遇課程	少年院収容を必要としない少年	J
高齢福祉課程	おおむね70歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者	DS
福祉的支援課程（知的障害・発達障害）	知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者	DH
福祉的支援課程（精神上の疾病又は障害）	精神上の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者	DM
長期処遇課程 1	執行すべき刑期が10年以上で処遇レベル1の者	L1
長期処遇課程 2	執行すべき刑期が10年以上で処遇レベル2の者	L2
長期処遇課程 3	執行すべき刑期が10年以上で処遇レベル3の者	L3
長期処遇課程 4	執行すべき刑期が10年以上で処遇レベル4の者	L4
依存症回復処遇課程	薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者	A
開放的処遇課程	開放的施設での処遇等の実施が可能と見込まれる者、交通事犯集禁対象者	O
若年処遇課程 1	20歳以上26歳未満の者で処遇レベルが1の者	Y1
若年処遇課程 2	20歳以上26歳未満の者で処遇レベルが2の者	Y2
若年処遇課程 3	20歳以上26歳未満の者で処遇レベルが3の者	Y3
一般処遇課程 1	他の課程に該当しない処遇レベル1の者	G1
一般処遇課程 2	他の課程に該当しない処遇レベル2の者	G2
一般処遇課程 3	他の課程に該当しない処遇レベル3の者	G3
一般処遇課程 4	他の課程に該当しない処遇レベル4の者	G4

【参考】旧処遇指標
（受刑者の属性及び犯罪傾向の進度）

属性及び犯罪傾向の進度	符号
拘留受刑者	D
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	Jt
精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M
身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P
女子	W
日本人と異なる処遇を必要とする者	F
禁錮受刑者	I
おおむね26歳未満の者のうち、小集団を編成して、少年院における矯正教育の手法や知見等を活用した矯正処遇を実施する必要があると認められるもの	U
少年院への収容を必要としない少年	J
執行すべき刑期が10年以上である者	L
少年審判で検察官送致となった時に20歳未満であった者のうち、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満のもの	Yj
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満の者のうち、Yjに該当しないもの	Y
犯罪傾向が進んでいない者	A
犯罪傾向が進んでいる者	B

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 「処遇レベル」は再犯リスクと処遇準備性（矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度）の2軸で判定し、「処遇レベル1」は再犯リスクが低、処遇準備性が高、「処遇レベル2」は再犯リスク及び処遇準備性が低、「処遇レベル3」は再犯リスク及び処遇準備性が高、「処遇レベル4」は再犯リスクが高、処遇準備性が低のものである。

② 矯正処遇の種類

ア 作業

種類	符号
基礎的作業・機能別作業	V0
職業訓練	V1
作業非指定	V9

イ 改善指導

種類	符号	
一般改善指導	R0	
特別改善指導	薬物依存離脱指導	R1
	暴力団離脱指導	R2
	性犯罪再犯防止指導	R3
	被害者の視点を取り入れた教育	R4
	交通安全指導	R5
	暴力防止指導	R7

ウ 教科指導

種類	符号
補習教科指導	E1
特別教科指導	E2

③ 特別コース

種類	プログラムの内容（概要）	符号	
農業ビジネスコース	農業に関連する産業への就労に向けた処遇	ノビ	
サステナブル作業コース	社会に貢献する人材となるために必要な知識及び技能の習得	サス	
	サーキュラーエコノミークラス		資源の保全等、地域課題の解決に貢献
	ものづくり人材養成クラス		伝統工芸等、後継者不足が課題の地域作業
少年・若年ユニット型処遇コース	可塑性に富むなどの特性に特に配慮した処遇	ユニ	
教科指導集中処遇コース	教科指導を集中的に実施	キヨ	
社会生活移行処遇コース	円滑な社会復帰への移行を目的に、開放的な環境下で処遇	イコ	

注 法務省矯正局の資料による。

受刑者には、刑執行開始時調査の結果に基づいて、矯正処遇の目標、作業、各指導等の内容・方法等が**処遇要領**として定められ、矯正処遇は、この処遇要領に従って計画的に実施される。また、矯正処遇の進展に応じて、定期的に又は臨時に処遇調査を行い、その結果に基づき、必要に応じ処遇指標及び処遇要領を変更する。

なお、令和4年法律第67号による刑事収容施設法の改正により、受刑に係る罪に被害者等が存在する受刑者に係る処遇要領を策定又は変更する際や、同受刑者に対し矯正処遇等を行うに当たって、被害者等の被害に関する心情や被害者等の置かれている状況、被害者等の心情等の聴取・伝達制度（第6編第2章第1節5項参照）により被害者等から聴取した心情等を考慮することが法定化された（令和5年12月施行）。

(2) 制限の緩和と優遇措置

受刑者の自発性や自律性を涵養^{かん}するため、受刑者処遇の目的（改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成）を達成する見込みが高まるに従い、順次、規律・秩序維持のための生活・行動の制限を緩和し、その制限が緩和された順に第1種から第4種までの制限区分を指定している。そして、定期的に、又は随時、前記見込みを評価し、その評価に応じて、制限区分の指定を変更している。各制限区分に指定された受刑者の制限の内容は、第4種では、原則として居室棟内で矯正処遇等

を行うこと、第3種では、主として刑事施設内の居室棟外（工場等）で矯正処遇等を行うこと、第2種では、刑事施設外での矯正処遇等が可能となること、第1種では、居室に施錠をしないことなどである。第1種の受刑者のうち一定の要件を満たす受刑者の処遇は、開放的施設（収容を確保するため通常必要とされる設備又は措置の一部を設けず、又は講じない刑事施設の全部又は一部）で行う。開放的施設として6施設（旭川刑務所西神楽農場、網走刑務所二見ヶ岡農場、市原刑務所、広島刑務所尾道刑務支所有井作業場、松山刑務所大井造船作業場及び鹿児島刑務所農場区）が指定されている。

また、受刑者に改善更生の意欲を持たせるため、刑事施設では、定期的に受刑態度を評価し、良好な順に第1類から第5類までの優遇区分に指定し、良好な区分に指定された受刑者には、外部交通の回数を増やしたり、自弁（自費購入又は差入れを受けること。以下この章において同じ。）で使用できる物品の範囲を広げたりするなどの優遇措置を行っている。

（3）外出・外泊

受刑者は、第1種の制限区分に指定され、開放的施設で処遇を受けており、仮釈放を許す決定がされている場合において、円滑な社会復帰を図る上で、釈放後の住居又は就業先の確保、家族関係の維持・調整等のために外部の者を訪問し、あるいは保護司その他の更生保護関係者を訪問するなどの必要があるときに、刑事施設の職員の同行なしに、刑事施設から外出し、又は7日以内の期間で外泊することを許されることがある。令和6年度の実績は、外出44件、外泊3件であった（法務省矯正局の資料による。）。

2 作業

（1）概況

拘禁刑導入後は、刑事施設の長は、拘禁刑受刑者及び拘留受刑者について、改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要な場合には作業を行わせる。作業は、受刑者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるように実施するものとされる。受刑者に作業を行わせるに当たっては、①処遇調査において受刑者個々の作業の必要性を判定し、②前記①で判定した必要性に応じた作業を指定し、③受刑者自身に作業の目的と目標を理解させる動機付けを行い、④目的とする能力等を身に付けさせる適切な作業を行わせ、指導を行う。作業の取組状況については評価を行い、必要に応じて、受刑者に対して評価結果を伝える。

令和6年度における受刑者（懲役受刑者並びに希望した禁錮受刑者及び旧拘留受刑者）の作業の一日平均就業人員は、2万5,456人であった。また、禁錮受刑者は、7年3月末現在で、82.4%が作業に従事していた（法務省矯正局の資料による。）。

（2）作業の内容等

拘禁刑導入以前は、受刑者は、作業として職業訓練を受けることがあるほか、生産作業（物品を製作する作業及び労務を提供する作業で、木工、印刷、洋裁、金属等の業種がある。）、社会貢献作業（労務を提供する作業であって、社会に貢献していることを受刑者が実感することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰に資すると刑事施設の長が特に認める作業）及び自営作業（刑事施設における炊事、清掃、介助、建物の修繕等の作業）の中から、受刑者の希望も参酌し、適性に応じて作業を指定されていた。なお、令和6年度において社会貢献作業を実施した施設数及び対象受刑者数は、50庁、675人であった（法務省矯正局の資料による。）。

拘禁刑導入後の作業については、受刑者自らが作業の必要性を理解し、社会復帰までに必要な能力を身に付けることを目的として取り組む必要があることから、作業の目的及び効果が明らかとなるように名称が変更され、職業訓練（後記（3）参照）が継続されたほか、**基礎的作業**（釈放後に自立した社会生活を営む上で、就労する必要がある者に対し、その特性に応じて、職業生活を円滑に営むた

めに必要となる職業上の基礎的な知識及び技能を身に付けさせる作業。自律性の度合い等によって3区分に分かれている。)及び**機能別作業**(改善更生及び円滑な社会復帰を図るため特定の機能及び能力の維持又は向上の必要がある者に対し、当該機能及び能力を維持又は向上させる作業)に整理された。機能別作業には、「コミュニケーション能力等向上作業」(出所後の就労、就労の定着のために必要なコミュニケーション能力、課題解決能力等の向上を図る。)、**機能向上作業**(基礎的作業移行課程)(作業療法士による定期的な助言及び指導を受けながら、認知機能及び身体機能の維持又は向上を図る。)、**機能向上作業**(社会参画課程)(福祉事務所その他の団体の支援を受けながら、農園芸その他の作業に従事させることにより、自信及び生きがいを感じさせるとともに、自己肯定感の向上を図り、円滑な社会参画を促す。)、**チーム参加・管理能力等養成作業**(事業における課題の設定、商品等の企画、製造及び販売その他の業務の体験を通じて、自立した社会人として、組織における他者との協働の方法、組織の運営に資する知識及び技能等の習得を図る。)等があり、「**社会貢献作業**」は、公益性の高いボランティア的作業を通じて、社会に貢献していることを実感することで、社会的な孤立感の解消と愛他精神や幸福感の育成を図る作業として、機能別作業に含まれた。

作業は、刑事施設内で行うものが大部分であるが、刑事施設が管理する構外作業場で行うものもある。さらに、開放的施設において処遇を受けていることなどの要件を満たす受刑者については、刑事施設の外の外部民間企業等の事業所の協力を得て、受刑者を職員の同行なしに、その事業所に通勤させて業務に従事させることもある(**外部通働作業**)。令和7年3月末現在、外部通働作業を実施しているのは、6庁9人であった(法務省矯正局の資料による。)。なお、前記の外出・外泊及び外部通働作業の運用に当たっては、必要に応じ、GPS 機器が活用されている。

作業の収入は、全て国庫に帰属する。令和6年度における作業による歳入額は、約24億5,000万円であった(法務省矯正局の資料による。)。他方、受刑者には、従事した作業に応じ、作業報奨金が原則として釈放時に支給される。作業報奨金に充てられる金額(予算額)は、7年度は一人1か月当たり平均で4,556円である(法務省矯正局の資料による。)。また、6年の出所受刑者が出所時に支給された作業報奨金の金額を見ると、5万円を超える者が36.7%、1万円以下の者が15.9%であった(矯正統計年報による。)

(3) 職業訓練

刑事施設では、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、**職業訓練**を実施している。拘禁刑の導入に伴い、雇用ニーズに応じた職業訓練を効果的に実施できるよう見直しを行い、従前の専門職業訓練及び標準職業訓練に加えて、就労準備職業訓練を新設した。就労準備職業訓練の内容は、復習的訓練(釈放3か月前の者を対象とした実施済訓練の復習)、職場体験訓練(就労内定先企業等における講義の受講、就労体験等)及び就労移行訓練(実際の就労に必要な知識・技能の習得を協力雇用主等と協力して行う訓練)である。

職業訓練のうち、専門職業訓練及び標準職業訓練の実施形態には、総合訓練、集合訓練及び自庁訓練の三つの方法がある。総合訓練は全国の刑事施設から、集合訓練は主に各矯正管区単位で、自庁訓練は刑事施設ごとに、それぞれ適格者を選定して実施している。総合訓練は、総合訓練施設として指定された7庁(山形、福井、山口及び松山の各刑務所並びに函館、川越及び佐賀の各少年刑務所)で、男性の受刑者に対して実施している。女性の受刑者に対する職業訓練は、集合訓練又は自庁訓練の形態で実施している。就労準備職業訓練の実施形態は自庁訓練のみである。

令和6年度に実施した職業訓練の種目は、同年度に新たに開講されたクリーンスタッフ養成科を含めて合計60種目であり、受講者が多い上位3種目は、ビジネススキル科(2,148人)、情報処理技術科(1,014人)、キャリアガイダンス科(591人)であった。同年度における職業訓練の修了者は、7,804人であり、危険物取扱者、介護職員研修、ボイラー技士等の資格又は免許を取得した者は、延べ6,536人であった。また、同年度に、職業訓練の一環として、内定を受けた事業所等において一定期間就労

を体験させる職場体験を実施したのは33人であった（法務省矯正局の資料による。）。

3 矯正指導

刑執行開始時の指導、改善指導、教科指導及び釈放前の指導の四つを総称して**矯正指導**という。

(1) 刑執行開始時の指導

受刑者には、入所直後、原則として2週間の期間で、受刑の意義その他矯正処遇の実施の基礎となる事項（矯正処遇の制度及び意義、処遇要領に定める個別の矯正処遇の目標並びにその達成のために実施する矯正処遇の内容・方法、社会復帰支援の内容・意義）、刑事施設における生活及び行動（刑事施設における生活上の心得、集団生活上必要な行動様式、起居動作の要領）等について指導が行われる。

(2) 改善指導

改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行うもので、一般改善指導及び特別改善指導がある。

一般改善指導は、個別面接、グループワーク、視聴覚教材視聴、講話、体育、行事その他の方法により、①被害者及びその遺族等の心情等を理解させ、罪の意識を培わせること（**被害者心情理解指導**）、②規則正しい生活習慣や健全な考え方を付与し、心身の健康の増進を図ること（**行動適正化指導**等）、③生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適応に必要なスキルを身に付けさせること（**社会復帰準備指導**等）、④自己の過去の生活及び犯した罪、自己を取り巻く環境等を振り返るとともに、社会復帰に向けてすべきことその他自己の将来の展望について考えることを促すこと（**対話**）などの内容について行う。③については、高齢又は障害を有する受刑者のうち、特別調整等の福祉的支援を必要とする者又は受講させることにより改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者を対象に、出所後の円滑な社会生活を見据えた多様な指導を実施することを目的とした「社会復帰準備指導プログラム」が策定され、全国的に展開されている。また、④については、令和5年10月に一般改善指導の一つとして新設されたものであり、本指導は、拘禁刑下における受刑生活への動機付けの充実の必要性に加え、3年から4年にかけて発生した名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会提言書（5年6月21日法務大臣に提出）において、再発防止策の一つとして「処遇体制の充実」が挙げられ、その中で、刑務官と受刑者の対等な人間関係を基礎に対話を重視した処遇を展開すべきと指摘されたことなどを踏まえたものである。本指導の実施方法の一つである「対話実践」においては、オープンダイアログの手法や考え方を取り入れて実施している。

特別改善指導は、薬物依存があったり、暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善を図る改善指導である。令和7年5月末日まで、①「**薬物依存離脱指導**」（薬物依存に至った自己の問題性を理解させた上で、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせる。令和6年度の実施施設数は73庁、受講開始人員は6,826人）、②「**暴力団離脱指導**」（警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図る。同36庁、388人）、③「**性犯罪再犯防止指導**」（性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯に至らないための具体的な方法を習得させる。同20庁、544人）、④「**被害者の視点を取り入れた教育**」（自らの犯した罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるなどし、被害者等に誠意をもって対応するための方法を考えさせる。同49庁、423人）、⑤「**交通安全指導**」（交通規範を遵守することの重要性、自ら犯した事故の責任や自己の問題性を認識させ、人命尊重の精神を身につけさせる。同52庁、1,382人）及び⑥「**就労準備指導**」（就労に必要な基本的スキルとマナーを習得させ、出所後の就労に向けての取組を具体化させる。同70庁、982人）の6類型の特別改善指導を実施していたが、7年6月1日からは、「就

「労働準備指導」を一般改善指導とし、これまで一般改善指導として実施されていた「暴力防止プログラム」を改訂して⑦「**暴力防止指導**」（暴力事犯につながる認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題点を認識させ、その改善を図り、再犯しないための具体的な方法を習得させる。）を新設した（法務省矯正局の資料による。）。

薬物依存離脱指導については、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存があると認められる者全員に対して実施する必修プログラム、より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施する専門プログラム、社会内の生活においても薬物依存に至らないための知識及びスキルを定着させるとともに、薬物依存からの回復に必要となる社会資源について理解させ、治療の継続等の動機付けを高める必要性が高いと認められる者に対して実施する移行プログラム及び選択プログラム（必修プログラム、専門プログラム又は移行プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）の四つの指導科目について、処遇調査の段階で薬物依存の重症度及び再犯リスクによって密度別に受講すべきプログラムを指定する（複数指定する場合を含む。）ことを試行している（特別改善指導の受講開始人員の推移は、CD-ROM資料2-7参照）。

（3）教科指導

教科指導とは、学校教育の内容に準ずる指導である。社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う教科指導（補習教科指導）のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しても、その学力に応じた教科指導（特別教科指導）を行っており、令和6年度の教科指導の受講開始人員は、補習教科指導が768人、特別教科指導が291人であった（法務省矯正局の資料による。）。

法務省と文部科学省の連携により、刑事施設内において、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）を実施し、また、指定された4庁の刑事施設において、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。令和6年度の受験者数は276人であり、合格者数は、高卒認定試験合格者が122人、一部科目合格者が151人であった（文部科学省総合教育政策局の資料による。）。

松本少年刑務所には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち男性の受刑者であって希望する者を募集し、中学3年生に編入させ、地元中学校教諭、職員等が、文部科学省の定める学習指導要領を踏まえた指導を行っているところ、令和6年度においては、これまでの男性の受刑者に加えて、初めて女性の受刑者の入学を認め、中学校教育の提供機会を拡大した。昭和30年度から令和6年度までに781人が卒業しており、7年6月からは、特別コース「教科指導集中処遇コース」として実施している（法務省矯正局の資料による。）。

また、近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程に受刑者を編入させ、指導を行う取組を実施している刑事施設も2庁あり、所定の課程を修了したと認められた者には、当該高等学校の卒業証書が授与されている。このうち、全国の刑事施設から希望者を募集して実施している松本少年刑務所では、昭和41年度から令和6年度までに207人が卒業し、盛岡少年刑務所では、昭和51年度から令和6年度までに160人が卒業している。なお、同所は、7年度から、全国の



女性の受刑者の中学校入学式の様子
【写真提供：法務省矯正局】

刑事施設から希望者を受け入れるようになった（法務省矯正局の資料による。）。さらに、6年度、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習やアセスメントができる公的CBT(Computer Based Testing)プラットフォームである「文部科学省CBTシステム(MEXCBT:メクビット)」を活用するための学習eポータル(L-Gate:エル・ゲイト)が整備された。

(4) 釈放前の指導

受刑者には、釈放前に、原則として2週間の期間で、社会復帰の心構えや釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与等の指導が行われる。

4 社会復帰支援

刑事施設では、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後を見据え、入所後の早い段階から支援ニーズを把握し、住居、就業先、福祉サービスの確保等、社会生活を営むための支援を実施している。

(1) 就労支援

法務省は、受刑者等の出所時の就労の確保に向けて、厚生労働省と連携し、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している。この施策は、刑事施設、少年院、保護観察所及びハローワークが連携する仕組みを構築した上で、支援対象者の希望や適性等に応じ、計画的に就労支援を行うものであるが、その一環として、刑事施設では、支援対象者に対し、ハローワークの職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施している（保護観察所における就労支援については、本編第5章第3節2項(9)参照）。同対策において、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」が運用されており、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。

さらに、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、全国8か所の全ての矯正管区に**矯正就労支援情報センター室**（通称「コレワーク」）が設置されている。コレワークは、受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を收容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などして、広域的な就労支援等に取り組んでいる。また、刑務所出所者等の雇用経験が豊富な事業主等を刑務所出所者等雇用支援アドバイザーとして招へいし、刑務所出所者等の雇用前後における事業主の不安や疑問等の相談に応じられる体制を整備するとともに、同アドバイザーによる事業主への相談会を実施（令和6年度は7回実施し、延べ19人参加）したほか、事業主等に対する就労支援セミナーを開催（同年度は44回開催し、延べ610人参加）した（法務省矯正局の資料による。）。

このほか、日本財団及び関西の企業7社が発足させた日本財団職親プロジェクトは、少年院出院者や刑務所出所者に就労先・住まいを提供することで、円滑な社会復帰を支援するとともに、再犯者率の低下の実現を目指しており、令和7年5月末現在で、719社が参加している（日本財団の資料による。）。

なお、刑事施設及び少年院においては、就労支援体制の充実のため、キャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員である就労支援スタッフを配置しているほか、キャリアコンサルタント等の資格を有する常勤職員である就労支援専門官を配置している。令和7年度の刑事施設における就労支援スタッフの配置施設数は75庁（刑務支所を含む。）、就労支援専門官の配置施設数は32庁（刑務支所を含む。）である（法務省矯正局の資料による。）。

(2) 福祉的支援

法務省は、厚生労働省と連携して、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者及び少年院在院者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることがで

きるようにするための取組として、矯正施設と保護観察所において**特別調整**を実施している（概要については、本編第5章第2節2項参照）。この取組では、福祉関係機関等との効果的な連携が求められるところ、その中心となるのは、厚生労働省の地域生活定着促進事業により整備が進められ、各都道府県が設置した**地域生活定着支援センター**であり、この取組によって司法と福祉との多機関連携による支援が行われている。

刑事施設においては、特別調整を始めとする福祉的支援を必要とする者に対応するため、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する非常勤職員を配置しているほか、**福祉専門官**（社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）を配置している。令和7年度の社会福祉士の配置施設数は67庁（刑務支所を含む。）、精神保健福祉士の配置施設数は8庁、福祉専門官の配置施設数は61庁（刑務支所を含む。）である。また、認知能力や身体機能の低下した高齢受刑者等に対し、専門的な知識・経験を有する者が介助を行うため、介護福祉士及び介護専門スタッフ（介護職員実務者研修又は介護職員初任者研修の修了者等）を配置している。同年度の配置施設数は、介護福祉士が8庁、介護専門スタッフが40庁（刑務支所を含む。）である（法務省矯正局の資料による。）。

平成30年4月から、一部の刑事施設において、高齢又は障害のある受刑者に対して、刑事施設在所中に福祉施設等において福祉サービスの体験等を行わせることにより、出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを図り、出所後の円滑な地域定着を促してきたところ、令和5年4月からは全国の刑事施設にその対象を拡大している。

令和7年6月以降、福祉的支援が必要な受刑者への矯正処遇課程として、高齢福祉課程（DS）、福祉的支援課程（知的障害・発達障害）（DH）及び福祉的支援課程（精神上の疾病又は障害）（DM）が創設されたことにより、刑執行開始の段階から、福祉的支援が必要な対象者が特定され、特性に応じた処遇を行いながら福祉的支援を実施することが可能となった。

5 受刑者の釈放等に関する情報の提供

法務省は、警察において、再犯の防止や犯罪が生じた場合の対応を迅速に行うことができるようにするための協力として、次のとおり、警察庁に対し、重大事犯者を中心に一定の罪を犯した受刑者に関する情報を提供している。

平成17年6月から、刑事施設等の長は、警察庁に対し、16歳未満（令和5年7月13日より前から収容されている受刑者については、13歳未満）の者に対する不同意わいせつ、不同意性交等、強盗・不同意性交等、わいせつ目的略取誘拐等に係る受刑者について、釈放予定日のおおむね1か月前に、釈放予定年月日、入所年月日、帰住予定地等の情報を提供している。7年5月31日までに情報提供した対象者数は、2,808人であった（法務省矯正局の資料による。）。

これに加え、平成17年9月から、法務省は、警察庁に対し、殺人、強盗等の重大な犯罪やこれらの犯罪に結び付きやすいと考えられる侵入窃盗、薬物犯罪等に係る受刑者について、毎月、釈放（予定）年月日、入所年月日、出所事由等の情報を提供している。令和7年5月31日までに情報提供した対象者数は、延べ約44万人であった（法務省矯正局の資料による。）。

第4節 刑事施設の運営等

1 刑事施設視察委員会

各刑事施設（本所）には、法務大臣が任命する10人以内の外部の委員で構成される刑事施設視察委員会が設置されており、同委員会は、刑事施設を視察するなどして、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べるものとされている。名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会によって、刑事施設視察委員会の運用改善が提言されたことを受け、令和6年4月1日から、視察委員会の活動の実効性を高めるための措置として、視察の活発化、職員や被収容者等に対する活動状況の周知、一般職員との面談、実地監査における施設運営状況等に係るヒアリングへの協力等の活動の充実化が図られた。

令和6年度の活動状況は、会議の開催495回（前年度比50回増）、刑事施設の視察260回（同58回増）、被収容者との面接652件（同87件増）、一般職員との面談等306件（新たに導入）であり、刑事施設視察委員会が刑事施設の長に対して提出した意見は466件（前年度比6件減）であった（法務省矯正局の資料による。）。

2 給養・医療・衛生等

被収容者には、食事及び飲料（湯茶等）が支給される。令和7年度の20歳以上の受刑者一人一日当たりの食費（予算額）は592.22円（主食費130.81円、副食費461.41円）である。高齢者、妊産婦、体力の消耗が激しい作業に従事している者、医療上必要がある者、宗教上の理由等から通常の食事を摂取できない者等に対しては、食事の内容や支給量について配慮している。また、被収容者には、日常生活に必要な衣類、寝具、日用品等も貸与又は支給されるが、日用品等について自弁のものを使用することも認めている。なお、同年度の刑事施設の被収容者一人一日当たりの収容に直接必要な費用（予算額）は、2,364円である（法務省矯正局の資料による。）。

刑事施設には、医師その他の医療専門職員が配置されて医療及び衛生関係業務に従事している。さらに、専門的に医療を行う刑事施設として、医療専門施設4庁（東日本成人矯正医療センター及び西日本成人矯正医療センター並びに岡崎及び北九州の各医療刑務所）を設置しているほか、医療重点施設9庁（札幌、宮城、府中、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各刑務所並びに東京拘置所）を指定し、これら13庁には、医療機器や医療専門職員を集中的に配置している。

矯正医官の人員は、令和7年4月1日現在で288人（前年比4人増）であり、定員の約9割となっている（法務省矯正局の資料による。）。

3 民間協力

(1) 篤志面接

刑事施設では、必要があるときは、**篤志面接委員**に、被収容者と面接し、専門的知識や経験に基づいて助言指導を行うことを依頼している。その助言指導の内容は、被収容者の種々の悩みや、家庭、職業及び法律の相談に関するものから、趣味・教養に関するものまで様々である。令和6年末現在、篤志面接委員は925人であり、その内訳は、教育・文芸関係者317人、更生保護関係者109人、法曹関係者82人、宗教・商工・社会福祉関係者204人、その他213人である。同年における篤志面接の実施回数は1万98回であり、その内訳は、趣味・教養の指導4,476回、家庭・法律・職業・宗教・保護に関する相談1,750回、悩み事相談1,465回、その他2,407回であった（法務省矯正局の資料による。）。

(2) 宗教上の儀式行事・教誨

刑事施設では、**教誨師**（民間の篤志の宗教家）に宗教上の儀式行事や教誨（読経や説話等による精

神的救済)の実施を依頼し、被収容者がその希望に基づいてその儀式行事に参加し、教誨を受けられるように努めている。令和6年末現在、教誨師数は1,634人であり、同年における宗教上の儀式行事・教誨の実施回数は、集団に対して7,534回、個人に対して5,514回であった(法務省矯正局の資料による)。

4 規律・秩序の維持

被収容者の収容を確保し、刑事施設内における安全で平穏な生活と適切な処遇環境を維持するためには、刑事施設の規律・秩序が適正に維持されなければならない。そのために、刑事施設では、被収容者が遵守すべき事項を定めており、被収容者がこれを遵守せず、又は刑事施設の規律・秩序を維持するために職員が行った指示に従わないときは、懲罰を科することがある。令和6年に懲罰を科せられた被収容者は、延べ2万4,554人であり、懲罰理由別に見ると、怠役(正当な理由なく作業を怠ること。35.1%)が最も高い比率を占め、次いで、被収容者への暴行(4.8%)、物品不正授受(4.5%)及び抗命(4.5%)の順となっている(矯正統計年報による)。

令和6年に刑事施設で発生した逃走、殺傷等の事故の発生状況は、**2-4-4-1表**のとおりである。

2-4-4-1表 刑事施設における事故発生状況

(令和6年)

総数	逃走		自殺	被収容者 殺傷	作業上 死亡	事故死	火災	その他
	件数	人員						
17 (8)	-	-	8 (8)	6 (-)	-	-	-	3 (-)

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 「逃走」については、事故発生件数及び人員であり、「逃走」以外については、事故発生件数である。また、()内は、死亡人員である。

3 「被収容者殺傷」の傷害は、全治1か月以上のものである。

4 「その他」は、火災認定に至らなかった小火である。

5 不服申立制度

刑事施設の処置に対する被収容者の不服申立制度としては、一般的な制度として、民事・行政訴訟、告訴・告発、人権侵犯申告等がある。また、被収容者は、刑事収容施設法に基づき、刑事施設の長による一定の措置(信書の発受の差止めや懲罰等の処分等)については、その取消し等を求める審査の申請・再審査の申請を、刑事施設の職員による一定の事実行為(被収容者の身体に対する違法な有形力の行使等)については、その事実の確認を求める事実の申告をすることができる。いずれも、まず、矯正管区の長に対して申請・申告を行い、その判断に不服があるときは、法務大臣に対して、申請(再審査の申請)・申告を行うことができる。また、自己が受けた処遇全般について、法務大臣、監査官及び刑事施設の長に対し苦情の申出をすることができる。被収容者の不服申立件数の推移(最近5年間)は、**2-4-4-2表**のとおりである。

2-4-4-2表 被収容者の不服申立件数の推移

(令和2年～6年)

年次	審査の申請	再審査の申請	事実の申告		法務大臣に対する苦情の申出	訴訟	告訴・告発	その他
			管区長	大臣				
2年	5,591	2,489	1,415	504	4,560	170	685	990
3	4,117	1,729	1,393	606	4,040	168	623	827
4	5,657	1,580	1,858	885	5,252	124	595	904
5	4,681	2,156	1,360	790	5,528	127	397	965
6	4,704	2,435	1,027	517	5,261	198	411	993

- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「告訴・告発」の件数は、被収容者が捜査機関宛てに発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。
 3 「その他」は、人権侵犯申告、付審判請求等であり、監査官及び刑事施設の長に対する苦情の申出は含まない。

第5節 未決拘禁者等の処遇

未決拘禁者の処遇は、逃走及び罪証隠滅を防止するとともに、被疑者又は被告人としての防御権を尊重しつつ、適正な収容を確保するよう配慮しながら行っている。昼夜、居室内で処遇を行うのが原則であり、居室は、できる限り単独室としている。

未決拘禁者は、受刑者と異なり、衣類・寝具は自弁のものを使用するのが一般的であり、飲食物・日用品も、規律・秩序の維持その他管理運営上の支障を及ぼすおそれがない限り、広範囲に自弁のものゝ摂取・使用が認められている。書籍等（新聞紙及び雑誌を含む。）の閲覧は、懲罰として書籍等の閲覧を停止されている場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならず、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき、刑事施設の規律・秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときなどを除き、原則として、許される。面会及び信書の発受は、刑事訴訟法上の制限があるほか、懲罰として面会及び信書の発受の停止をされている場合、被収容者において負担すべき外国語の翻訳・通訳の費用を負担しない場合、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがある場合又は刑事施設の規律・秩序の維持上やむを得ない場合にも、制限を受けることがある。また、面会は、弁護士等との場合を除いて、原則として職員が立ち会い、信書の内容については検査が行われる。

なお、被勾留者等は、刑事施設に収容することに代えて留置施設に留置することができる（代替収容）。被勾留者は、起訴前においては留置施設に収容される場合が多い。令和6年度に留置施設に代替収容された者の一日平均収容人員は、8,126人であった（法務省矯正局の資料による。）。

死刑の判決が確定した者は、その執行に至るまで他の被収容者と分離して刑事施設に拘置される。死刑確定者の処遇においては、必要に応じ、民間の篤志家の協力を求め、その心情の安定に資すると認められる助言、講話等を実施している。令和6年末現在、死刑確定者の収容人員は、106人であった（矯正統計年報による。）。

第6節 官民協働による刑事施設等の整備・運営

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、刑事施設の整備・運営にPFI(Private Finance Initiative)手法（公共施設等の建築、維持管理、運営等を民間の資金・ノウハウを活用して行う手法）の活用が図られ、令和7年3月現在、美祿社会復帰促進センター（収容定員1,296人、うち女性796人）及び島根あさひ社会復帰促進センター（収容定員2,000人）がPFI手法により運営されている。これらの社会復帰促進センターにおいては、民間のノウハウとアイデアを活用した各種の特色あるプログラムに基づく職業訓練や改善指導を実施している。

これらに加えて、矯正研修所、東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所等が集約されている国際法務総合センターでは、それらの維持管理及び運営業務の一部について、PFI手法を活用した民間委託を行っている。さらに、被收容者の給食業務に係る運営事業について、令和7年3月現在、大阪拘置所、加古川刑務所及び高知刑務所においてPFI手法を活用して民間委託を行っている。

このほか、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、令和7年3月現在、静岡刑務所、笠松刑務所、喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターでは刑事施設の運営業務の一部の民間委託を行っている。

コラム2 刑事施設改革の現状

令和7年6月1日、拘禁刑の運用が開始された。刑事政策上大きな意義を持つこの新たな刑の導入において、刑事施設が果たす役割は極めて大きく、本章において紹介しているとおり、刑事施設においては、受刑者の改善更生・再犯防止を促進するための体制整備が行われている。受刑者の特性に応じた処遇を実現するための、アセスメント機能の強化、必要な者に必要な処遇を実施するための矯正処遇課程の創設、矯正処遇の内容・方法の充実等に加え、矯正処遇の実施に当たっては、自主的・意欲的に取り組めるよう動機付けのための働き掛けを強化することなど、従来の保安上のリスクの高い者に合わせた規律秩序の維持を過度に重視した処遇からの転換を図るものとなっている。

拘禁刑の理念の実現のためには、各種制度に加え、それを運用する組織の在り方も重要であるところ、刑事施設においては、令和4年12月に公表された名古屋刑務所における不適正処遇事案を受け、組織風土を含めた諸改革が進められている。法務大臣の指示により立ち上げられた「名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会」は、5年6月、「提言書～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～」(以下このコラムにおいて「提言書」という。)を法務大臣に提出した。提言書では、不適正処遇事案の原因・背景事情や職員アンケートの結果の分析を踏まえて、再発防止策として七つの施策(①処遇体制の充実、②サポート体制・マネジメント体制の充実、③刑事施設視察委員会制度の運用改善、④不服申立制度の運用改善、⑤組織風土の変革、⑥人材の確保と育成の充実、⑦業務の効率化、合理化)を提言した(令和5年版犯罪白書コラム3参照)。法務省矯正局(以下このコラムにおいて「矯正局」という。)は、同年7月、提言書に盛り込まれた再発防止策を確実に実施し、拘禁刑時代にふさわしい処遇を実践することができる組織に生まれ変わることを目指し、「矯正改革推進プロジェクト」(以下このコラムにおいて「プロジェクト」という。)を開始した。

このコラムでは、プロジェクトの内容、実施状況等を中心に、刑事施設改革の現状を紹介する。

1 プロジェクトの推進体制

矯正局は、プロジェクト全体の統括や進捗管理をし、プロジェクト推進に関する企画立案を行うために、同局内に「拘禁刑時代の矯正に向けた改革推進会議」を発足させ、プロジェクトの取組を着実に進展させるための体制を整備した。同会議は、国民への説明責任の確保や取組の改善を図るため、第三者委員会の元構成員に対して毎年取組の進捗状況を報告し、助言を得ている。

2 アクションプラン

再発防止策の実現のため、矯正局は、プロジェクトの目的を以下の三つ（Ⅰ～Ⅲ）に定め、提言書で示された七つの施策に⑧「再発防止策の少年院・少年鑑別所への適用」を加えた八つを「テーマ」として設定し、各テーマについて具体的にを行うべき取組を盛り込んだアクションプランを作成した。具体的な取組は68項目に及んでいる。テーマ⑧は、テーマ①～⑦の取組を少年院・少年鑑別所の実情に応じて取り組んでいくこととされている。

テーマごとの取組（一覧）						
処遇体制の充実	サポート・マネジメント体制の充実	刑事施設視察委員会制度の運用改善	不服申立制度の運用改善	組織風土の变革	人材の確保と育成の充実	業務の効率化、合理化
刑務官の職務に関する規定の見直し	休日・夜間の複数職員による勤務体制	委員会による資料閲覧	面接時に把握した不服に対応する仕組み	意見交換の場づくり	多様な職員の確保	決裁ライン・方法の見直し
チーム処遇の確立	ウェアラブルカメラの活用	管区による事案調査	外部協力者が把握した不服に対応する仕組み	職場内の心理的安全性の確保	社会福祉士等確保	作成すべき書類の見直し
処遇調査票・処遇要領票の見直し	映像解析技術等の活用	集団生活が難しい者へのアンケート調査	管理職による受刑者等との定期的な面接	俗語・隠語の廃止	管理職に対する研修	視察表等の記載内容の見直し
心理技官以外の専門職による処遇調査の実施	再発防止策の進捗管理	集団生活が難しい受刑者等との面接	デジタル技術を活用した申立て	職員に課された独特なルールの改廃	採用間もない時期からの集合研修の実施等	技術革新を踏まえた情報共有・効率化等
集団編成の見直し	管理職に対する多面観察	提案用紙等の居室への備付け	調査検討会の意見等の活用	受刑者の呼称の改善	研修内容の見直し	報告の内容・方法の見直し
オープンダイアログの導入	職員アンケートの見直し・活用	視察の活発化	不服申立制度の理解促進	職員識別票の導入	研修指導者の育成	保有情報の一元管理
	保安状況の把握	委員と職員との面接実施		保安概念の再構築	職員の他施設への異動の推進、他組織への出向の推進	電子決裁の促進
	リスク管理の研究	委員会の活動状況の周知		動作要領の改廃	施設内における配置転換の推進	
	内部監査の見直し	委員会活動の充実化		懲罰の運用改善	人間科学の知見がある者の管理職への登用	
	相談窓口の外部化	他施設の委員会との意見交換		所内内規の公開	総合職職員の事務・教育一括採用	
	人事評価の活用	不適正処遇事案等の公表時期等の見直し	委員長へのヒアリング	矯正広報の職員へのフィードバック		
	視察委員会に対する事案公表前の説明	施設における委員会への対応状況の公表				
	実地監査等における不適正処遇の発見	局・管区の体制構築				
	監査結果の公表					

Ⅰ 効果的な矯正処遇（再発防止）：多職種の職員が互いにその専門性を理解し合い、協働して、個々の受刑者の特性に応じた処遇を実施する。

テーマ①「処遇体制の充実」の取組

チーム処遇の確立、集団編成の見直し、オープンダイアログの導入等

Ⅱ 早期発見：不適正処遇事案の再発を防止し、仮に同種事案が発生した場合でも早期に見・対応する。

テーマ②「サポート体制・マネジメント体制の充実」の取組

休日・夜間の複数職員による勤務体制、ウェアラブルカメラの活用、職員アンケートの見直し・活用等

テーマ③「刑事施設視察委員会制度の運用改善」の取組

視察委員会による資料閲覧、矯正管区による事案調査、集団生活が難しい者へのアンケート調査・面接、委員と職員との面接等

テーマ④「不服申立制度の運用改善」の取組

面接時に把握した不服に対応する仕組み、外部協力者が把握した不服に対応する仕組み、制度の理解促進等

Ⅲ 組織風土の改革：人権意識の希薄さや規律秩序の維持を過度に重視するといった刑事施

設特有の組織風土を変える。

テーマ⑤「組織風土の変革」の取組

意見交換の場づくり、職場内の心理的安全性の確保、俗語・隠語の廃止、職員に課された独特なルールの改廃、受刑者の呼称の改善、動作要領の改廃等

テーマ⑥「人材の確保と育成の充実」の取組

多様な職員の確保、研修時期や内容の見直し等

テーマ⑦「業務の効率化、合理化」の取組

作成すべき書類の見直し、電子決裁の促進等

3 プロジェクトの実施状況

矯正局は、アクションプランの実施状況及び効果検証の結果を取りまとめ、令和7年7月、68の取組のほぼ全てが実現したことを公表した。以下に、その例を紹介する。

(1) チーム処遇の確立

令和5年10月から、知的能力の制約、認知機能の低下等があり、特性に配慮した処遇を行う必要性が特に高い受刑者に対して、刑務官のほかに福祉専門官等の多職種の職員によるチームを編成し、処遇を行うチーム処遇を順次実施している。

(2) 休日・夜間における複数職員による勤務体制の確立

昼夜間単独室など、困難な勤務が求められる場所において、休日・夜間は複数職員で勤務するなど、若手職員等のサポート体制を構築した。

(3) 視察委員会制度の運用改善

視察委員会の求めに応じた、矯正管区による矯正施設の調査や、視察委員会同士の意見交換等のための視察委員長連絡協議会の開催など、視察委員会の活動支援策を充実させた。

(4) 受刑者の呼称の改善

令和6年3月末までに、全ての被収容者に対して、呼ぶ際には姓に「さん」などを付けて呼称することとした。また、職員の呼称も、「先生」など上下関係を固定しやすいものは廃止した。

(5) 動作要領の改廃

令和6年3月から、職員や被収容者が歩調を唱えないなどの方法による行進要領を試行し、7年3月末までに、職員が掛ける号令を、行進の開始時、停止時、方向転換時等、必要最小限度のものとするよう各施設において行進要領を改正した。

(6) 「ミッション・ビジョン・バリュー」の策定

「ミッション・ビジョン・バリュー（以下このコラムにおいて「MVV」という。）」は、社会における組織の存在意義や使命、目指すべき方向性を、ミッション（組織の使命や果たす役割）、ビジョン（組織の実現したい未来）、バリュー（組織が大事にする価値観）として再定義するものであり、近年、民間企業や中央省庁において策定する動きが広がっている。矯正局においては、プロジェクトの目的の一つである「組織風土の改革」を検討する中で、職員の8割以上が「自分たちの仕事が社会から理解されていない」と感じている実情を把握し、令和6年6月から、職員自らの手でMVVを策定するプロジェクトを立ち上げた。

MVVを策定するに当たっては、刑事施設や少年施設など様々な組織に所属し、勤続年数や年齢も多様な職員がメンバーとなって、犯罪被害者や職場の同僚等に対し、「施設や職員との関係」、「これから期待すること」等についてインタビューを実施した。また、令和6年9月に府

中刑務所で開催したワークショップでは、公募で集まった一般参加者と受刑者処遇の最前線で働く職員が、「社会と刑務所」について一緒に考えるという初めての試みを行い、さらに、同年12月には、「20年後の矯正と社会の在るべき姿」について話し合いを実施した。



ワークショップの様子



ワークショップメンバーによる発表風景

こうした活動を通じて集められた多くの声を基に、令和7年2月に、矯正局は「矯正行政のミッション・ビジョン・バリュー～社会の皆様への約束とお願い～」を策定し、職員及び国民に向けた今後の矯正行政の姿勢として、

ミッション（私たちの使命）

更生を信じる力で、もっと安全で豊かな社会を

ビジョン（20年後に目指す姿）

罪と向き合い、社会とつながる場所

バリュー（私たちの行動規範）

- 1 犯罪被害者等の声に耳を傾け、犯罪や非行をした人の過去にも目を向けて、真摯な反省と更生に向けた思いや行動が生まれるよう、対話を重ねます。
- 2 安全を守り、回復と更生を支援する対人援助職として、公平・公正に振る舞い、自らの責任を果たしていきます。このために常に学び、磨く姿勢を持ち、社会とつながりながら、創意工夫を重ねます。失敗を教訓と捉え、困難な課題にも挑戦していきます。
- 3 多様な価値観を受け入れ、それぞれの強みが発揮されるよう助け合い、共に成長し、共に幸福であらうとします。

を示した。

このように、刑事施設においては、拘禁刑時代に対応した諸改革が進められている。矯正局は、矯正行政を取り巻く動きに対応し、プロジェクトの目的を更に推し進めるため、令和7年7月、MVVで示されたミッションの実現に向けた今後5年間の取組方針を示す「運営戦略2030」を策定し、矯正行政の改革を続けている。



MVV ホームページ

(写真及び資料は矯正局提供)

第5章 更生保護

第1節 概説

1 更生保護における処遇

保護観察付全部・一部執行猶予者は、執行猶予の期間中、保護観察に付される。また、受刑者は、地方更生保護委員会の決定により、刑期の満了前に仮釈放が許されることがあるが、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付される。保護観察付一部執行猶予者が仮釈放された場合は、仮釈放期間中の保護観察が終了した後、執行猶予期間中の保護観察が開始される。保護観察に付された者は、保護観察所の保護観察官及び民間のボランティアである保護司の指導監督・補導援護を受ける。

犯罪をした者及び非行のある少年に対する更生保護における処遇は、更生保護法に基づいて行われている。

令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が成立し（本編第1章1項（1）参照）、更生保護法（平成19年法律第88号）及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）の一部改正が行われた。このうち、更生保護法については、5年12月、①保護観察対象者が守らなければならない**遵守事項**（本章第3節参照）のうち、個々の保護観察対象者ごとに定められる**特別遵守事項**の類型に、更生保護事業を営む者等が行う特定の犯罪的傾向を改善するための**専門的援助**（本章第3節2項（12）参照）を受けることを追加すること、②保護観察対象者が被害の回復・軽減に努めるよう必要な指示等の措置をとることを**指導監督**（本章第3節参照）の方法に明記すること、③**更生緊急保護**（本章第4節参照）について、対象の拡大、期間延長等により充実させること、④勾留中の被疑者に対し、その同意を得て、必要な**生活環境の調整**を行うことができることとすること、⑤刑執行終了者等に対し、その意思に反しないことを確認した上で、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報提供や助言等の援助を行うことができることとすること、⑥地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民や関係機関・団体からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報提供や助言等の援助を行うものとするなど、改正部分が施行された。そして、7年6月、前記一部改正の他の部分が施行され、再度の刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、再び保護観察に付された者（以下この項において「再保護観察付執行猶予者」という。）については、保護観察期間中に犯罪をしたことを踏まえ、当該犯罪に結び付いた要因の的確な把握に留意して保護観察を実施しなければならないこととされたことに加え、再度の保護観察の開始に際し、当該要因を的確に把握するため、原則として、少年鑑別所の長に対し、再保護観察付執行猶予者の鑑別を求めることとされた。更生保護事業法については、5年12月、更生保護事業の枠組み等を整理する改正部分が施行され、同事業のうち、宿泊を伴わない一時保護事業に関して、その名称を通所・訪問型保護事業に改めた上で、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助や生活指導等の継続的な保護を実施できることとされた。

2 更生保護の機関

更生保護の機関には、法務省に置かれている**中央更生保護審査会**（委員長及び委員4人で組織される合議制の機関）、高等裁判所の管轄区域ごとに置かれている**地方更生保護委員会**（3人以上15人以内の委員で組織する合議制の機関）及び地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている**保護観察所**がある。中央更生保護審査会は、法務大臣への個別恩赦の申出等の権限を有し、地方更生保護委員会は、矯正施設の長からの申出等に基づき、仮釈放・仮退院の許否を決定するなどの権限を有している。保

保護観察所は、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護の実施、刑執行終了者等に対する援助、更生保護に関する地域援助、犯罪予防活動の促進等の業務を行っている。

第2節 仮釈放等と生活環境の調整

1 仮釈放等

仮釈放は、拘禁刑の執行のため矯正施設に収容されている者について、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとされる。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときはこの限りではない。仮釈放の審理は、地方更生保護委員会が行う。

仮釈放は、拘禁刑受刑者について、有期刑については刑期の3分の1、無期刑については10年の法定期間を経過した後、許すことができる。

また、地方更生保護委員会は、保護処分の実行のため少年院に収容されている者（収容中の特定保護観察処分少年を除く。）について、処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき、その他仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、仮退院を許す（仮退院を許された者は、少年院仮退院者として保護観察に付される。）。**特定保護観察処分少年**（年齢満18歳以上20歳未満の特定少年に係る少年法64条1項2号の保護処分に付されている者）のうち、第5種少年院（第3編第2章第4節3項参照）に収容されている者について、処遇の最高段階に達し、退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために相当であると認めるとき、その他退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために特に必要であると認めるときは、退院を許し、退院を許された特定保護観察処分少年に対して、収容により停止されていた保護観察が再開される。

地方更生保護委員会において、被害者等から申出があったときは、仮釈放等審理において、その意見等を聴取している（第6編第2章第1節5項参照）。

（1）仮釈放審理等

仮釈放審理を開始した人員（平成28年以降は一部執行猶予者の人員を含む。）は、20年から減少傾向にあり、令和6年は1万244人（前年比7.5%減）であった。このうち一部執行猶予者の人員は、551人（同22.8%減）であった（CD-ROM資料2-8参照）。

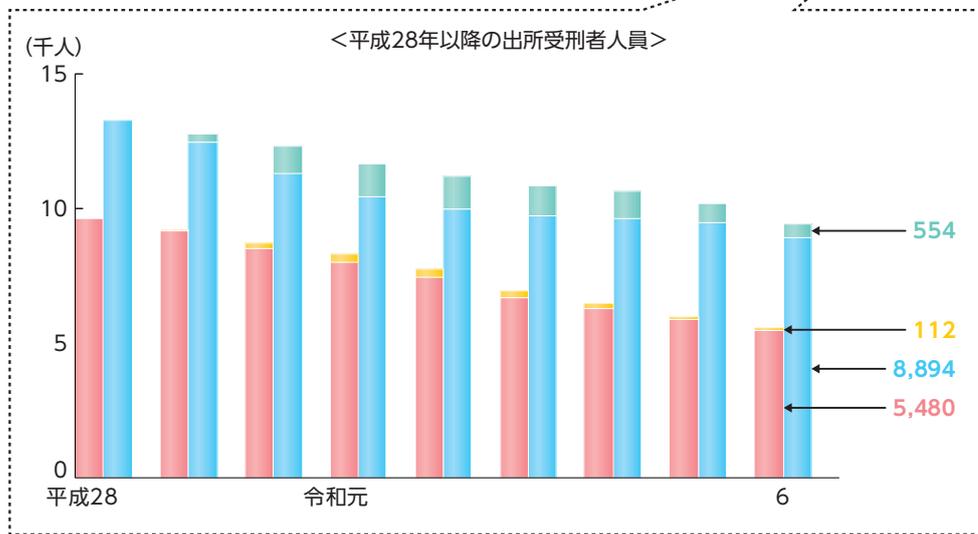
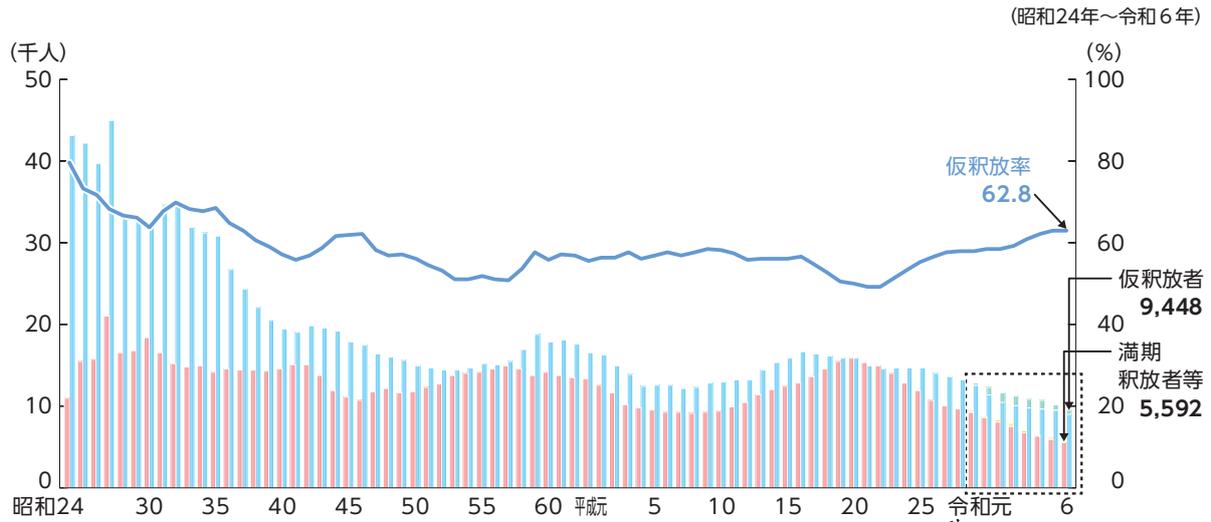
令和6年に、仮釈放が許可された人員と許可されなかった人員（仮釈放の申出が取り下げられた者を除く。）の合計に占める後者の比率は、4.0%（前年比0.3pt低下）であったところ、このうち一部執行猶予者について見ると0.8%であった（CD-ROM資料2-8参照）。

少年院からの仮退院を許可された人員は、平成15年以降減少傾向にあったが、令和5年から連続して増加し、6年は1,663人（前年比21.5%増）であった（CD-ROM資料2-8参照）。

（2）仮釈放者の人員

出所受刑者（仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了、又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の人員及び仮釈放率の推移（昭和24年以降）は、2-5-2-1図のとおりである。仮釈放率は、平成17年から低下していたが、23年に上昇に転じ、令和6年は62.8%（前年比0.2pt低下）であった。これを男女別に見ると、男性が61.6%（同0.3pt上昇）、女性が74.2%（同3.2pt低下）であった（CD-ROM参照）。

2-5-2-1図 出所受刑者人員・仮釈放率の推移



一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者）
 仮釈放者（一部執行猶予者）

満期釈放者
 仮釈放者（全部実刑者）

注 1 行刑統計年報及び矯正統計年報による。

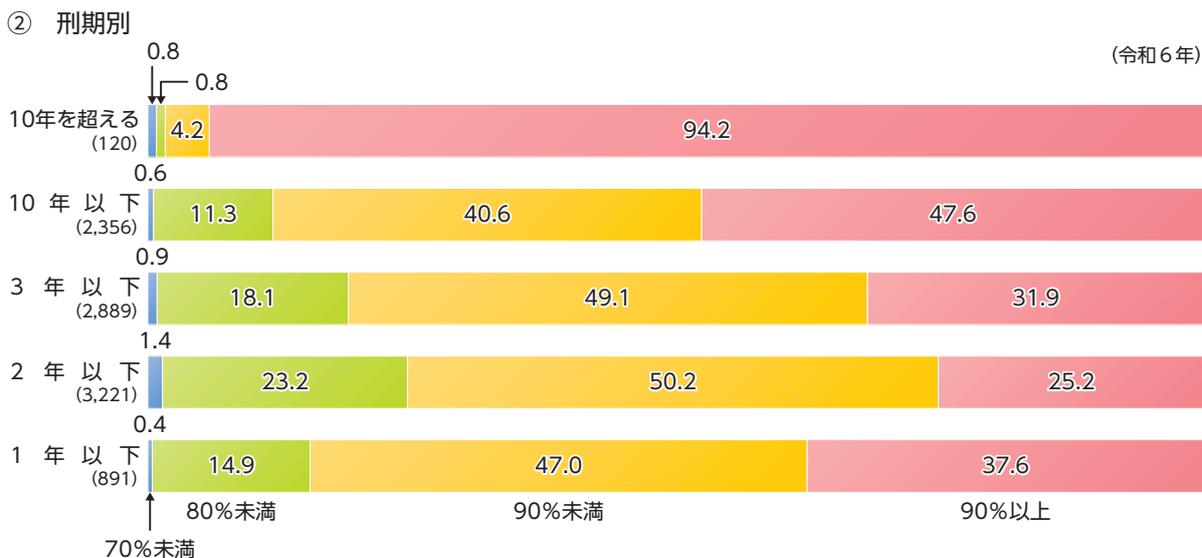
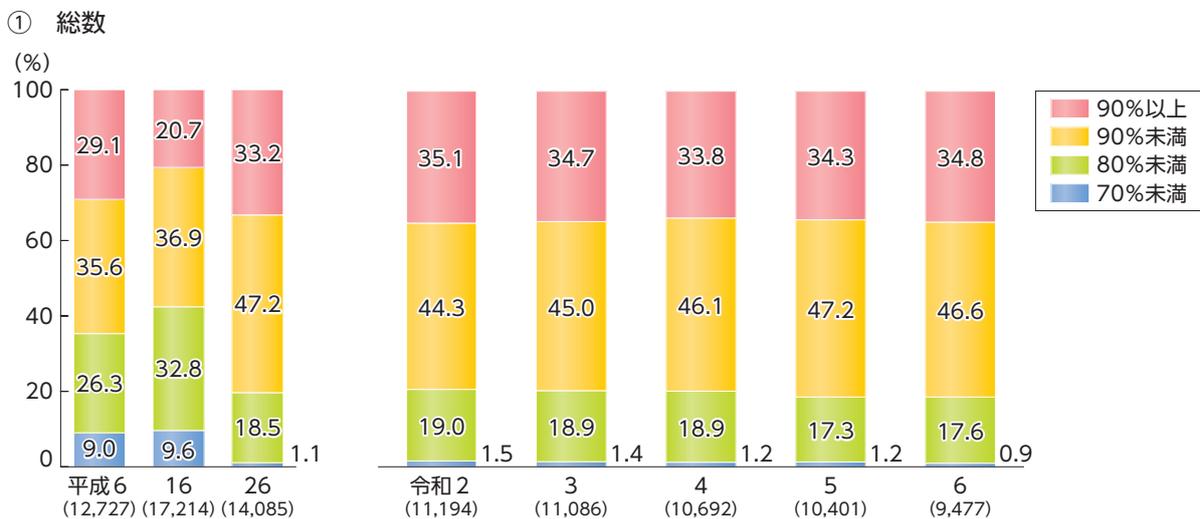
注 2 「一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者）」及び「仮釈放者（一部執行猶予者）」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

(3) 刑の執行率

2-5-2-2図は、定期刑受刑者の仮釈放許可人員について、**刑の執行率**（執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の比率）の区分別構成比の推移（平成6年・16年・26年・令和2年～6年）を見るとともに、同年の同人員の刑の執行率を刑期別に見たものである。

2-5-2-2図 定期刑の仮釈放許可人員における刑の執行率の区分別構成比の推移等

(平成6年・16年・26年・令和2年～6年)



注 1 保護統計年報による。
 2 定期刑の仮釈放許可人員のうち、一部執行猶予の実刑部分についての仮釈放許可人員は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 3 一部執行猶予の場合、実刑部分の刑期に基づく。
 4 () 内は、実人員である。

(4) 無期刑受刑者の仮釈放

2-5-2-3表は、無期刑の仮釈放許可人員の推移（最近10年間）を刑の執行期間別に見たものである。

2-5-2-3表 無期刑の仮釈放許可人員の推移（刑の執行期間別）

(平成27年～令和6年)

年次	総数	20年以内	25年以内	30年以内	35年以内	40年以内	45年以内	50年以内	50年を超える
27年	11	－	－	－	11	－	－	－	－
28	6	－	－	－	5	1	－	－	－
29	9	－	－	－	7	2	－	－	－
30	10	－	－	－	10	－	－	－	－
元	15	－	－	－	9	4	－	－	2
2	9	－	－	－	3	4	1	－	1
3	6	－	－	－	3	2	－	1	－
4	5	－	－	－	3	－	－	－	2
5	5	－	－	－	1	3	1	－	－
6	2	－	－	－	－	2	－	－	－

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 無期刑の仮釈放が取り消された後、再度仮釈放を許された者を除く。

2 生活環境の調整

受刑者の帰住予定地を管轄する保護観察所は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めるなどの方法により、釈放後の住居、就業先その他の**生活環境の調整**を実施している。この結果は、仮釈放審理における資料となるほか、受刑者の社会復帰の基礎となる。保護処分又は刑の執行のため少年院に収容されている者についても、同様の生活環境の調整を実施している。

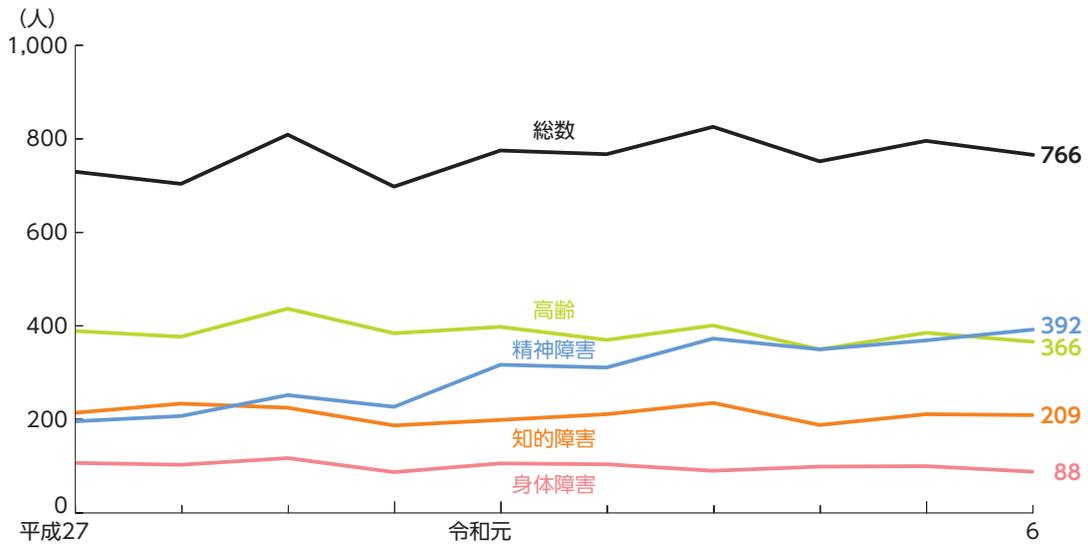
地方更生保護委員会は、保護観察所が行う生活環境の調整について、必要な指導・助言を行うほか、生活環境の調整が複数の保護観察所において行われる場合には当該保護観察所相互間の連絡調整を行う。これらの指導、助言、連絡調整の措置をとるに当たって必要があると認めるときは、受刑者に対する調査を行うことが可能である。さらに、地方更生保護委員会は、保護観察付一部執行猶予者について、猶予期間に先立って仮釈放がない場合、実刑部分の執行から猶予期間中の保護観察へ円滑に移行できるよう、生活環境の調整の結果を踏まえて審理し（**住居特定審理**）、その者が居住すべき住居を釈放前に特定することができる。令和6年に住居特定審理を経て住居が特定された保護観察付一部執行猶予者は、73人（前年比23人減）であった（保護統計年報による。）。

令和6年に生活環境の調整を開始した人員は、受刑者は2万7,305人（前年比4.2%減）であり、このうち保護観察付一部執行猶予者は1,068人であった。また、少年院収容中の者は2,554人（同12.4%増）であった（保護統計年報による。）。

高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、**特別調整**（本編第4章第3節4項参照）を実施している。具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その者が支援を希望していることなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設等及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する**地域生活定着支援センター**（厚生労働省の地域生活定着促進事業により設置）に保護観察所が依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について特別に調整を行っている。特別調整の終結人員（少年を含む。）の推移（最近10年間）は、2-5-2-4図のとおりである。令和6年度の特別調整の終結人員は、766人であった（CD-ROM参照）。

2-5-2-4図 特別調整の終結人員の推移

(平成27年度～令和6年度)



- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 終結人員は、少年を含む。
 3 終結人員は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
 4 内訳は重複計上による。

また、保護観察所は、保護観察付全部執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者について、保護観察を円滑に開始するために必要と認めるときは、その者の同意を得て、生活環境の調整を行っており、令和6年中にこの生活環境の調整を開始した人員は23人であった（保護統計年報による。）。

さらに、勾留されている被疑者又は被告人についても、釈放される場合に、保護観察所による更生緊急保護の措置に円滑につなぎ、福祉サービス等に係る調整、就労支援等の支援をすることが、その社会復帰を円滑にするため必要と認めるとき、その者の同意を得て、生活環境の調整等を行うことができ、令和6年中にこの生活環境の調整等を開始した人員は765人（被疑者384人、被告人381人）であった（法務省保護局の資料による。）。

第3節 保護観察

保護観察は、保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項を的確に把握しつつ、その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである保護司が協働して実施する。事案に応じて、複数の保護観察官又は保護司が担当する場合もある。保護観察官及び保護司は、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な指示等の措置をとるほか、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示等の措置をとるなどの**指導監督**を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等の**補導援護**を行う。

保護観察対象者は、①家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者（**保護観察処分少年**）、②少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（**少年院仮退院者**）、③仮釈放を許されて保護観察に付されている者（**仮釈放者**）及び④刑の執行を猶予されて保護観察に付されている者（**保護観察付全部執行猶予者**及び**保護観察付一部執行猶予者**）の4種類である。

なお、令和4年法律第52号による売春防止法の改正により、令和6年4月1日に婦人補導院が廃止（本編第4章第1節参照）され、婦人補導院からの仮退院を許された者を保護観察対象者とする制度も廃止された。

保護観察対象者は、保護観察期間中、**遵守事項**を遵守しなければならないが、これに違反した場合には、仮釈放の取消し等のいわゆる不良措置がとられることがある。遵守事項には、全ての保護観察対象者が守るべきものとして法律で規定されている**一般遵守事項**と、個々の保護観察対象者ごとに定められる**特別遵守事項**とがあり、特別遵守事項は、主として次の類型、すなわち、①犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動の禁止、②健全な生活態度を保持するための行動の実行又は継続、③指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項についての保護観察官又は保護司への事前申告、④特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの受講（本節2項（3）参照）、⑤自立更生促進センター（同項（10）参照）に一定期間宿泊して指導監督を受けること、⑥社会貢献活動を一定の時間行うこと（同項（11）参照）、⑦更生保護事業を営む者等が行う特定の犯罪傾向を改善するための専門的な援助であって法務大臣が定める基準に適合するものの受講（同項（12）参照）等の中から、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内で具体的に定められる。また、保護観察対象者には、遵守事項のほか、改善更生に資する生活又は行動の指針となる**生活行動指針**が定められることがあり、遵守事項と共に、指導の基準とされる。

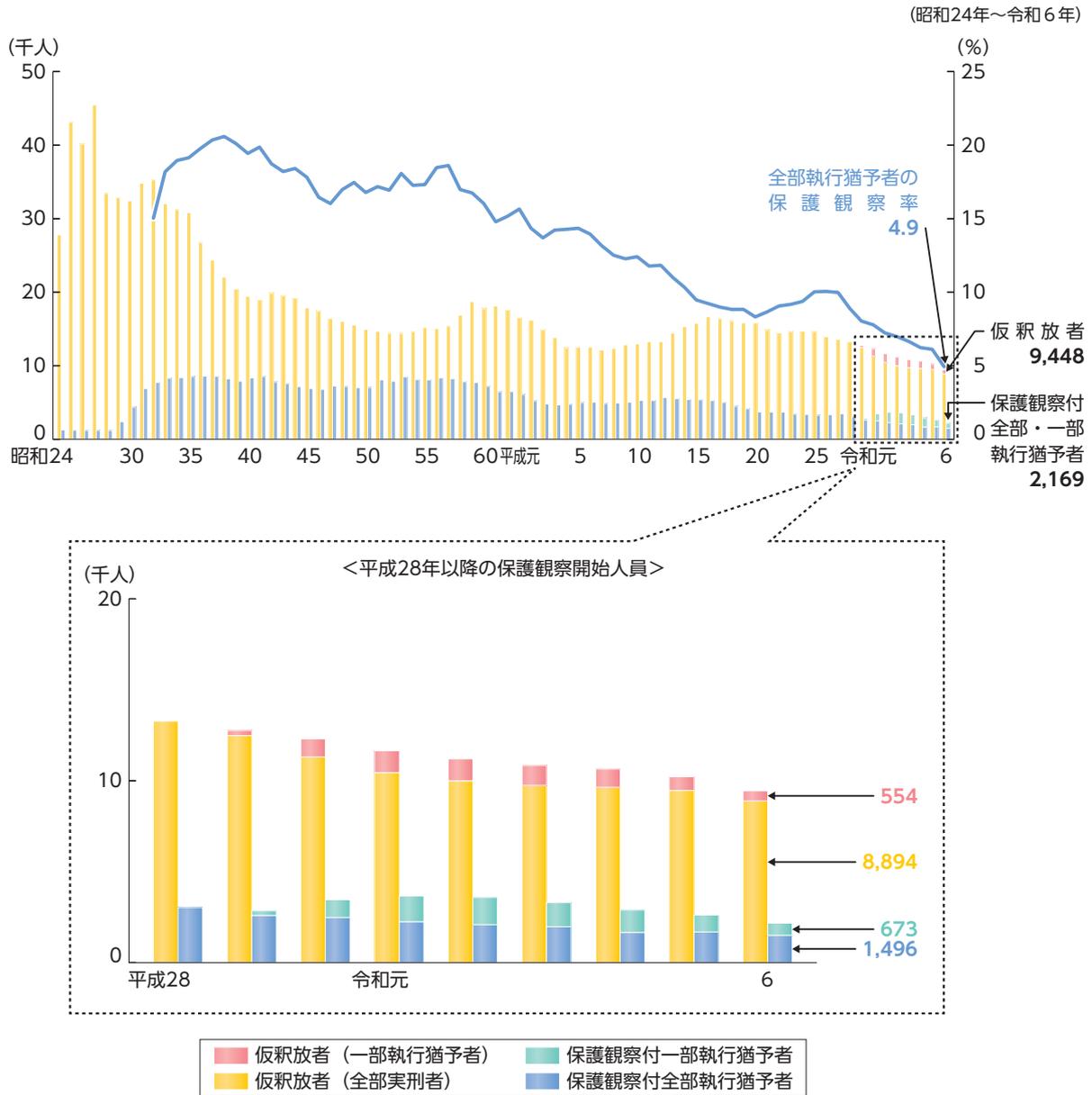
1 保護観察対象者の人員等

（1）保護観察開始人員の推移

2-5-3-1図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員の推移（昭和24年以降）並びに**全部執行猶予者の保護観察率**の推移（32年以降）を見たものである。なお、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員は、事件単位の延べ人員である（特に断らない限り、以下この項において同じ）。

令和6年の保護観察開始人員は、仮釈放者（全部実刑者）が8,894人（前年比6.1%減）、仮釈放者（一部執行猶予者）が554人（同25.4%減）、保護観察付全部執行猶予者が1,496人（同11.1%減）、保護観察付一部執行猶予者が673人（同28.0%減）であった。全部執行猶予者の保護観察率は、平成28年以降低下し、令和6年は4.9%と、前年より1.2pt低下した（一部執行猶予者の保護観察率についてはCD-ROM資料2-9参照）。

2-5-3-1図 保護観察開始人員・全部執行猶予者の保護観察率の推移



注 1 法務統計年報、保護統計年報及び検察統計年報による。
 2 「全部執行猶予者の保護観察率」については、検察統計年報に全部執行猶予者の保護観察の有無が掲載されるようになった昭和32年以降の数値を示した。
 3 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和6年末の保護観察対象者の人員は、仮釈放者（全部実刑者）が3,288人（前年末比9.8%減）、仮釈放者（一部執行猶予者）が163人（同14.2%減）、保護観察付全部執行猶予者が5,510人（同7.6%減）、保護観察付一部執行猶予者が1,503人（同26.3%減）であった（保護統計年報による。）。

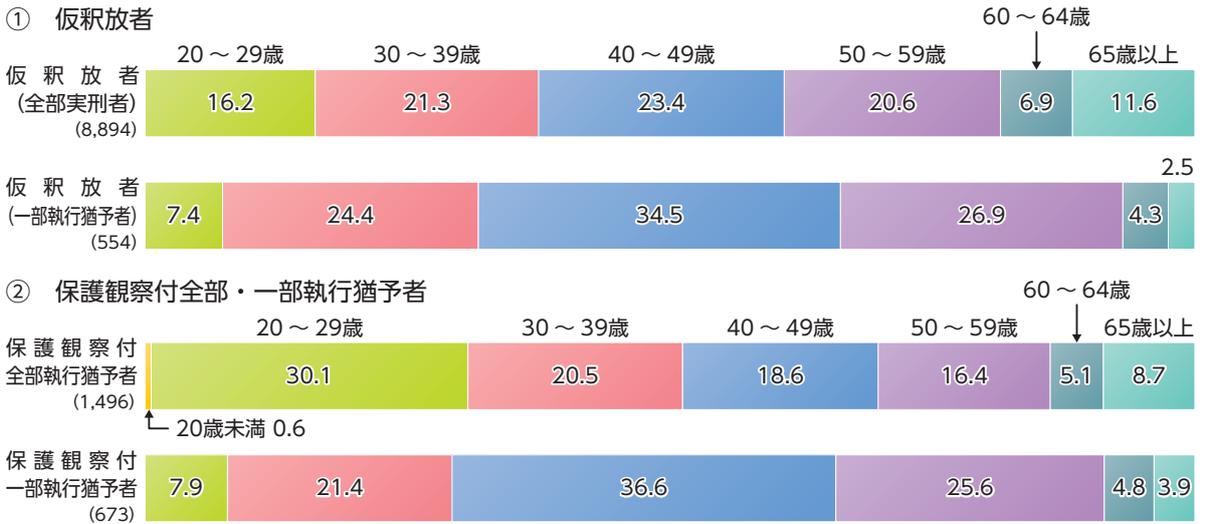
(2) 保護観察対象者の特徴

ア 年齢

2-5-3-2図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和6年における保護観察開始人員の年齢層別構成比を見たものである。

2-5-3-2図 保護観察開始人員の年齢層別構成比

(令和6年)



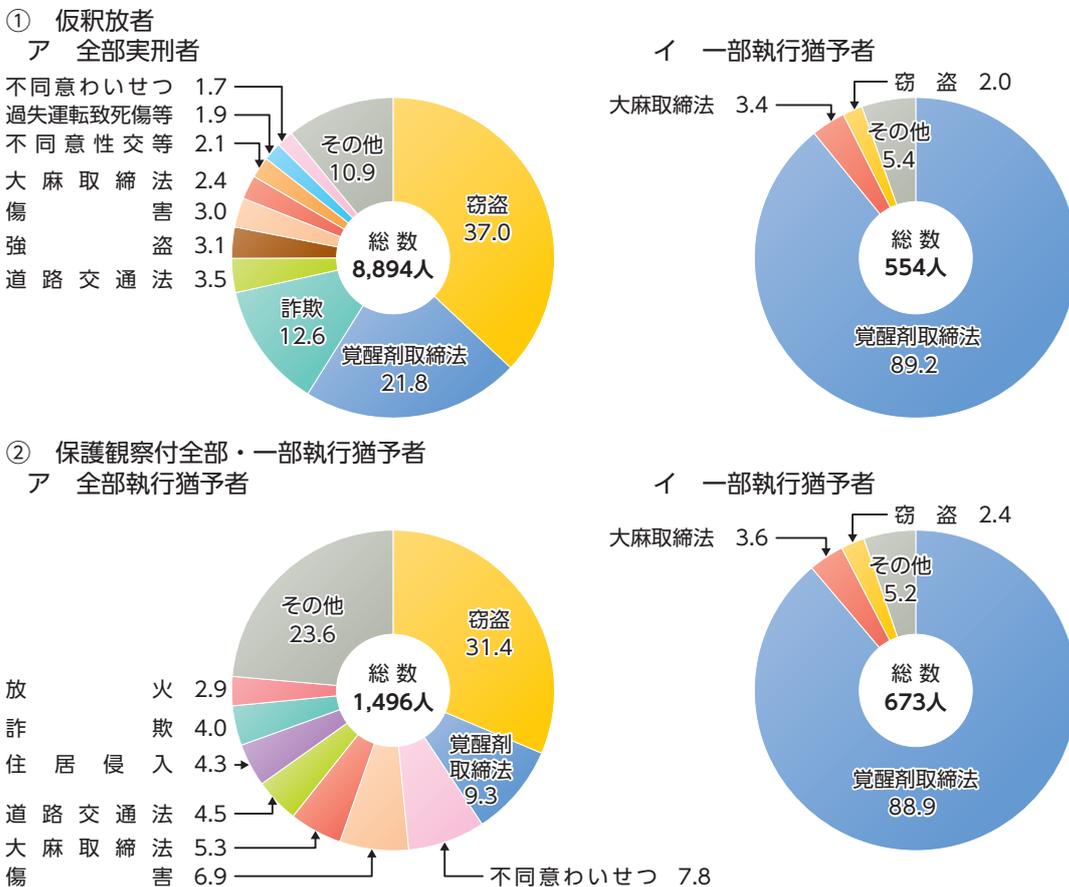
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

イ 罪名

2-5-3-3図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和6年における保護観察開始人員の罪名別構成比を見たものである。

2-5-3-3図 保護観察開始人員の罪名別構成比

(令和6年)

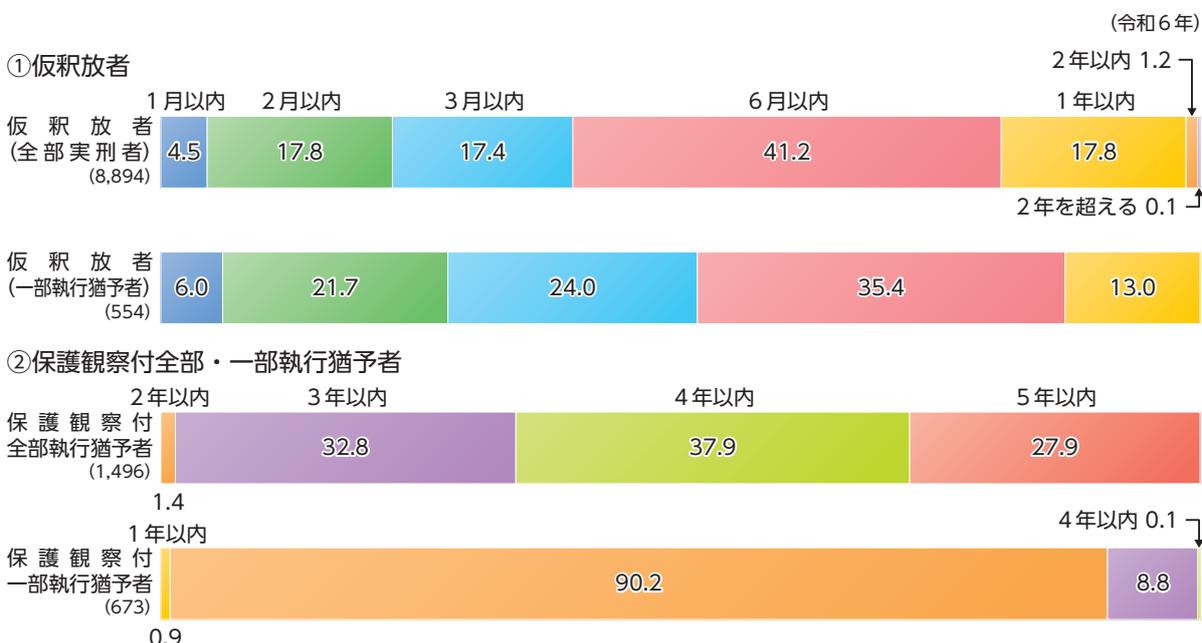


注 1 保護統計年報による。
 2 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻に係る麻薬取締法違反を含み、大麻草栽培規制法違反を含まない。

ウ 保護観察期間

2-5-3-4図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和6年における保護観察開始人員の保護観察期間別構成比を見たものである。

2-5-3-4図 保護観察開始人員の保護観察期間別構成比

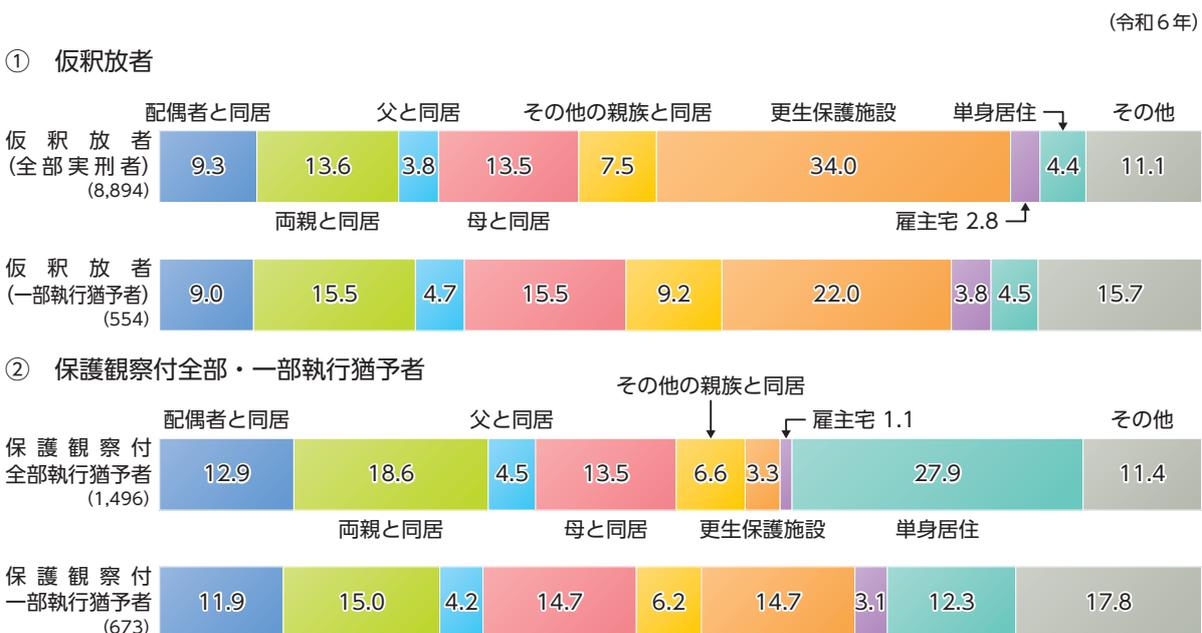


注 1 保護統計年報による。
 2 仮釈放者（全部実刑者）の「2年を超える」は、無期を含む。
 3 () 内は、実人員である。

エ 居住状況

2-5-3-5図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和6年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を見たものである。

2-5-3-5図 保護観察開始人員の居住状況別構成比



注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察開始時の居住状況による。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 4 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。
 5 () 内は、実人員である。

2 保護観察対象者に対する処遇

保護観察対象者の処遇は、原則として、保護観察官と保護司が協働して実施するほか、定期駐在制度（保護観察官が、市町村や公的機関、各更生保護施設等、あらかじめ定められた場所に、毎週又は毎月等定期的に出張し、保護観察対象者やその家族等関係者との面接等を行うもの）を併せて実施している。

(1) アセスメントに基づく保護観察の実施

保護観察対象者に対するより効果的な処遇を実施するため、令和3年1月から、CFP（Case Formulation in Probation/Parole）を活用した**アセスメントに基づく保護観察**を実施している。CFPは、再犯リスクの程度の評価や処遇方針の決定に資する情報の収集及び分析の方法を構造化したアセスメントツールである。7年6月には、アセスメントの充実化を目的として、保護観察対象者の属性、犯罪歴等の静的リスクに加え、環境、行動及び心理・精神状態などの動的リスクも分析することとされた。

CFPによる分析では、保護観察開始時に、静的リスク及び動的リスクを分析することに加え、①家庭、②家庭以外の対人関係、③就労・就学、④物質使用、⑤余暇、⑥経済状態、⑦犯罪・非行等の状況、⑧心理・精神状態の八つの領域ごとに再犯又は再非行に結び付く要因（問題）及び改善更生に資する事項（強み）を抽出する要因分析を行い、これらの相互作用、因果関係等について要因関連性分析をして図示することなどにより、犯罪や非行に至る過程や、処遇による介入対象とすべき要因を明らかにし、保護観察開始後は、おおむね6月ごとに動的リスクの分析を行うなどしている。

保護観察の実施に当たっては、これらの分析結果等を踏まえて保護観察対象者ごとに接触頻度等の処遇密度（処遇区分）を設定するとともに、保護観察の実施計画の作成又は見直し、保護観察の実施状況に応じた指導監督・補導援護その他の措置を適期適切に行い、処遇の実効性を高めている。

なお、保護観察付全部執行猶予者については、令和7年6月から、開始当初のおおむね3か月間を「開始時重点的アセスメント期間」とし、保護観察官によるライフヒストリーの聴取を行い、少年鑑別所の協力を得て実施する心理検査等も活用して情報の収集・把握を行った上で、アセスメントを重点的に実施するとともに、これらの結果を踏まえ適当と認められる場合には、保護司との協働態勢による処遇に円滑に移行するための措置を講じるなどして、処遇の一層の強化が図られることとなった。

(2) 類型別処遇

類型別処遇は、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇を実施するものである。令和6年末における仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の類型認定状況は、**2-5-3-6表**のとおりである。

2-5-3-6表 保護観察対象者の類型認定状況

(令和6年末現在)

領域区分	類型	仮釈放者 (全部実刑者)		仮釈放者 (一部執行猶予者)		保護観察付 全部執行猶予者		保護観察付 一部執行猶予者	
関係性領域	児童虐待	13	(0.4)	—	—	98	(1.8)	2	(0.1)
	配偶者暴力	12	(0.4)	—	—	69	(1.3)	2	(0.1)
	家庭内暴力	9	(0.3)	1	(0.6)	82	(1.5)	3	(0.2)
	ストーカー	10	(0.3)	1	(0.6)	130	(2.4)	—	—
不良集団領域	暴力団等	27	(0.8)	1	(0.6)	25	(0.5)	24	(1.6)
	暴走族	4	(0.1)	—	—	4	(0.1)	—	—
	特殊詐欺	439	(13.4)	—	—	212	(3.8)	1	(0.1)
社会適応領域	就労困難	927	(28.2)	20	(12.3)	808	(14.7)	185	(12.3)
	就学	2	(0.1)	—	—	5	(0.1)	—	—
	精神障害	476	(14.5)	35	(21.5)	1,202	(21.8)	343	(22.8)
	発達障害	35	(1.1)	1	(0.6)	245	(4.4)	10	(0.7)
	知的障害	69	(2.1)	1	(0.6)	241	(4.4)	11	(0.7)
	高齢	427	(13.0)	1	(0.6)	457	(8.3)	53	(3.5)
嗜癖領域	薬物	914	(27.8)	156	(95.7)	972	(17.6)	1,349	(89.8)
	アルコール	363	(11.0)	7	(4.3)	524	(9.5)	62	(4.1)
	性犯罪	226	(6.9)	2	(1.2)	1,023	(18.6)	33	(2.2)
	ギャンブル	390	(11.9)	5	(3.1)	319	(5.8)	34	(2.3)
	嗜癖的窃盗	71	(2.2)	1	(0.6)	308	(5.6)	11	(0.7)

- 注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。
 3 「発達障害」及び「知的障害」は、精神障害の内数である。
 4 ()内は、令和6年末現在、保護観察中の仮釈放者(全部実刑者)、仮釈放者(一部執行猶予者)、保護観察付全部執行猶予者又は保護観察付一部執行猶予者の各総数(類型が認定されていない者を含む。)のうち、各類型に認定された者の占める比率である。

(3) 専門的処遇プログラム

保護観察所においては、**専門的処遇プログラム**を実施しており、同プログラムにおいて、ある種の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対して、指導監督の一環として、その傾向を改善するために、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法(自己の思考(認知)の偏りを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法)を理論的基盤とし、体系化された手順による処遇を行っている。

専門的処遇プログラムとしては、**性犯罪再犯防止プログラム**、**薬物再乱用防止プログラム**、**暴力防止プログラム**及び**飲酒運転防止プログラム**の4種があり、その処遇を受けることを特別遵守事項として義務付けて実施している。

性犯罪再犯防止プログラムは、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、性犯罪に当たる行為に結び付くおそれのある認知の偏り及び自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪に当たる行為をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものであり、コアプログラムを中核として、導入プログラム、メンテナンスプログラム及び家族プログラムを内容とする。このうちコアプログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けている。

薬物再乱用防止プログラムは、依存性薬物(規制薬物等(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律2条1項に規定する規制薬物等)、指定薬物(医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物)及び危険ドラッグ(その形状、包装、名称、販売方法、商品種別等に照らして、過去に指定薬物が検出された物品と類似性があり、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いのある物品)をいう。以下(3)及び(6)において同じ。)の使用を反復する傾向を有する者に対し、依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、依存性薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させるとともに、再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させ、実践させるものであり、コアプログラム、コアプログラムの内容を定着・応用又は

実践させるためのステップアッププログラム及び簡易薬物検出検査を内容とする。令和5年12月から、増加する大麻事犯に対応するため、コアプログラムに大麻事犯の保護観察対象者の特性等を踏まえた課程を設けて実施している。なお、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）の規定により保護観察に付された者については、原則として、薬物再乱用防止プログラムを受けることを執行猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めている。また、令和4年法律第67号により改正された更生保護法の施行により、7年6月からは、薬物使用等の罪を犯して保護観察付執行猶予を受けている者が同様の罪を犯して再度の保護観察に付された場合についても、原則として、同プログラムを受けることを執行猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めることとされた。

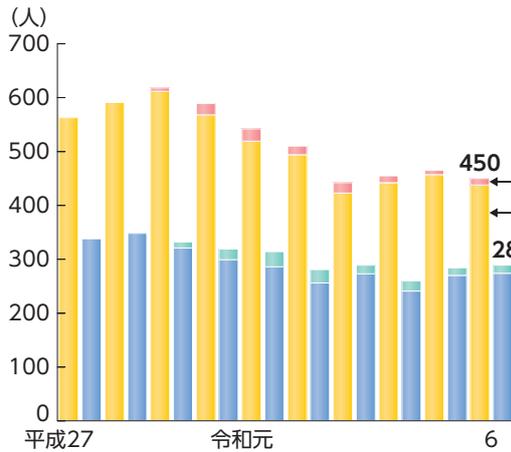
暴力防止プログラムは、身体に対する有形力の行使により、他人の生命又は身体の安全を害する犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促すとともに、同種の再犯をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。令和元年10月から、児童に対する虐待行為をした者について、暴力防止プログラムの対象者には当たらない場合であっても、その問題性に適合し、かつ改善更生に資する処遇を行うことを目的として、暴力防止プログラム（児童虐待防止版）が試行されている。

飲酒運転防止プログラムは、飲酒運転を反復する傾向を有する者に対し、アルコールが心身及び自動車等の運転に与える影響を認識させ、飲酒運転に結び付く自己の問題性について理解させるとともに、再び飲酒運転をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。

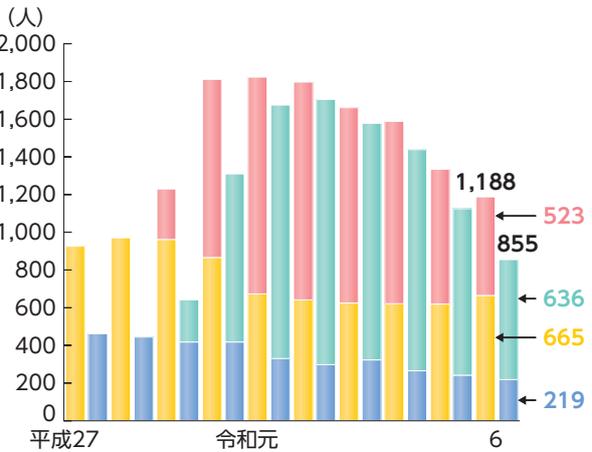
これらの専門的処遇プログラムは、特別遵守事項として義務付けて実施する以外に、必要に応じて生活行動指針として定めるなどして実施することもある。専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移（最近10年間）は、[2-5-3-7図](#)のとおりである。

(平成27年～令和6年)

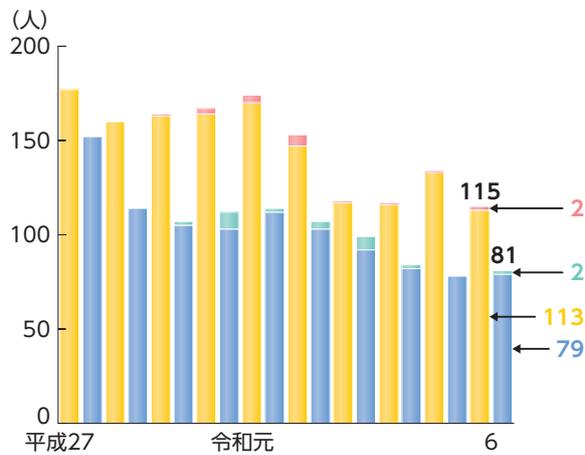
① 性犯罪再犯防止プログラム



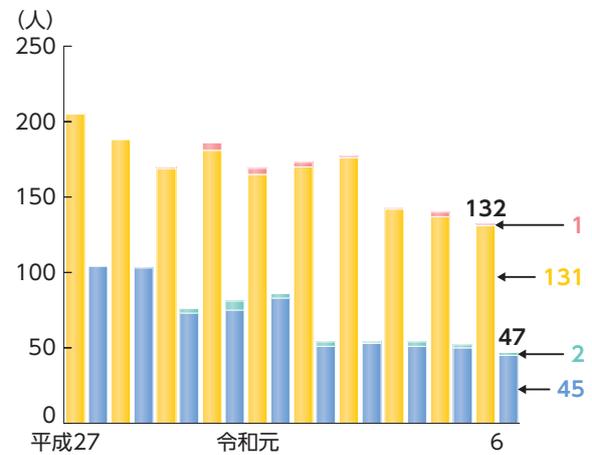
② 薬物再乱用防止プログラム



③ 暴力防止プログラム



④ 飲酒運転防止プログラム



■ 仮釈放者(一部執行猶予者) ■ 保護観察付一部執行猶予者
■ 仮釈放者(全部実刑者) ■ 保護観察付全部執行猶予者

- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 「性犯罪再犯防止プログラム」については、平成27年から令和4年3月までは、「性犯罪者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
 3 「薬物再乱用防止プログラム」については、平成27年から28年5月までは、「覚せい剤事犯罪者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
 4 「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。
 5 「仮釈放者(一部執行猶予者)」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 6 仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者(一部執行猶予者)」及び「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

(4) しょく罪指導プログラム等

自己の犯罪により被害者を死亡させ若しくは重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者には、**しょく罪指導プログラム**による処遇を行うとともに、被害者等の意向に十分配慮しつつ、保護観察対象者が同プログラムにおいて作成した「しょく罪計画」を実行できるよう、継続的に指導している。令和6年にしょく罪指導プログラムの実施が終了した人員は、1,726人(前年比224人増)であった(法務省保護局の資料による。)

また、法テラス(本編第1章2項及び第6編第2章第1節7項参照)と連携し、一定の条件に該当する保護観察対象者が被害弁償等を行う際の法的支援に関する手続が実施されている(令和6年度までの処理件数は32件であった(法テラスの資料による。))。

(5) 特定暴力対象者に対する処遇等

仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、暴力的性向があり処遇上特に注意を要する者で、児童虐待、配偶者暴力、家庭内暴力、ストーカー、暴力団等、精神障害、薬物、アルコールのいずれかの類型に認定された者等を**特定暴力対象者**とし、保護観察官の直接処遇又は保護観察官の直接的関与を強化した上で保護司との協働態勢によって、処遇を実施している。令和6年に特定暴力対象者として認定された人員（受理人員）は、仮釈放者（全部実刑者）が187人、仮釈放者（一部執行猶予者）が2人、保護観察付全部執行猶予者が36人、保護観察付一部執行猶予者が1人であった（法務省保護局の資料による。）。

このほか、保護観察所と警察との間において、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察実施上の特別遵守事項及びそれぞれが把握した当該対象者の問題行動等の情報を共有し、再犯を防止するための連携強化を図っている。

(6) 薬物事犯者に対する処遇

保護観察所においては、薬物事犯者の保護観察対象者に対し、薬物依存に関する専門的な知見に基づいて、薬物依存に関する専門的な処遇を実施する体制を整備し、薬物再乱用防止プログラム（本項（3）参照）に加えて、以下の処遇も行っている。

ア 自発的意思に基づく簡易薬物検出検査

依存性薬物の所持・使用により保護観察に付された者であって、薬物再乱用防止プログラムに基づく指導が義務付けられず、又はその指導を受け終わった者等に対し、必要に応じて、断薬意志の維持等を図るために、その者の自発的意思に基づいて**簡易薬物検出検査**を実施することがある。令和6年における実施件数は5,739件であった（法務省保護局の資料による。）。

イ 他機関等との連携による地域での薬物事犯者処遇

保護観察所は、依存性薬物に対する依存がある保護観察対象者及び更生緊急保護対象者について、**薬物依存回復訓練**を実施しており、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託し、依存性薬物の使用経験のある者のグループミーティングにおいて、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、依存性薬物に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得させている。令和6年度に同訓練を委託した施設数は44施設であり、委託した実人員は370人（更生保護施設に特定補導（本章第6節2項参照）として委託したものを除く。）であった（法務省保護局の資料による。）。

また、保護観察所は、規制薬物等又は指定薬物に対する依存があることにより、薬物使用等を反復する傾向がある保護観察対象者の改善更生を図るための**指導監督**（本節参照）の方法として、専門的援助（本項（12）参照）を受けるよう「**受講等指示**」を行っている。また、規制薬物等に対する依存の改善に資する医療や専門的援助を受けるよう「**通院等指示**」も実施している。薬物再乱用防止プログラムを受けることを特別遵守事項として定められている者が、受講等指示又は通院等指示に基づき専門的援助を受けたときは、薬物再乱用防止プログラムについて、コアプログラムの開始を延期若しくは一部免除し、又はステップアッププログラムの開始を延期若しくは一時的に実施しないことができる。令和6年において、コアプログラムの開始を延期した件数は42件、ステップアッププログラムを開始延期又は一時的に実施しないこととした件数は53件であった（法務省保護局の資料による。）。

さらに、薬物依存のある保護観察対象者については、保護観察終了後も地域で薬物依存からの回復のために必要な支援を受けられるよう、保護観察期間中からその橋渡しを行うことが重要であり、医療機関での治療や精神保健福祉センター等が行う薬物依存からの回復プログラム、薬物依存症リハビ

リテーション施設等におけるグループミーティング等を受けることを指示するなどしている。令和6年度において、治療・支援を受けた者は、精神保健福祉センター、医療機関等で308人、薬物依存症リハビリテーション施設等の民間団体で422人であった（法務省保護局の資料による。）。

（7）窃盗事犯者に対する処遇

窃盗事犯者は、保護観察対象者の多くを占め、再犯に至る者も多いことから、嗜癖的な窃盗事犯者に対しては、その問題性に^し応じ、「窃盗事犯者指導ワークブック」や自立更生促進センターが作成した処遇プログラムを活用して保護観察を実施している。

（8）中間処遇制度

無期刑又は長期刑の仮釈放者は、段階的に社会復帰させることが適当な場合があるため、本人の意向も踏まえ、必要に応じ、仮釈放後1か月間、更生保護施設で生活させて指導員による生活指導等を受けさせる**中間処遇**を行っており、令和6年は27人に対して実施した（法務省保護局の資料による。）。

（9）就労支援

出所受刑者等の社会復帰には、就労による生活基盤の安定が重要な意味を持つため、法務省は、厚生労働省と連携し、出所受刑者等の就労の確保に向けて、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している。保護観察所では、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者である支援対象者に対し、保護観察官とハローワークの職員とが連携し、支援対象者との個別の面接を通じてハローワークにおける担当者制による職業相談・職業紹介、トライアル雇用等を活用した就労支援を行っている（刑事施設における就労支援については、本編第4章第3節4項（1）参照）。

また、保護観察所において、**更生保護就労支援事業**を実施している。この事業は、就労支援に関するノウハウや企業のネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所からの委託を受けて、そのノウハウを活用して、出所受刑者等の就労支援を行うものである。具体的には、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細やかな就労支援を行う「就職活動支援」及び就労継続に必要な寄り添い型の支援を協力雇用主（本章6節4項（3）参照）と出所受刑者等の双方に行う「職場定着支援」の各取組を行っている。令和6年度において、28の保護観察所で実施しており、就職活動支援は2,177件、職場定着支援は1,132件を実施した（法務省保護局の資料による。）。

（10）自立更生促進センター

自立更生促進センターとは、親族等や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない仮釈放者、少年院仮退院者等を対象とし、保護観察所に併設した宿泊施設に宿泊させながら、保護観察官による濃密な指導監督や充実した就労支援を行うことで、対象者の再犯防止と自立を図ることを目的に設立された国立の施設であり、全国に四つの施設がある。北九州自立更生促進センター（平成21年6月開所、定員男性14人）及び福島自立更生促進センター（22年8月開所、定員男性20人）は、仮釈放者等を対象とし、犯罪傾向等の問題性に^し応じた重点的・専門的な処遇を行っている。自立更生促進センターのうち、主として農業の職業訓練を実施する施設を**就業支援センター**といい、少年院仮退院者等を対象とする北海道の沼田町就業支援センター（19年10月開所、定員男性12人）、仮釈放者等を対象とする茨城就業支援センター（21年9月開所、定員男性12人）が、それぞれ運営されている。各施設における開所の日から令和7年3月末までの入所人員は、北九州自立更生促進センターが436人、福島自立更生促進センターが204人、沼田町就業支援センターが88人、茨城就業支援センターが228人である（法務省保護局の資料による。）。

(11) 社会貢献活動

保護観察対象者による**社会貢献活動**は、社会性の向上、自己有用感の向上、心理的安定、規範意識の強化を図るため、公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行うことを内容とするものである。活動の実施においては、他者とのコミュニケーションによって活動効果を高めるため、更生保護女性会員やBBS会員等の協力を得て行われることが多い。令和元年に実施要領が改訂され、実施回数や対象者の選定がより柔軟に行われるようになった。

令和7年3月末現在、活動場所として2,035か所（うち、福祉施設1,005か所、公共の場所788か所）が登録されている。6年度の実施回数は343回、参加延べ人数は579人であり、参加延べ人数の内訳は、保護観察処分少年319人、少年院仮退院者32人、仮釈放者130人、保護観察付全部・一部執行猶予者98人であった（法務省保護局の資料による。）。

(12) 専門的援助

更生保護事業を営む者等において、近時、薬物依存からの回復を図るためのプログラム等、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助を実施しているところ、令和5年12月に施行された更生保護法の一部改正に伴い、これら更生保護事業を営む者等が実施するプログラム等のうち法務大臣が定める基準（令和5年法務省告示第294号）に適合するものについては、**専門的援助**として、保護観察所の長が保護観察対象者に受講等を指示することが可能になった。受講を指示することが可能な専門的援助には、専門的処遇プログラム（本項（3）参照）として設けられている①性犯罪再犯防止、②薬物再乱用防止、③暴力防止、④飲酒運転防止の四つの種類の援助に加えて、⑤窃盗に当たる行為に対する依存があることにより当該行為を反復する傾向及び⑥ギャンブル等依存症であることにより、窃盗、強盗、詐欺、恐喝及び横領の各罪に当たる行為を反復する傾向を改善するための二つの種類の援助があり、このうち、①から④までの援助については、一定の要件を満たす場合には、保護観察所の長（仮釈放者等については地方更生保護委員会）が、特別遵守事項に定めて受講を義務付けることができる。

3 保護観察対象者に対する措置等

(1) 良好措置

保護観察対象者が健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができる場合にとられる措置として、不定期刑の仮釈放者について刑の執行を受け終わったものとする**不定期刑終了**及び保護観察付全部・一部執行猶予者について保護観察を仮に解除する**仮解除**がある（少年の保護観察対象者に対する良好措置については、第3編第2章第5節4項（1）参照）。令和6年に、不定期刑終了が決定した仮釈放者はなく、仮解除となった保護観察付全部執行猶予者は76人、保護観察付一部執行猶予者は2人であった（保護統計年報による。）。

(2) 不良措置

保護観察対象者に遵守事項違反又は再犯等があった場合にとられる措置として、仮釈放者に対する**仮釈放の取消し**及び保護観察付全部・一部執行猶予者に対する**刑の執行猶予の言渡しの取消し**がある（少年の保護観察対象者に対する不良措置については、第3編第2章第5節4項（2）参照）。

保護観察対象者が出頭の命令に応じない場合等には、保護観察所の長は、裁判官が発する引致状により引致することができ、さらに、引致された者のうち、仮釈放者及び少年院仮退院者については地方更生保護委員会が、保護観察付全部・一部執行猶予者については保護観察所の長が、それぞれ一定の期間留置することもできる。令和6年中に引致された者（保護観察処分少年及び少年院仮退院者を含む。）は132人で、そのうち留置された者は124人であった（保護統計年報による。）。

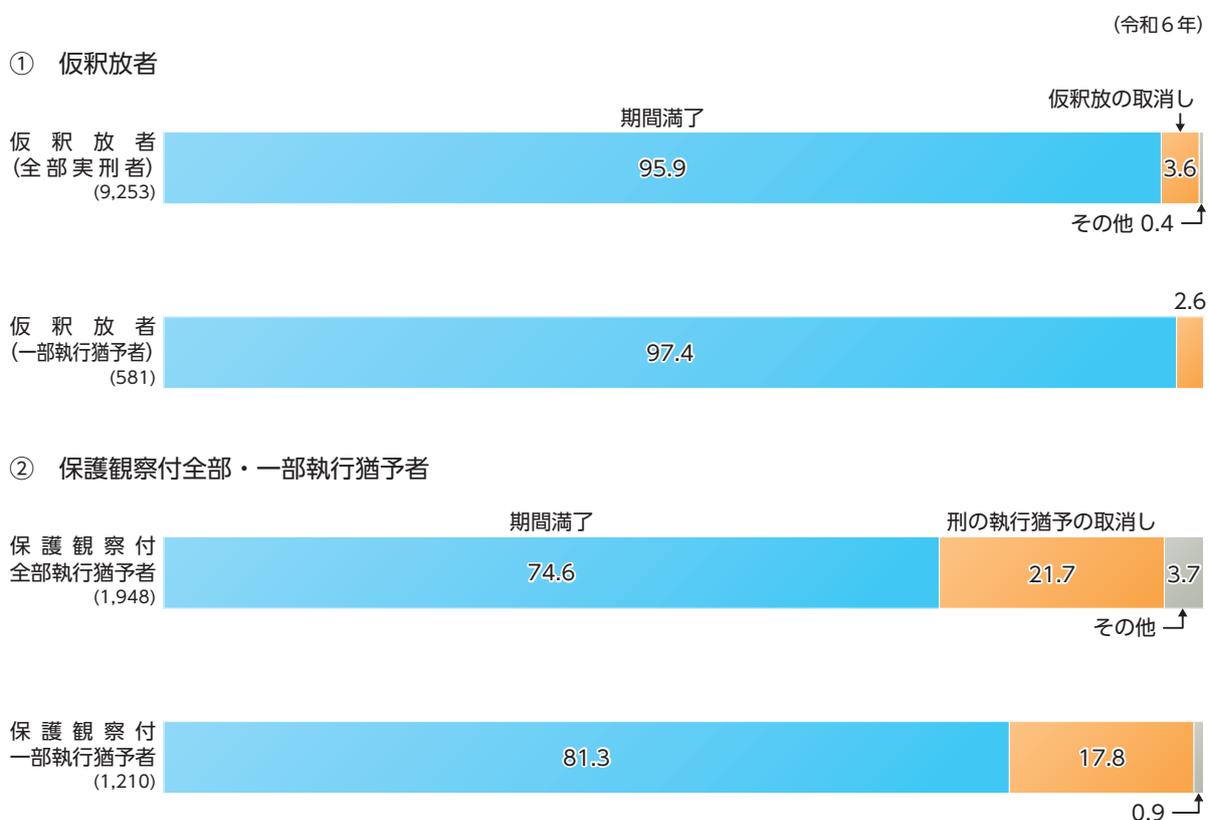
なお、所在不明になった仮釈放者については、刑期の進行を止める**保護観察の停止**をすることができる。令和6年にこの措置が決定した仮釈放者は155人であった（保護統計年報による）。また、所在不明となった仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の所在を迅速に発見するために、保護観察所の長は、警察からその所在に関する情報の提供を受けているが、同年に、この情報提供により80人（仮釈放者（保護観察付一部執行猶予者であって仮釈放中の者を含む。）66人、保護観察付全部執行猶予者10人、保護観察付一部執行猶予者（仮釈放中の者を除く。）4人）、当該情報提供によらない保護観察所の調査により46人（同29人、13人、4人）の所在が、それぞれ判明した（法務省保護局の資料による）。

4 保護観察の終了

2-5-3-8図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和6年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を見たものである。仮釈放者のうち、一部執行猶予者581人について、566人が仮釈放の期間を満了し、うち559人が引き続き保護観察付一部執行猶予者として保護観察を開始したが、15人が仮釈放の取消しで終了した。一方、保護観察付一部執行猶予者で執行猶予の期間を満了して保護観察を終了した者は984人で、刑の執行猶予の言渡しの取消しで終了した者は215人であった（CD-ROM 参照）。

取消しで保護観察が終了した者の割合について見ると、仮釈放者（仮釈放の取消し）よりも保護観察付全部執行猶予者（刑の執行猶予の言渡しの取消し）の方が著しく高い。しかしながら、保護観察開始時のその期間を見ると、仮釈放者は、6月以内である者が8割以上を占めている一方、保護観察付全部執行猶予者は、2年を超えて長期間にわたる者がほとんどである（2-5-3-4図 CD-ROM 参照）という保護観察期間の違いに留意する必要がある。

2-5-3-8図 保護観察終了人員の終了事由別構成比



注 1 保護統計年報による。

2 仮釈放者の「その他」は、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の「その他」は、死亡等である。

3 () 内は、実人員である。

第4節 応急の救護・更生緊急保護の措置等

保護観察所では、保護観察対象者が、適切な医療、食事、住居その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないため、その改善更生が妨げられるおそれがある場合は、医療機関、福祉機関等から必要な援助を得るように助言・調整を行っているが、その援助が直ちに得られないなどの場合、保護観察対象者に対して、食事、衣料、旅費等を給与若しくは貸与し、又は宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託するなどの緊急の措置（**応急の救護**）を講じている。

また、満期釈放者、保護観察に付されない全部又は一部執行猶予者、検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者、罰金又は料金の言渡しを受けた者、労役場出場者、少年院退院者・仮退院期間満了者等に対しても、その者の申出に基づいて、応急の救護と同様の措置である**更生緊急保護**の措置を講じている。

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、更生保護法が改正され（令和5年12月1日施行）、更生緊急保護の措置を含めて、切れ目のない“息の長い”支援を行うための諸制度の拡充が図られた。具体的には、更生緊急保護の対象について、処分保留で釈放された者のうち検察官が罪を犯したと認めたものが加わり（同法85条1項6号）、更生緊急保護の申出の時期について、刑事施設又は少年院に収容中の段階から更生緊急保護を申し出ることが可能となった（同法86条1項）。更生緊急保護の期間については、刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内（最長1年））において措置をとることが可能とされていたところ、新たに、金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与以外の措置については、特に必要があると認められるときは、1年6月を超えない範囲内（最長2年）において措置をとることが可能となった（同法85条4項）。さらに、更生緊急保護の措置を補完する制度として、「**刑執行終了者等に対する援助**」が新設され、拘禁刑又は拘留の刑の執行を終わった者や少年院退院者・仮退院期間満了者等を対象とし、その改善更生を図るため必要があると認めるときは、保護観察所において、その者の意思に反しないことを確認した上で、情報提供や助言等の援助を行うことが可能となった（同法88条の2）。これにより、期間の経過等によって更生緊急保護の措置を講ずることができない者に対しても、援助を行うことが可能となった。

2-5-4-1表は、令和6年における応急の救護等（補導援護としての措置を含む。以下この章において同じ。）及び更生緊急保護の措置の実施状況を見たものである。

2-5-4-1表 応急の救護等・更生緊急保護の措置の実施状況

(令和6年)

対象者の種類	保護観察所において直接行う保護							更生保護 施設等 への委託
	総数	主な措置別人員						
		宿泊	食事給与	衣料給与	医療援助	旅費給与	通所・訪問型保護 事業を営む者への あつせん	
応急の救護等	3,978	10	96	562	6	55	371	5,087 (547)
仮釈放者	3,510	10	57	500	4	10	135	4,334 (248)
全部実刑	3,361	10	57	480	4	10	132	4,166 (222)
一部執行猶予	149	-	-	20	-	-	3	168 (26)
保護観察付全部・ 一部執行猶予者	236	-	16	24	-	23	115	446 (168)
一部執行猶予	91	-	5	13	-	6	33	220 (70)
全部執行猶予	145	-	11	11	-	17	82	226 (98)
保護観察処分少年	109	-	11	11	-	12	58	98 (51)
少年院仮退院者	123	-	12	27	2	10	63	209 (80)
更生緊急保護	4,350	17	109	601	6	153	1,385	4,597 (1,274)
全部実刑の刑の執行終了	2,614	17	39	176	1	48	405	2,739 (604)
全部執行猶予	699	-	30	168	3	40	386	789 (281)
一部執行猶予	2	-	-	1	-	-	1	-
起訴猶予・処分保留	628	-	29	172	2	38	396	723 (259)
罰金・科料	271	-	11	73	-	21	155	259 (93)
労役場出場・仮出場	128	-	-	10	-	6	40	76 (31)
少年院退院・ 仮退院期間満了	8	-	-	1	-	-	2	11 (6)

- 注 1 保護統計年報による。
 2 「主な措置別人員」は、1人について2以上の保護の措置を実施した場合は、実施した保護の措置別にそれぞれ計上している。
 3 「更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託」は、前年から委託中の人員を含む。
 4 () 内は、自立準備ホーム等の更生保護施設以外への委託であり、内数である。
 5 「応急の救護等」は、補導援護としての措置を含む。
 6 婦人補導院仮退院、刑の執行停止、刑の執行免除及び補導処分終了による対象者は、令和6年はいなかった。

起訴猶予者、保護観察に付されない全部執行猶予者、罰金又は科料の言渡しを受けた者については、検察庁等と保護観察所が連携し、検察庁からの協議に基づき、保護観察所が、「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」として、更生保護施設又は自立準備ホームへの入所等の必要事項に係る調査及び調整を行うなど、必要性や相当性が認められる者を対象として、一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整や就労支援等の社会復帰支援を行ってきた。令和5年12月からは、前記改正後の更生保護法において新設された「**勾留中の被疑者に対する生活環境の調整**」(同法83条の2)等の措置として、勾留されている被疑者又は被告人に対して、同重点実施等と同様の調整が実施されている(本章第2節2項参照)。

地域生活定着支援センター(本章第2節2項参照)により、「被疑者等支援業務」として、高齢又は障害のある被疑者・被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等が実施されていることを踏まえ、保護観察所は、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等の対象者のうち、高齢又は障害により福祉サービス等を必要とする者については、本人が支援を希望する場合に、地域生活定着支援センターと連携した支援を行っている。

満期釈放者については、保護観察所において、再犯防止対策の充実強化として、更生保護施設等の一時的な居場所の確保、更生保護施設を退所した者に対する相談支援の充実(本章第6節2項参照)

等の取組を進めている。さらに、帰住先の確保や地域への定住等に困難が見込まれる矯正施設被収容者については、地方更生保護委員会による指導・助言を受けながら、保護観察所において、生活環境の調整を行い、出所後、保護観察又は満期釈放となった場合の更生緊急保護を行っている。

加えて、保護観察所では、地域社会における犯罪をした者等の改善更生及び犯罪の予防に寄与するため、過去に保護観察を受けていた者等を含む地域住民又は関係機関・団体からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用して、情報提供や助言等の援助（更生保護に関する地域援助）を行っている（更生保護法88条の3）。令和6年に、更生保護に関する地域援助を実施した件数は4,007件であった（保護統計年報による。）。

第5節 恩赦

恩赦は、憲法及び恩赦法（昭和22年法律第20号）に基づき、内閣の決定によって、刑罰権を消滅させ、又は裁判の内容・効力を変更若しくは消滅させる制度であり、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の5種類がある。恩赦を行う方法については、恩赦法において、政令で一定の要件を定めて一律に行われる政令恩赦と、特定の者について個別に恩赦を相当とするか否かを審査する個別恩赦の2種類が定められている。個別恩赦には、常時行われる常時恩赦と、内閣の定める基準により一定の期間を限って行われる特別基準恩赦とがある。個別恩赦の審査は、中央更生保護審査会が行っている。

令和6年中に行われた恩赦は、常時恩赦だけであり、同年に恩赦となった者は、刑の執行の免除が1人、復権が10人であった（保護統計年報による。）。

第6節 保護司、更生保護施設、民間協力者等と犯罪予防活動

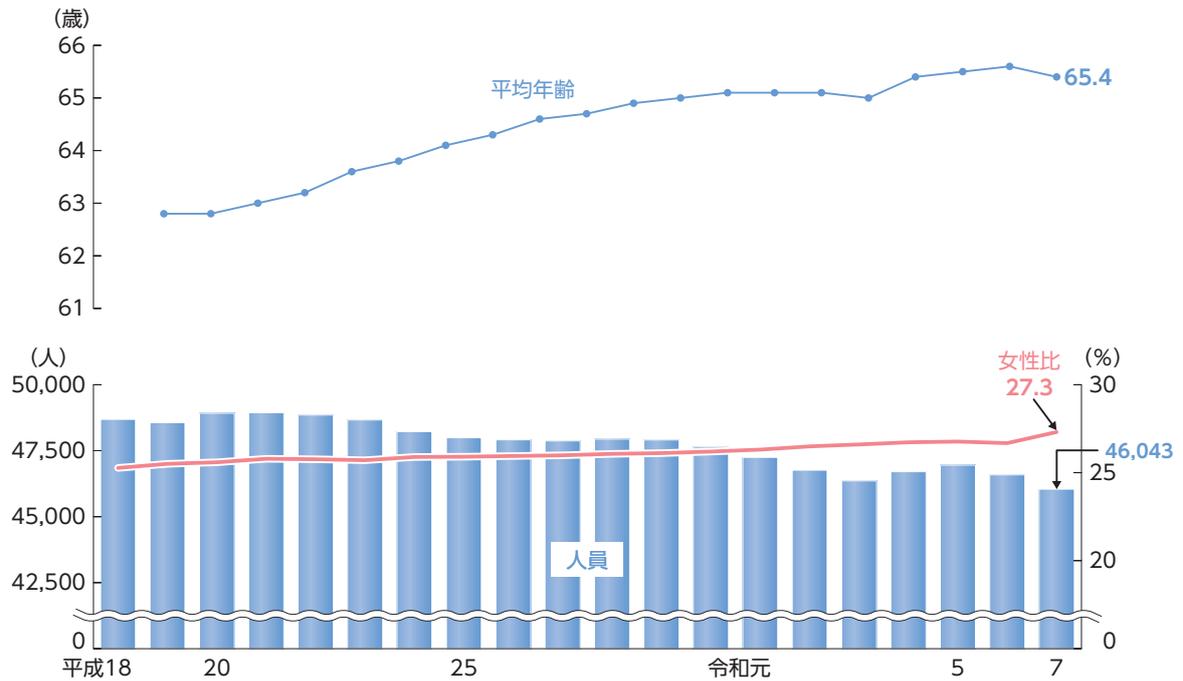
1 保護司

保護司は、犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、保護司法（昭和25年法律第204号）に基づき、法務大臣の委嘱を受け、民間人としての柔軟性と地域性をいかし、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行っている。その身分は、非常勤の国家公務員である。

令和7年1月1日現在、保護司は、全国を882の区域に分けて定められた保護区に配属されている。各年1月1日現在における保護司の人員、女性比及び平均年齢の推移（最近20年間）を見ると、2-5-6-1図のとおりである。保護司の定数は、保護司法により5万2,500人を超えないものと定められているところ、保護司の人員は減少傾向にあり、令和7年は4万6,043人であった（CD-ROM 参照）。

2-5-6-1図 保護司の人員・女性比・平均年齢の推移

(平成18年～令和7年)



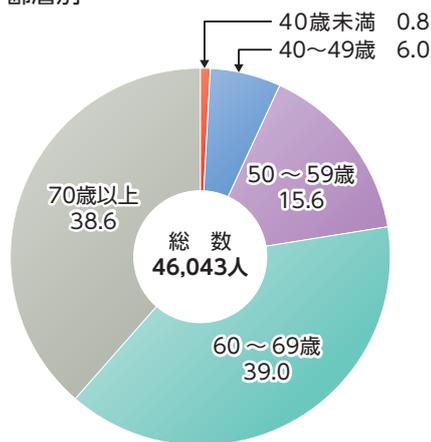
注 1 法務省保護局の資料による。
2 各年1月1日現在の数値である。

2-5-6-2図は、令和7年1月1日現在における保護司の年齢層別・職業別構成比を見たものである。

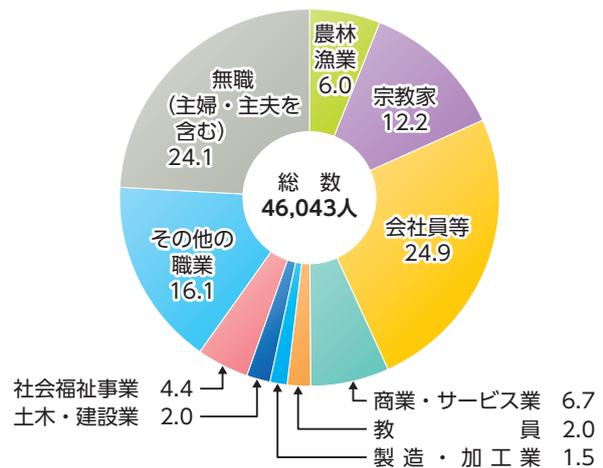
2-5-6-2図 保護司の年齢層別・職業別構成比

(令和7年1月1日現在)

① 年齢層別



② 職業別



注 1 法務省保護局の資料による。
2 「その他の職業」は、貸家・アパート経営、医師等である。

保護司について、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいる現状を踏まえ、第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）では、法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じることとされた。これに基づき、令和5年5月、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」が法務省に設置された。同検討会において、①推薦・委嘱の手順、年齢条件、②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、③待遇、活動環境等の論点ごとに、今後講じていく施策等が議論されることとなっていたが、6年5月、滋賀県大津市の保護司が自宅において殺害され、同保護司が担当していた保護観察対象者が殺人容疑で逮捕される事案が生じたことを受けて、保護司の安全確保についても議論が行われ、同年10月に報告書が取りまとめられた。同事案の発生や同報告書の提言を受けて、法務省は、保護司の不安解消・安全確保に関する対策として、担当保護司の複数指名の積極的運用、保護観察官による直接処遇などの直接関与の強化、自宅以外の面接場所の確保等の取組を実施している。

保護司会（保護司が職務を行う区域ごとに構成する組織であり、保護司の犯罪予防活動の計画の策定等を行う。）がより組織的に個々の保護司の処遇活動に対する支援や地域の関係機関・団体と連携した更生保護活動を行う拠点として、全国の保護司会に**更生保護サポートセンター**が設置されており、令和6年度の利用回数は9万598回であった（法務省保護局の資料による。）。

2 更生保護施設

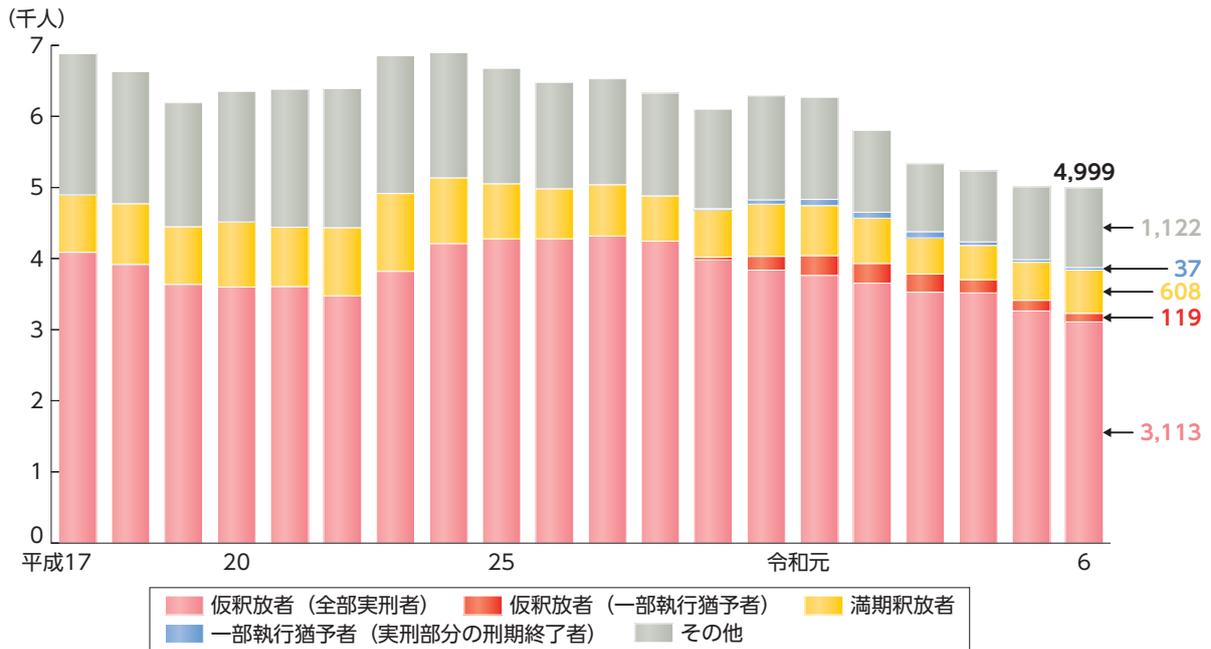
更生保護施設は、主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者等を宿泊させ、食事を給与するほか、就労支援、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援している施設である。

令和7年4月1日現在、全国に102施設があり、更生保護法人により99施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ1施設が運営されている。その内訳は、男性の施設86、女性の施設7及び男女の施設9である。収容定員の総計は2,382人であり、男性が2,182人（うち少年314人）、女性が200人（うち少年47人）である（法務省保護局の資料による。）。

令和6年における更生保護施設への宿泊を伴う保護の委託実人員は、6,497人（うち新たに委託を開始した人員4,999人）であった（保護統計年報による）。更生保護施設へ新たに委託を開始した人員の推移（最近20年間）は、**2-5-6-3図**のとおりである。

2-5-6-3図 更生保護施設への宿泊を伴う保護の委託開始人員の推移

(平成17年～令和6年)



- 注 1 保護統計年報による。
 2 種別異動の場合（仮釈放者（全部実刑者）において、仮釈放期間の満了後も引き続き刑の執行終了者として宿泊を伴う保護の委託を継続する場合等）を除く。
 3 「その他」は、保護観察処分少年、少年院仮退院者、保護観察付全部執行猶予者、婦人補導院仮退院者、保護観察付全部執行猶予の言渡しを受けたが裁判の確定していない者、保護観察の付かない全部執行猶予者、起訴猶予者等である。
 4 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者）」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和6年度における更生保護施設退所者（応急の救護等及び更生緊急保護並びに家庭裁判所からの補導委託のほか、任意保護（更生緊急保護の期間を過ぎた者に対する保護等、国からの委託によらず、被保護者の申出に基づき、更生保護事業を営む者が任意で保護すること）による者を含む。）の更生保護施設における在所期間は、3月未満の者が44.2%、3月以上6月未満の者が38.6%、6月以上1年未満の者が15.7%、1年以上の者が1.6%であり、平均在所日数は85.9日であった。退所先については、借家（35.7%）、就業先（15.9%）の順であった。退所時の職業については、労務作業（39.7%）、サービス業（10.7%）の順であり、無職は37.7%であった（法務省保護局の資料による。）。

更生保護施設では、生活技能訓練（SST）、酒害・薬害教育等を取り入れるなど、処遇の強化に努めており、令和6年度においては、SSTが46施設、酒害・薬害教育が44施設で実施されている（法務省保護局の資料による。）。

また、更生保護施設では、適当な帰住先がなく、かつ、高齢又は障害を有する者を一時的に受け入れ、その特性に配慮しつつ、社会生活に適應するための指導や退所後円滑に福祉サービスを受けるための調整等を行う**特別処遇**を実施している。特別処遇を行う施設（**指定更生保護施設**）として、主に少年を受け入れる更生保護施設を含めて全国で77施設が指定されている（令和7年4月1日現在）。6年度に特別処遇の対象となったのは、1,877人（前年度比17人増）であった（法務省保護局の資料による。）。

さらに、依存性薬物に対する依存からの回復に重点を置いた処遇を実施する更生保護施設（**薬物処遇重点実施更生保護施設**）として、全国で25施設が指定されており（令和7年4月1日現在。法務省保護局の資料による。）、薬物処遇に関する専門職員が配置されている。

平成29年度からは、更生保護施設を退所するなどして地域に生活基盤を移した者に対し、更生保護施設に通所させて、同施設の職員が、継続的に生活相談に乗り、必要な指導や助言を実施したり、薬物依存からの回復支援などを実施したりする**フォローアップ事業**が行われている。令和3年度から

は、更生保護施設の職員が、施設退所者等の自宅を訪問するなどして継続的な支援を行う**訪問支援事業**が開始された。訪問支援事業を行う更生保護施設は、7年4月1日現在、全国19施設が指定されており、訪問等支援を行う専門職員が配置されている。6年度におけるフォローアップ事業の委託実人員は1,656人、訪問支援事業の委託実人員は654人であった（法務省保護局の資料による。）。

加えて、令和5年度から、保護観察所は、更生保護施設に対して、「**特定補導**」として、入所者や施設を退所した者等の特性に応じ、認知行動療法、依存回復訓練、社会適応訓練等の専門的な指導や支援を委託している。6年度における特定補導の委託実人員は6,799人であり、7年4月1日現在、98施設において実施している。

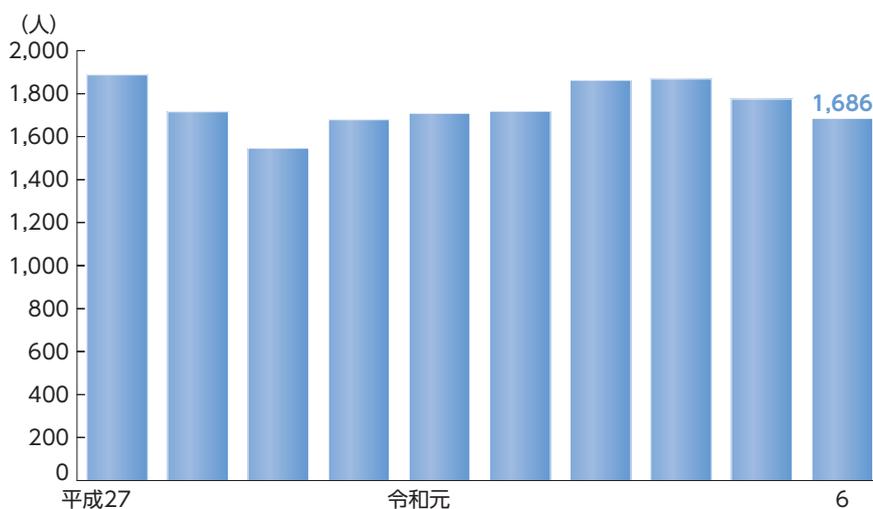
このほか、薬物依存のある受刑者について、**薬物中間処遇**として、一定の期間、更生保護施設等に居住させた上で、地域における支援を自発的に受け続けるための習慣を身に付けられるよう、地域の社会資源と連携した濃密な保護観察処遇を試行的に実施しており、令和7年4月1日現在、9施設において実施している（法務省保護局の資料による。）。

3 自立準備ホーム

適当な住居の確保が困難な者について、更生保護施設のほかに、より多くの宿泊場所を確保し、社会の中に更に多様な受皿を確保する方策として、「緊急的住居確保・自立支援対策」が実施されている。これは、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が、保護観察所から委託を受け、宿泊場所の供与と自立更生のための支援（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を行うものである。この宿泊場所を**自立準備ホーム**と呼ぶ。令和7年4月1日現在の登録事業者数は、562（前年同日比32（6.0%）増）となっている。自立準備ホームへの委託実人員の推移（最近10年間）は、**2-5-6-4図**のとおりである。6年度の委託実人員は1,686人、委託延べ人員は11万8,151人であった。自立準備ホームには、薬物依存症リハビリテーション施設も登録されており、薬物依存のある保護観察対象者を委託するなどしているところ、同年度の同施設への委託実人員は275人、委託延べ人員は1万6,327人であった（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-4図 自立準備ホームへの委託実人員の推移

（平成27年度～令和6年度）



注 1 法務省保護局の資料による。
2 前年度からの繰越しを含む。

4 民間協力者及び団体

(1) 更生保護女性会

更生保護女性会は、地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体である。地域住民を対象に、子ども食堂の実施、子育て支援活動、近隣の更生保護施設に対する食事作り等の援助、社会貢献活動（本章第3節2項（11）参照）等の保護観察処遇への協力等を行っている。令和7年4月1日現在における更生保護女性会の地区会数は1,231団体、会員数は11万3,845人であった（法務省保護局の資料による。）。

(2) BBS会

BBS会は、非行のある少年や生きづらさを抱える子供・若者たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体であり、近年は学習支援等も行っている。令和7年1月1日現在におけるBBS会の地区会数は447団体、会員数は4,631人であった（法務省保護局の資料による。）。

(3) 協力雇用主

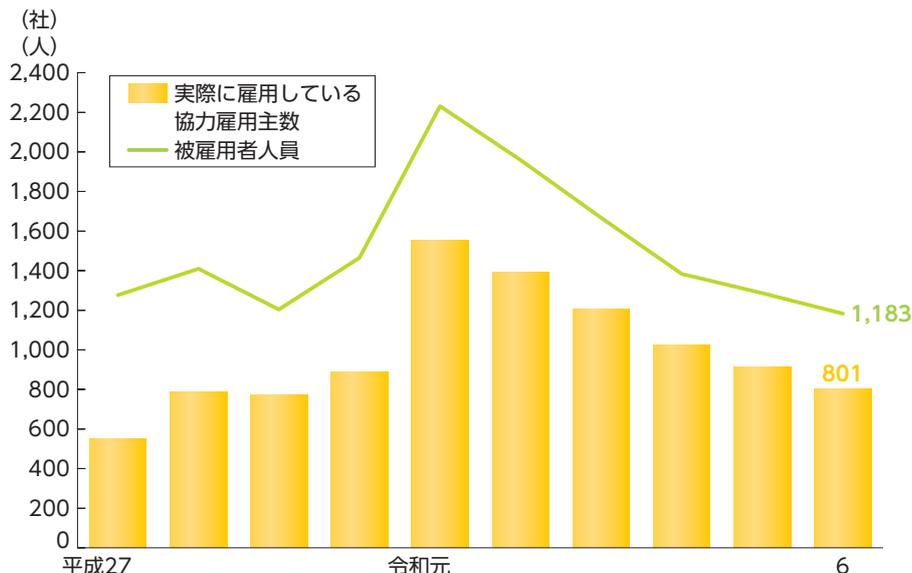
協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主である。

令和6年10月1日現在における協力雇用主は、2万5,164社（前年同日比195社（0.8%）増）であり、その業種は、建設業が過半数（57.9%）を占め、次いで、サービス業（15.8%）、製造業（8.0%）の順である（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-5図は、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の人員の推移（最近10年間）を見たものである。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数は、令和6年10月1日現在、801社である。

2-5-6-5図 実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数・被雇用者人員の推移

（平成27年～令和6年）



注 1 法務省保護局の資料による。

2 平成30年までは各年4月1日現在の数値であり、令和元年以降は各年10月1日現在の数値である。

平成27年4月から、保護観察対象者等を雇用し、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導及び助言を行う協力雇用主に対して、**刑務所出所者等就労奨励金**を支給する制度が実施されている。令和6年度に刑務所出所者等就労奨励金を新たに適用した件数は2,577件であった（法務省保護局の資料による。）。4年4月から、18・19歳の保護観察対象者等の就労・職場定着を促進するため、協力雇用主が勤務時間外に就労・職場定着の意欲が高まるようなフォローアップ（面談）を実施したなどの要件を満たす場合に、就労・職場定着強化加算金を支給する制度が開始され、5年4月から、同制度の保護観察対象者等の対象年齢が20歳未満に拡充され、7年4月からは、50歳以上も対象となった。

5 更生保護協会等

各保護観察所ごとなどに置かれた更生保護協会等の地域連携・助成事業者（令和7年4月1日現在、全国で67事業者（法務省保護局の資料による。））は、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設等の円滑な活動を支えるための助成、研修のほか、更生保護に関する広報活動等も推進している。

6 犯罪予防活動

更生保護における**犯罪予防活動**は、世論の啓発、社会環境の改善等多岐にわたる。具体的な活動としては、地域社会での講演会、シンポジウム、非行防止教室、非行相談、街頭補導活動等が行われている。これらの活動は、保護観察所、保護司会、更生保護女性会、BBS会、更生保護協会等が、年間を通じて、地域の様々な関連機関・団体と連携しながら実施している。

犯罪予防等を目的として、法務省の主唱により、毎年7月を強調月間として、「**社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～**」が展開されており、全国各地で街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ等の広報活動に加えて、小学生・中学生を対象とした作文コンテスト等の様々なイベントが実施されている。令和6年の「社会を明るくする運動」の行事参加人数は、約147万人であり、対面に限らない多様な発信方法による広報啓発活動が展開された。

なお、再犯防止推進法においては、再犯の防止等についての国民の関心と理解を深めるため、7月を**再犯防止啓発月間**に定めるとともに、国及び地方公共団体は再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならないとされており、「社会を明るくする運動」においても、再犯防止啓発月間の趣旨を踏まえた活動の実施を推進することとしている。



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第75回 社会を明るくする運動

第75回社会を明るくする運動ポスター

【画像提供：法務省保護局】

第1節 刑事司法における国際的な取組の動向

国際連合（以下この章において「国連」という。）は、昭和30年（1955年）から5年ごとに、**国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）**を開催している。コンGRESSは、犯罪防止及び刑事司法分野における国連最大の国際会議で、この分野に関する政策の大綱の決定、意見交換等を目的として開催されており、令和3年（2021年）3月には、京都において第14回コンGRESS（**京都コンGRESS**）が開催され、我が国がホスト国を務めた。

また、平成4年（1992年）に、国連経済社会理事会の下に、機能委員会として**国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）**が設置され、毎年開かれる会合において犯罪防止及び刑事司法分野の政策決定が行われているところ、我が国は、コミッションの設立当初から、委員国として、毎年の会合に、決議案の提出などにより積極的に関与している。

さらに、法務省は、令和5年（2023年）7月、東京において、司法外交閣僚フォーラムを主催した。同フォーラムは、日ASEAN特別法務大臣会合、G7司法大臣会合及びASEAN・G7法務大臣特別対話の三つの閣僚級会合で構成され、同フォーラムにより、法の支配を通じたASEAN及びG7との連携の強化、司法外交の一層の推進が図られた。

同フォーラムの成果として、我が国の提案により、ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム及びウクライナ汚職対策タスクフォースの創設がそれぞれ合意された。ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラムは、ASEANとG7の法務・司法分野の次世代を担う若手職員（ネクスト・リーダーズ）を対象とし、対話を通じた相互理解と信頼関係の構築及び法の支配の推進に貢献する国際法務人材の育成を目的としており、その第1回会合を令和6年（2024年）6月から7月にかけて東京において開催し、55名の参加を得て、各国が抱える政策的課題についての意見交換や法の支配に関する各国共通の課題についての協議を行うなどした。また、ウクライナ汚職対策タスクフォースは、G7司法大臣会合において、司法インフラ整備等を通じたウクライナ復興支援策として、各国の同意を得て設置された。2回のオンライン会合を経て、初めて対面方式で第3回会合を同年11月に東京において開催し、これまでに蓄積した情報を一元的に集積・分析することを通じて、効果的な汚職対策支援の在り方を議論した。

日ASEAN特別法務大臣会合では、共同声明が採択され、具体的な協力分野を取りまとめた日ASEAN法務・司法ワークプランが承認された。法務省では、このワークプランに掲げられた取組をASEANと協力しながら進めており、例えば、令和6年（2024年）12月には、ASEANの知的財産分野の実務家による情報共有を目的として、国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナーをインドネシアにおいて開催し、同年12月には、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）により、ASEAN各国等の捜査共助と犯罪者処遇等の能力構築のため、刑事司法実務家等を対象とする「第1回日ASEAN刑事司法セミナー」を日本において開催した。

1 京都コンGRESSの成果の具体化

我が国は、京都コンGRESSで採択された「**京都宣言**」の実施にリーダーシップを発揮すべく、「国際協力の促進のための各地域における実務家ネットワークの創設」、「刑事司法分野における次世代を担う若者の育成」及び「世界各国における再犯防止の推進」の三つを柱とした取組を積極的に進め、法の支配に裏打ちされた新たな国際秩序形成を主導している。

(1) アジア太平洋刑事司法フォーラム

京都宣言では、国際協力及び法執行機関等を対象とした地域ネットワーク構築等の重要性が確認された。我が国が属するアジア太平洋地域においては、捜査共助の制度・運用に対する各国相互の理解不足等により、同分野における国際協力にはなお改善の余地があるほか、我が国が積極的に進めている東南アジア諸国における刑事司法分野の技術支援についても、効率的な国際協力を推進するため、他の支援国との情報共有や意見交換をすることが有効である。

そこで、法務省は、アジア太平洋地域における刑事司法実務家による情報共有課題解決型プラットフォームとして国連薬物・犯罪事務所（UNODC）との共催で「アジア太平洋刑事司法フォーラム（英語名：Criminal Justice Forum for Asia and the Pacific 略称：Crim-AP）」を定期開催することとし、各国の刑事司法実務家による相互理解・信頼を促進し、知見を共有することなどにより、アジア太平洋地域における一層の国際協力を進めている。

同フォーラムについては、令和4年（2022年）2月に第1回を、令和5年（2023年）2月に第2回を、令和6年（2024年）6月に第3回をいずれも東京において開催した。また、令和7年（2025年）6月に第4回を東京において開催し、22の国・機関から刑事司法実務家の参加があった。参加者は、捜査共助作業部会において、過去3回のフォーラムの議論を踏まえ、各国の捜査共助に関する情報共有や総括を行い、矯正保護作業部会において、「多様なステークホルダーの協力と再犯を減らすための社会的アプローチ」のテーマについて、情報共有や意見交換を行った。

(2) 法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム

令和3年（2021年）2月に実施された京都 kongress・ユースフォーラムでは、安全・安心な社会の実現に向けた40項目の勧告が採択され、京都 kongressに提出された。同勧告は、若者ならではの新鮮な視点を提供するものであり、各国から高い評価の声が寄せられた。また、京都宣言では、ユースフォーラムの開催などを通じた若者のエンパワーメントの重要性が指摘された。

そこで、法務省では、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の協力の下、「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を定期開催することとした。「法遵守の文化」とは、国民が、一般に、法及びその執行が公正・公平であると信頼し、それゆえこれらを尊重する文化をいい、法の支配を支えるものである。法務省は、同フォーラムが、若者において法の支配や司法をめぐる現代の課題に関する理解を深め、互いのバックグラウンドや価値観を理解・共有し、多様性を許容してネットワークや友情を育む場となるよう、また、若者の声を国連に届けることができる場となるよう努めている。

同フォーラムについては、令和3年（2021年）10月に東京において第1回を、令和4年（2022年）12月に京都において第2回を、令和7年（2025年）2月に京都において第3回をそれぞれ開催し、各フォーラムで採択された勧告は国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）に提出された。また、令和5年（2023年）7月には、司法外交閣僚フォーラムの開催に併せて、タイ法務研究所（TIJ）との共催で、東京において、「法の支配推進のための日 ASEAN 特別ユースフォーラム」を開催した。同ユースフォーラムにおいては、日本、ASEAN 加盟国及び東ティモールから60名以上の若者が会場に集まり、「司法へのアクセスを強化するためのリテラシーの構築－デジタル時代における法の支配への鍵－」をテーマとして、活発で実りある議論が行われた。議論の成果は「勧告」として取りまとめられ、日 ASEAN 特別法務大臣会合に提出されたほか、同年開催のコミッションにも提出され、ユースフォーラムの共同議長によるスピーチが行われた。

(3) 再犯防止国連準則策定の主導

京都宣言では、マルチステークホルダー・パートナーシップを始めとする再犯防止施策の充実について詳細な記載が設けられるなど、同分野に対する高い関心が示された。

そこで、法務省においては、外務省と連携し、京都 kongressの成果の一つとして、「再犯防止に関

する国連準則」の策定を主導していくこととした。

国連準則は、各国における立法や施策立案の際に参照されることを通じ、各国の施策を充実させるために重要な役割を果たすものである。我が国は、再犯防止推進計画を策定し、国、地方公共団体、民間の団体等が相互に連携協力して取組を進め、着実にその効果を上げてきているところ、保護司制度に代表される地域ぐるみの再犯防止施策や、官民連携による社会復帰支援など、日本の強みを国連準則に最大限反映させるべく、国連準則策定に向けてリーダーシップを発揮している。

令和7年（2025年）4月の政府間専門家会合において、国連準則の内容につき実質的な合意に至ったことから、同年5月のコミッションに提出され、採択された。同年7月に国連経済社会理事会でも採択され、今後、成立に向けて、国連総会へと提出されることとなる。

2 国際組織犯罪対策及びテロ対策

(1) 国連における取組

国際組織犯罪対策について、国連は、平成12年（2000年）、**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）**を採択した。この条約は、組織的な犯罪集団への参加、マネー・ローンダリング及び腐敗行為の犯罪化、犯罪収益の没収、犯罪人の引渡し、捜査共助等について定めたものである。また、平成13年（2001年）までに、この条約を補足する「人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（人身取引議定書）、「陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書」（密入国議定書）及び「銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書」（銃器議定書）も採択された。我が国は、平成15年（2003年）に国際組織犯罪防止条約、平成17年（2005年）に人身取引議定書及び密入国議定書の締結について、それぞれ国会の承認を受け、同年6月に刑法等を、平成29年（2017年）6月に組織的犯罪処罰法等を、それぞれ改正して国内担保法を整備し、同年7月、同条約及び両議定書を締結した。

テロ対策については、従来から、国連等様々な国際機関において、テロリストをいずれかの国で処罰できるようにすることなどを目的とした国際条約等が作成され、我が国は、テロ防止対策に関する13の国際条約について締結済みである。

(2) G7/G8における取組

G7（フランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア及びカナダ（議長国順）の総称。なお、平成10年（1998年）から平成26年（2014年）までは、前記7か国にロシアを加えた8か国について、「G8」と総称された。）において、昭和53年（1978年）、テロ対策専門家会合（通称ローマ・グループ）が発足し、国際テロの動向等について意見交換が行われてきた。また、平成7年（1995年）のG7サミットにおいて、国際組織犯罪に取り組む上級専門家会合（通称リヨン・グループ）の設立が決定され、リヨン・グループでは、国際組織犯罪に対処するための捜査手法や法制等について議論等が行われている。平成13年（2001年）の米国における同時多発テロ事件以降は、これらは統合され、ローマ/リヨン・グループとなり、年数回程度継続的に会合が開催されている。

3 薬物犯罪対策

国連は、昭和63年（1988年）、**麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約**を採択した。我が国は、この条約を締結し、国内法を整備している。

さらに、平成2年（1990年）、平成10年（1998年）及び平成28年（2016年）には、国連麻薬特別総会が開催されたほか、国連経済社会理事会の下部機関として設立された麻薬委員会（CND：Commission on Narcotic Drugs）が毎年開催され、我が国は、昭和36年（1961年）以降、平成22年（2010年）から平成23年（2011年）までを除き、継続して委員国を務めている。

平成3年(1991年)には、国連の麻薬関連部局等の機能を統合した国連薬物統制計画が設置された。国連薬物統制計画は、平成9年(1997年)、犯罪防止刑事司法計画と統合され、国連薬物統制犯罪防止事務所が設立された後、平成14年(2002年)に改称して現在の国連薬物・犯罪事務所(UNODC)となった。我が国は、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)が中心となって取り組んでいる国際的な薬物犯罪対策への協力にも力を入れている。

4 マネー・ローンダリング対策

平成元年(1989年)にG7サミットの宣言を受けて設立された**金融活動作業部会(FATF: Financial Action Task Force)**は、平成2年(1990年)にマネー・ローンダリング対策に関する40の勧告(平成8年(1996年)及び平成15年(2003年)に改訂)を、平成13年(2001年)にテロ資金供与に関する8の特別勧告(平成16年(2004年)に改訂され、9の特別勧告となった。)を、それぞれ採択し、平成24年(2012年)には、大量破壊兵器の拡散、公務員による贈収賄や財産の横領等の脅威にも的確に対処することなどを目的として、従来の40の勧告及び9の特別勧告を一本化し、新「40の勧告」を採択した。

我が国も、FATF参加国の一員として、**犯罪収益移転防止法**に基づき、金融機関等の特定事業者による顧客の本人特定事項等の確認や疑わしい取引の届出制度等の対策を実施し、国家公安委員会が疑わしい取引に関する情報を外国関係機関に提供するなどしているほか、FATFの政策企画部会やその他の作業部会において、暗号資産を始めとする新たな規範の策定及びその実施に向けた議論・検討において主導的な役割を果たすなどしており、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策における国際的な連携に積極的に参加している。

FATFは、各国における勧告の遵守状況の相互審査を行っている。令和3年(2021年)6月には、FATFの全体会合において、第4次対日相互審査報告書が採択され、同年8月30日に公表された。国内では、同報告書で指摘された事項に対応するべく、同月にマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議が設置され、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」が策定され、同行動計画に基づき、令和4年(2022年)5月に「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」が決定された。同基本方針では、我が国を取り巻くリスク情勢と我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の方向性を確認することで、一層の関係省庁間の連携強化を図り、対策の効果を高めてきた。

令和4年(2022年)12月、前記第4次対日審査報告書において、資産凍結措置の強化、暗号資産等への対応の強化及びマネー・ローンダリング対策等の強化のための法改正に取り組むべきであると勧告を受けたことなどを踏まえ、いわゆるFATF勧告対応法(令和4年法律第97号)が成立し、①国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)の改正により、大量破壊兵器関連計画等関係者について財産の凍結等の措置の対象とされるなどし(令和5年(2023年)6月施行)、②外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)の改正により、電子決済手段等取引業者等に顧客の本人確認義務及び資産凍結措置に係る確認義務が課されるなどし(令和5年(2023年)6月施行)、③組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の改正により、犯罪収益等隠匿罪、薬物犯罪収益等隠匿罪等の法定刑が引き上げられるとともに、犯罪収益等として没収することができる財産の範囲を拡大し(令和4年(2022年)12月施行)、④公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成14年法律第67号)の改正により、各処罰規定について、国際的に保護される者を殺害する行為その他の一定の犯罪行為のための資金等の提供等が処罰対象に加えられるとともに、法定刑が引き上げられ(令和4年(2022年)12月施行)、⑤犯罪収益移転防止法の改正により、⑦外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項に支払又は移転の相手方の本人特定事項等を加えるなどの規定が整備されたほか、④法律・会計等の専門家が顧客等との間で特定取引を行う際の確認事項に取引目的等の事項が追

加されるとともに、これらの専門家が行う疑わしい取引の届出に関する規定が整備された（㉗は令和5年（2023年）6月施行、㉘は令和6年（2024年）4月施行）。

前記「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」に関して、第5次対日相互審査も見据え、国内マネロン等対策の実効性を高めるとともに、リスク環境の変化に対応するため、令和6年（2024年）4月、新たに「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」が策定された。

5 汚職・腐敗対策

平成9年（1997年）、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）において、**国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約**が採択された。我が国は、この条約を締結済みであり、その国内担保法として、平成10年（1998年）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）の改正により外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が新設された（平成11年（1999年）2月施行）。同罪については、その後、国民の国外犯処罰規定の追加等を経て、令和5年（2023年）、不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和5年法律第51号）により、自然人・法人に対する罰則強化等の改正がなされている（令和5年（2023年）7月施行）。

国連は、平成15年（2003年）、自国及び外国の公務員等に係る贈収賄や公務員による財産の横領等の腐敗行為の犯罪化のほか、腐敗行為により得られた犯罪収益の他の締約国への返還の枠組み等について定めた**腐敗の防止に関する国際連合条約**を採択した。我が国は、平成18年（2006年）に同条約の締結について国会の承認を受け、平成29年（2017年）6月に組織的犯罪処罰法等を改正し、国内担保法を整備し、同年7月に同条約を締結した（本章第1節2項（1）参照）。

令和3年（2021年）には、国連腐敗特別総会が開催され、腐敗対策に関する政治宣言が採択された。

6 サイバー犯罪対策

平成13年（2001年）に欧州評議会において採択された**サイバー犯罪に関する条約**は、①コンピュータ・システムに対する違法なアクセス、コンピュータ・ウイルスの製造等の行為の犯罪化、②コンピュータ・データの捜索・押収手続の整備等、③捜査共助・犯罪人引渡し等について定めたものである。この条約の国内担保法として、平成23年（2011年）、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）が成立し、不正指令電磁的記録作成等の罪が新設されるなどし、我が国は、平成24年（2012年）、同条約を締結した。さらに、我が国は、令和5年（2023年）8月、より迅速かつ円滑な手続により、他の締約国から電子的形態の証拠を収集することを可能にすることなどを目的とする同条約の第二追加議定書を締結した。

7 国際刑事裁判所

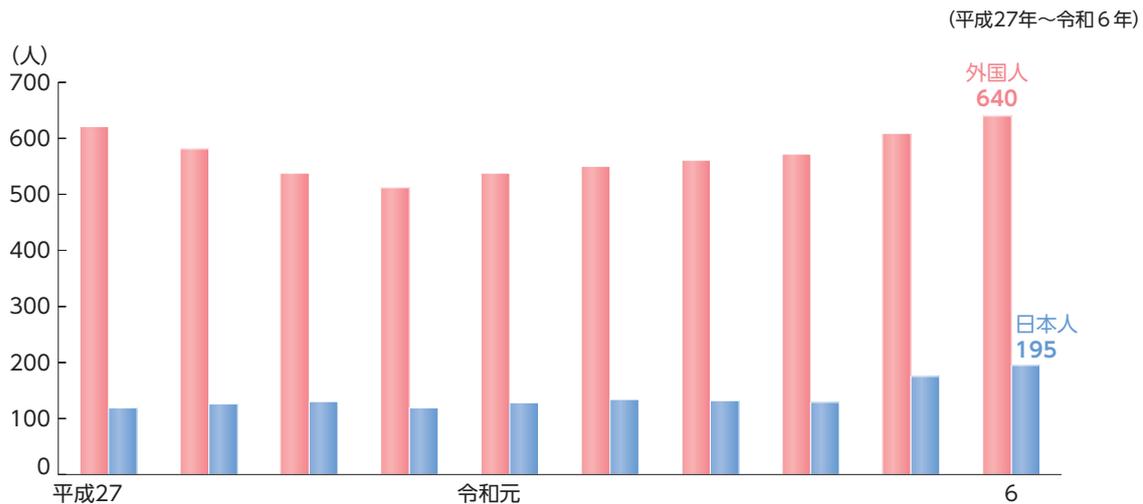
平成10年（1998年）、国連主催の外交会議において、**国際刑事裁判所に関するローマ規程**が作成され、平成14年（2002年）の発効を経て、オランダのハーグに国際刑事裁判所（ICC：International Criminal Court）が設置された。我が国は、平成19年（2007年）に国際刑事裁判所に関するローマ規程の加盟国となり、これまで通算3人の日本人が裁判官に就任し、令和6年（2024年）には日本人（検事出身）が初めて所長に選出された。

令和4年（2022年）3月、我が国は、ロシアのウクライナへの侵略について、国際刑事裁判所に事態を付託した。我が国は、国際刑事裁判所に検事を継続的に派遣するなどして、国際刑事裁判所の活動を支援している。

1 犯罪者の国外逃亡

日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者であって、主として警察が捜査対象としているものの人員の推移（最近10年間）を日本人と外国人の別に見ると、2-6-2-1図のとおりである。

2-6-2-1図 国外逃亡被疑者等の人員の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。人員は、各年末現在のものである。
2 「外国人」は、無国籍・国籍不明の者を含む。

2 逃亡犯罪人の引渡し

我が国は、逃亡犯罪人引渡条約を締結していない外国との間で、**逃亡犯罪人引渡法**（昭和28年法律第68号）に基づき、相互主義の保証の下で、逃亡犯罪人の引渡しの請求に応ずることができるとともに、その国の法令が許す限り、逃亡犯罪人の引渡しを受けることもできる。これに加えて、**逃亡犯罪人引渡条約**を締結することで、締約国間では、一定の要件の下に逃亡犯罪人の引渡しを相互に義務付けることになるほか、我が国の逃亡犯罪人引渡法で原則として禁止されている自国民の引渡しを被要請国の裁量により行うことを認めることにより、締約国との間の国際協力の強化を図ることができる。我が国は、アメリカ合衆国（昭和55年（1980年）発効）及び大韓民国（平成14年（2002年）発効）との間で、逃亡犯罪人引渡条約を締結している。

外国との間で逃亡犯罪人の引渡しを受け、又は引き渡した人員の推移（最近10年間）は、2-6-2-2表のとおりである。なお、我が国から外国に逃亡犯罪人の引渡しを要請する際には、検察庁が依頼する場合と警察等が依頼する場合とがある。

このほか、国外逃亡被疑者等に関し、逃亡先国に対する退去強制や国外犯処罰規定の適用の要請等の取組を進めている。

2-6-2-2表 逃亡犯罪人引渡人員の推移

(平成27年～令和6年)

区 分	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
外国から引渡しを受けた逃亡犯罪人	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-
外国に引き渡した逃亡犯罪人	1	-	1	2	5	-	1	-	-	1

注 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。

第3節 捜査・司法に関する国際協力

1 捜査共助

我が国は、**国際捜査共助等に関する法律**（昭和55年法律第69号）に基づき、相互主義の保証の下で、外交ルートを通じて刑事事件の捜査に必要な証拠の提供等の共助を行い、逆に、相手国・地域の法令が許す範囲で、我が国の捜査に必要な証拠の提供等を受けているほか、アメリカ合衆国（平成18年（2006年）発効）、大韓民国（平成19年（2007年）発効）、中華人民共和国（平成20年（2008年）発効）、中華人民共和国香港特別行政区（平成21年（2009年）発効）、欧州連合（平成23年（2011年）発効）、ロシア連邦（平成23年（2011年）発効）及びベトナム社会主義共和国（令和4年（2022年）発効）との間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結し、現在30以上の国・地域との間で円滑な捜査共助体制を構築している。

外国・地域との間で、我が国が捜査共助等を要請し、又は要請を受託した件数の推移（最近10年間）は、**2-6-3-1表**のとおりである。なお、捜査共助等について、我が国から要請する際には、検察庁からの依頼に基づく場合と警察等からの依頼に基づく場合とがある。

2-6-3-1表 捜査共助等件数の推移

(平成27年～令和6年)

区 分	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
捜査共助等を要請した件数	12 (6)	12 (8)	8 (4)	24 (9)	12 (7)	13 (6)	7 (4)	4 (1)	5 (4)	25 (14)
	54 (44)	85 (67)	110 (95)	156 (125)	186 (160)	169 (137)	199 (187)	208 (178)	332 (274)	627 (543)
捜査共助等の要請を受託した件数	70 (46)	79 (67)	54 (45)	94 (83)	64 (61)	81 (74)	113 (93)	70 (56)	88 (77)	151 (135)

注 1 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。

2 「捜査共助等を要請した件数」欄の上段は検察庁の依頼によるもの、下段は警察等の依頼によるもの（警察が依頼した捜査共助の要請件数並びに特別司法警察職員が所属する行政庁及び裁判所が法務省刑事局を経由して依頼した捜査共助等の要請件数）である。

3 ()内は、当該年に発効し、又は既に発効している刑事共助条約又は協定の締約国・地域との間における共助の要請・受託の件数で、内数である。

2 司法共助

司法共助とは、我が国と外国との間で、裁判所の嘱託に基づいて、裁判関係書類の送達や証拠調べに関して協力することをいい、我が国の裁判所が外国の裁判所に対して協力する場合は、外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法（明治38年法律第63号）に基づいてなされる。令和6年（2024年）において、我が国の裁判所から外国の裁判所に対する刑事司法共助の嘱託は、書類の送達が1件、在外領事等に対する刑事司法共助の嘱託は、書類の送達が1件、外国の裁判所から我が国の裁判所に対する刑事司法共助の嘱託は、書類の送達が17件であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

3 刑事警察に関する国際協力

国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization）は、実用的な情報交換のための信頼性の高い情報ハブ機能を果たしており、加盟警察機関間での迅速かつ確実な情報交換を行うための独自の通信網を運用するほか、指紋、DNA、国外逃亡被疑者・国際犯罪者、紛失・盗難旅券、盗難車両等の各種データベースを整備している。また、各種の国際手配制度を通じ、被手配者である国外逃亡被疑者等の所在発見を求めたり（青手配書）、被手配者の犯罪行為につき警告を発し、各国警察に注意を促す（緑手配書）など、全加盟警察機関の組織力を活用して犯罪防止活動や捜査の進展を図っている。

ICPO 経由での国際協力件数の推移（最近10年間）は、**2-6-3-2表**のとおりである。

2-6-3-2表 ICPO 経由の国際協力件数の推移

（平成27年～令和6年）

① ICPO ルートによる捜査協力件数

区 分	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
捜査協力を要請した件数	318	294	327	445	424	385	414	472	749	1,169
捜査協力の要請を受けた件数	1,993	1,698	1,815	1,693	1,545	1,277	1,181	981	956	874

② ICPO を通じた国際手配書の受理数

区 分	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
国際手配書の受理数	19,513	20,926	21,562	21,179	21,140	18,687	18,357	19,184	19,368	23,863

注 警察庁刑事局の資料による。

第4節 矯正・更生保護分野における国際協力

1 国際受刑者移送

我が国は、外国の刑務所等で拘禁されている者等をその本国に移送してその刑の執行の共助を行うため、平成15年（2003年）に多国間条約である**刑を言い渡された者の移送に関する条約**に加入したほか、タイ王国（平成22年（2010年）発効）、ブラジル連邦共和国（平成28年（2016年）発効）、イラン・イスラム共和国（平成28年（2016年）発効）及びベトナム社会主義共和国（令和2年（2020年）発効）との間で二国間条約を締結している。我が国は、これらの条約の下、締約国との間で、**国際受刑者移送法**（平成14年法律第66号）に基づき、受刑者移送を行っている。

令和6年（2024年）における我が国からの送出移送人員（執行国別、罪名別）は、**2-6-4-1表**のとおりである。令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置（検疫の強化等）、航空旅客便の減便等の影響により、外国の官憲への引渡しに困難となり、送出移送人員が前年より大幅に減少したものの、水際対策の緩和、関係省庁等との連携強化により、令和3年（2021年）には14人、令和4年（2022年）には27人、令和5年（2023年）には31人、令和6年（2024年）には28人の引渡しを実施した。

なお、令和6年における我が国への受入移送は0人であった（法務省矯正局の資料による。）。

2-6-4-1表 受刑者送出国別・罪名別

(令和6年)

執行国	人員	非現住 建造物 等放火	殺人	窃盗	強盗 致傷	遺失物 等横領	銃刀法	麻 薬 特例法	麻 薬 取締法	覚醒剤 取締法	関税法	入管法
総 数	28	1	3	1	1	1	1	1	2	23	25	2
韓 国	2	1	2	1	1	1	-	-	-	-	-	1
イ ラ ン	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1
英 国	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
オーストリア	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
オ ラ ン ダ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
チ ェ コ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
ド イ ツ	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-
ベルギー	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
ラトビア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
米 国	4	-	-	-	-	-	-	-	1	3	4	-
カ ナ ダ	7	-	-	-	-	-	-	1	-	7	7	-
メ キ シ コ	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 1人の受刑者につき複数罪名ある場合には、それぞれの罪名に計上している。

2 矯正・更生保護に関する国際会議

(1) アジア太平洋矯正局長等会議

アジア太平洋矯正局長等会議 (APCCA : Asian and Pacific Conference of Correctional Administrators) は、アジア太平洋地域の矯正行政の責任者等が、意見交換及び情報共有を行う国際会議である。我が国は、過去3回(昭和57年(1982年)、平成7年(1995年)及び平成23年(2011年))にわたり会議を主催した。令和2年(2020年)及び令和3年(2021年)は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により開催されなかった。令和4年(2022年)は、シンガポールにおいて、APCCAとしては初めてオンライン会議システムを用いた方法により開催されたが、令和5年(2023年)以降は対面方式となった。令和7年(2025年)の開催地は、韓国である。

(2) 世界保護観察会議等

世界保護観察会議は、社会内処遇の発展や国際ネットワークの拡大を期して、世界各国の実務家や研究者等が意見交換等を行う会議である。我が国は、平成29年(2017年)に会議を主催した。第6回会議は、令和6年(2024年)、オランダで開催された。そのプログラムの一つとして我が国が中心となって第2回世界保護司会議が開催されたところ、同会議において、更生保護に関わる地域ボランティアの取組に対する認知の向上と国際的なネットワークの促進を図ることを目的として、同会議開催日である4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が承認された。第7回会議は、令和8年(2026年)に、インドネシア・バリ島で開催される予定である。また、令和5年(2023年)、第1回アジア太平洋保護観察会議 (APPC : Asian and Pacific Probation Conference) が韓国で開催された。

1 国連アジア極東犯罪防止研修所における協力

国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI：United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders）は、日本国政府と国連の協定に基づき、昭和37年（1962年）に設置された国連の地域研修所で、現在では、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を中核とする**国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）**の一つであり、法務総合研究所国際連合研修協力部により運営されている。

UNAFEIは、刑事司法分野における研修、研究及び調査を実施することにより、世界各国の刑事司法の健全な発展と相互協力の強化に努めており、その活動は「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の実現に寄与している。

UNAFEIは、その主要な活動として、世界中の開発途上国の警察官、検察官、裁判官、矯正職員、保護観察官等を対象とした国際研修を毎年実施している。具体的には、刑事司法や犯罪者処遇分野の実務家を対象とした国際研修、政策形成に関与する高官を対象とした国際高官セミナー及び汚職犯罪対策に特化した「汚職防止刑事司法支援研修」である。また、世界各国や国連等の要請を受け、特定の地域や国を対象とする研修や共同研究等も行っており、仏語圏アフリカ諸国を対象とした刑事司法研修及びカンボジア、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア等の刑事司法関係機関を対象とした研修・共同研究等を実施している。これらの研修に加え、UNAFEIは、令和5年（2023年）7月に開催された日ASEAN特別法務大臣会合において採択された共同声明に基づく新たな取組として、令和6年度（2024年度）から、ASEAN各国及び東ティモールの刑事司法実務家を対象とし、捜査共助、犯罪者処遇等を主たるテーマとした「日ASEAN刑事司法セミナー」を開始した。

これまで、UNAFEIの研修には、日本を含めて144の国・地域から、6,600人以上の刑事司法関係者（日本人を含む。）が参加している（令和7年（2025年）3月現在）。

また、UNAFEIは、PNIの一員として、毎回国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）や国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）に出席するとともに、他のPNIとも緊密な連携を取りながら、犯罪防止や刑事司法に関する国連の政策の立案・実施に協力している。

UNAFEIは、京都コンGRESSにおいて採択された京都宣言の内容、特に再犯防止施策の推進に向けた取組を積極的に実施している。

2 法制度整備支援

我が国による法制度整備支援は、その多くが政府開発援助（ODA）の枠組みで、法務省、外務省、最高裁判所、**独立行政法人国際協力機構（JICA）**や学識経験者等の関係者の協力により行われてきた。法務省は、平成13年（2001年）、これを所管する部署として法務総合研究所内に**国際協力部（ICD：International Cooperation Department）**を設置し、JICAプロジェクトへの専門家派遣、現地セミナーや支援対象国関係者の本邦における研修等の実施を通じ、支援対象国の実情を踏まえ、基本法令の起草、法律実務の運用改善、法律実務家の人材育成等の支援活動を活発に展開している。

我が国は、平成6年（1994年）にベトナムに対する支援を開始して以来、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、東ティモール、ネパール、バングラデシュ、スリランカ等のアジア諸国に対して支援を行ってきたが、令和6年度（2024年度）からは、ウクライナ、キルギス、フィジー及びタンザニアとの協力関係も開始し、その対象は拡大している。支援に係る法律分野は、民商事法分野を中心としているが、近時は支援対象国の要請に基づいて刑事法分野及び行政法分野の支援も行っており、支援は多様化している。

近年、法務総合研究所は、ラオス国立司法研修所（平成30年（2018年）12月）、ウズベキスタン最

高検察庁アカデミー（令和元年（2019年）7月。現「法執行アカデミー」）、カンボジア王立司法学院（令和2年（2020年）1月）、モンゴル国立法律研究所（令和3年（2021年）8月）等、複数国の研究機関等との間で協力覚書を交換しており、ICDが中心となり、同覚書に基づく共同研究活動を積極的に実施している。また、共通の課題について複数国で共に学ぶという視点から、ICDが法務総合研究所研究部と協力し、令和5年（2023年）3月には、モンゴルとウズベキスタンを対象とした司法統計を題材とする共同研究を実施した。さらに、令和6年（2024年）8月には、ASEAN諸国等から留学している法律実務家を対象とした共同研究を実施した。

これらの活動に加え、新たに協力関係を結んだ相手国との関係では、令和6年（2024年）12月に開催された「法整備支援連絡会」にウクライナ司法副大臣らを招へいするなどして、同国に対する法制度整備支援の協議を始め、令和7年（2025年）7月、犯罪の被害者や目撃者となった少年からの事情聴取の方法（司法面接）等に関する共同研究を実施し、同国に対する法制度整備支援を開始した。同年12月には、JICAと共にウクライナの汚職撲滅に向けた国別研修を実施予定である。また、同年2月には、キルギスを対象とした行政手続・司法手続のオンライン化等を題材とした共同研究、同年3月には、フィジーを対象とした民事裁判の長期化対策等を題材とした共同研究をそれぞれ実施した。さらに、タンザニアについては同年8月、同国憲法・司法省事務次官らを招へいし、同国に対する法制度整備支援の協議を開始した。

3 矯正建築分野における協力

アジア矯正建築会議（ACCFA：Asian Conference of Correctional Facilities Architects and Planners）は、アジア諸国における矯正建築分野での最新技術の情報共有や技術協力を図ることを目的として、平成24年（2012年）に東京で開催された第1回会議以降、アジア各国で継続的に開催されており、我が国は、法務省大臣官房施設課において、会議の設立及びその後の会議運営について中心的・主導的な役割を果たしている。

令和元年（2019年）10月から11月にかけて再び東京で開催された第8回会議には、13か国及び国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）等4機関が参加し、矯正施設整備における設計者、企画者及び利用者の協働、矯正施設が処遇プログラムの遂行に果たす役割、矯正施設の維持管理等のための持続可能な環境の実現、矯正施設の特異性に対応する技術等について議論がなされた。第9回会議はタイで開催予定である。